

平成27年9月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3番	鈴木みどり	4番	那須英二
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	伊藤好彦
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	竹川彰
教育部長	八木春美	総務部次長兼 財政課長	渡辺秀樹
総務部次長兼 秘書企画課長	山口精宏	総務部次長兼 危機管理課長	橋村正則
民生部次長兼 十四山支所長	松川保博	民生部次長兼 児童課長	村瀬美樹
会計管理者兼 会計課長	山守修	監査委員 局長	平野宗治
総務課長	立松則明	庁舎建設 準備室長	伊藤重行
税務課長	山下正巳	収納課長	鈴木浩二
市民課長兼 鍋田支所長	横山和久	保険年金課長	佐藤栄一
環境課長	伊藤仁史	健康推進課長	花井明弘
福祉課長	宇佐美悟	介護高齢課長	半田安利

総合福祉センター 所長	村瀬 修	農政課長	安井 耕史
商工観光課長	羽飼 和彦	土木課長	山田 宏淑
都市計画課長	大野 勝貴	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 25年6月以来の2年間余です。新庁舎の建設問題は全く進展をしておりません。6月議会に続いて、なかなか進展しない新庁舎建設問題について、問題点の解明と再検討の提言をしていきたいと思っております。

質問内容は詳細に通告してあり、簡潔に明快な答弁をお願いしたいと思っております。これは、特に私は市長に申し上げたいと思っておりますので、市長の口から答弁をいただくようお願いいたします。

まず、問題点が多過ぎるにもかかわらず、市長も、議会も、問題点を解明し、解決しようとする姿勢も努力も全く見られておりません。訴訟問題を建設が進展しない原因にすりかえようとしている姿勢こそが問題であります。住民訴訟に対して判決待ちの成り行き任せの姿勢では、次から次へと疑問点、問題点が指摘をされ、解決のめども立たず、幾ら待っていても服部市長の在任中、また平成33年の合併推進債の適用期間内には新庁舎の建設は不可能になるのではなかろうかと思っております。無責任と無能力を露呈しているようなもので、服部市長は真剣に新庁舎を建設する考えがあるのか、疑問さえ感じます。

原告者らは服部市長の最初の支援者であり、厳しい市長選挙をともに戦った同志たちであります。訴訟問題にまで至った原告者の真意を尋ねたり、話し合ったり、建設場所の変更を

検討したり、創意工夫、努力と誠意は全く見られず、反省のない姿勢が問題であるのではないのでしょうか。

建設が進められないのは、隣地の土地取得の失態が原因であります。平成24年3月、庁舎改築等検討委員会の新庁舎建設基本構想、隣接地の土地約1,600平米を2人の地主から買収して新庁舎を提案してきたため、私が隣接地の土地は買収できるのかとただした結果、地主から協力すると言われたとの答弁があったため、隣接地の土地は取得できるものと判断をして、市長の要請により平成24年3月7日、弥富市庁舎建設特別委員会を設置し、基本設計関係の予算を了承し、弥富市新庁舎基本設計図が11月までに完成し、12月には市民に基本設計図を公表し、配布までしたのであります。

しかし、半年後の25年3月になって、一地主から、買収であれば1坪50万円、借地であれば1カ月1坪1,500円と超高額な要求条件になり、特別委員会は初めて用地交渉が難航していることを知り、協議の結果、当然了承できなかつたのであります。

問題は、地主と買収金額等取得内容を合意することもなく、既に基本設計図関係予算等約5,000万円を支出しており、しかも基本設計図を市民にまで配布したというばかげた市当局の大失態が原因であるのではないのでしょうか。地主としては当然の要求であり、市当局の用地取得交渉の未熟さと怠慢を露呈したものであります。反省し謝罪して、改めて原点から検討すべきであったと私は思います。

しかし、5月になって、市の産業会館のある貴重な土地と同面積で交換することで合意できたとして、市当局は6月議会に補正予算として土地購入費1億1,620万円と物件移転補償費1億530万円を提案したのであります。交換比率が鑑定価格において1対1.28、28%も高い交換であり、地方自治法第237条第2項、地方公共団体の財産は、適正な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないとなっており、また市の条例、市長の裁量の範囲6分の1条項、要するに約16%を超えてはならないとなっておるのを超えており、私の経験からも、弥富町時代からも実例のない交換内容であり、大問題であるため慎重に審議することを提案したが、強行に議会で議決したため、市民から監査請求が出され、監査委員会が却下したため住民訴訟となって、現在、裁判所で審理中という不名誉な状態が続いており、次から次へと不条理な問題点が指摘され、現在に至っておるのであります。

不動産関係者からも、この交換については、1対1.28以上の格差があると指摘をされておりました。地主は大もうけするなあというような言葉も聞いたことがありました。そのため私は、市当局の土地の鑑定評価額による比率1対1.28に疑問を感じ、固定資産税評価額による比率を尋ねたところ、固定資産税評価額では1対1.40、国土交通省の路線価で1対1.3であるとの答弁がありながら、40%も高いということを知りながら、1対1.28を中心に議論されてきましたが、私は常に40%以上の格差があると確信をしてきたのであります。今回、産

業会館の土地の鑑定評価額等に疑問が生じてきたため、1対1.28について、まず最初に真相をただしたいと考えます。

産業会館の土地の鑑定評価額1平米9万1,000円に疑問を抱いた市民からこの指摘があり、私自身が直接、不動産鑑定書を見て確認したところ、この標準画地正常価格は1平米10万円となっているのであります。ここに、この不動産鑑定書もいただいて持っております。

要するに、図面で見てもらうとわかるように、この土地が市の産業会館のある土地であります。この南側20メートルと40メートルを交換地に出すということであったわけでありまして、そして、この評価額を鑑定士に依頼したわけでありまして、ここの20メートル真っ角が幾らであるか。これから換算すると、これが幾らになるか。こういう鑑定評価であります。

これは、20メートル・20メートルのところは平米10万円だということでありまして。ところが、この土地になると、個別的要因の補正というんですが、要するに規模は0.95、奥行きが長大であるということから0.96、そうするとこれは1平米9万1,000円となるということで、この話だけで来たわけでありまして。そうすると、ここに残地が残るんです。こういうようなことであります。

だから、普通、鑑定評価をするというのは、この土地全体が幾らであるか、そしてその中のどれだけかを交換地として出すということで、今の標準画地正常価格というのは、全体が幾らであるかということを示すことであると私は思うわけでありまして、このような鑑定をした経過をひとつ尋ねたいと思います。服部市長、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

佐藤議員に御答弁させていただく前に、議員のお許しをいただきまして、さきの台風17号、18号の影響によりまして記録的な豪雨により、先週、茨城県、そして栃木県で甚大な被害となり、多くの方々が亡くなり、心からお悔やみを申し上げますと同時に、その被害に対して心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

私どもといたしましては、56年前の伊勢湾台風を思い浮かべるところでございます。どうか被災地の皆様方におかれましては、一日も早く復旧を願うものでございます。市といたしましても、堤防等のハード面の対策をよりしっかりやっつけていかなきゃならないと考えているところでございます。

佐藤議員、申しわけございませんでした。

では、佐藤議員に答弁をさせていただきます。

議員は質問の前段でいつものごとく、私、あるいは行政に対しまして、あれこれと辛口で御意見をいただくわけでございますが、本会議の場で何を話されても結構かとは思いますが、大変残念なことに、このような話がいつもいつも出てくるということは、互いが全く信頼感

がなく、そしてある意味では不信感さえ抱いているとのあかしではないかと考えるところでございます。何とか改善をしなければならないとは思いますが、ままならないところでもございます。

原告者と話し合いをなささいという御質問をいただきました。少しお言葉を返すようでございますが、このたびの原告者が本当の意味で私の継続的な支援者ならば、2年ほど前、裁判が始まる前において、私の庁舎の件に対していろいろとお話があってもしかるべきではないでしょうか。何の話もなく住民監査請求をされ、棄却され住民訴訟、そして現在の裁判に至っているわけでございます。いまだかつて原告者と一度も膝を合わせて話し合ったことはございません。また、議員も常に原告者側に寄り添い、過去12回の裁判の口頭弁論におきまして原告側を擁護する意見陳述をされているわけでありまして。今、議員が原告者と話し合えと言われるならば、原告の方々と私を取り持っていただければとも思うところでございます。しかし、このことにつきましても、現実的には裁判が係争中でございますので、なかなか思うようにはならないと思っております。

こんな状況の中で、訴訟に対し、私どもは顧問弁護士と常に打ち合わせを重ねていただき、50年ほど経過する老朽化した市役所、災害時の司令塔としてなくてはならない市役所、市民の皆様との交流の場、あるいは行政のサービスの場として非常に重要な市役所、そのような状況の中で、市民の皆様は一日も早く新しい庁舎の建設を望まれているところでございます。そのような状況の中で、この裁判におきましても、本市の主張を認めていただき、一日も早く結審をいただきたいと今現在願っているところでございます。

御質問の鑑定評価額等の答弁にいたしましては、副市長から詳細にわたりまして答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、土地の評価の方法でありますけれども、公共用地の取得に伴います評価でございますが、損失補償基準、それから損失補償基準細則、土地評価事務処理要領などがございまして、標準面地を設定して行うなどの不動産鑑定方法につきましては、不動産鑑定評価基準等がございまして、これに基づいて行っております。

今回の標準地正常価格は10万円ということで、先ほど議員の言われたとおりでありますけれども、ここに至るまでの経過につきましては、まず取引事例等をそれぞれ収集いたしまして、その取引事例と事情補正、時点修正等を行い、建物がございましたら、そのそれぞれの事例につきまして建物の原価補正を行う。そして、それぞれを標準化補正しましたものを地域格差補正をして引っ張り出してくるということで、この中には収益価格、あるいは基準価格、これは地価公示地から出したものでございますけれども、同様に同じテーブルにのせて求めたのが、先ほど議員の言われた平米当たり10万円という標準値正常価格でございます。

これにつきましては、先ほど言われたとおり、条件としては20メートル・20メートルの正方形で、道路、19メートルの接道したものであるということでございますので、先ほど議員の言われましたように、それぞれ補正を掛けて9万1,000円という数字になっております。ですから、それぞれの基準に基づいて算出しておるといことで、何ら間違っていないと思っております。

それと、先ほどお話がございました東側に土地が余ってしまうのではないかとということにつきましては、実際にはちょうどあの下を、ほかの北側の土地の排水、それから浄化槽の排水が通っておりまして、将来、南側の駐車場を交換地として出した場合に、そこはもう通せませんし、仮に公共下水が来た場合は公共ますということで、恐らく西側の歩道側に流すことになるかと思いますが、その場合は下水管は相当下のほうを通過していると想定できますので、下水の汚水処理には可能であると思っておりますが、産業会館の駐車場及び産業会館の雨水排水をするに当たっては逆勾配になってしまうというおそれがございますので、あの敷地については今後も必要になると思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 例えば、今のここだけで鑑定評価をした場合と、このように平和通りがあり、国道1号線がある、この全体、しかも東側にはつけかえ道路がちゃんとあるんですよ、ここの中へ入っていけるように。こういうような立地条件の土地全体、しかも広大な面積ですし、非常に利用価値のある面積を全体で鑑定した場合、幾らになるのか。また、その事例等、国道1号線に面したり、こういうようなところの事例の金額があるなら、最近、五、六年の間に事例があったら、一遍それを示していただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 国道1号線での売買実例等については、把握はいたしておりません。

今のように一部のみを指定して鑑定評価を行っているという御指摘でございますけれども、土地評価事務処理要領、先ほど申し上げました中の第1条の第2号におきまして、所有者及び使用者をそれぞれ同じくし、これはそのとおりであります。かつ同一の用途、同一の利用目的の供されている一団の土地ということになっております。敷地全体の利用状況を見ますと、北側の国道1号線から職員駐車場として利用しております。さらに、次に進入路及び産業会館の敷地として利用しております。その南側に、今回鑑定をした職員駐車場があります。このように、その利用状況は明確に区分されております。以上のことから、敷地全体ではなく、南側職員駐車場の部分的鑑定を行っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それは、今、利用しておることなんで、実際にこういうところの売買が幾らになっておることなのか、そういうこともきちっと調べないで、ただ鑑定士が20メートル

と20メートルを鑑定して、これが10万円だと。恐らくこんな今のいい土地全体を見たら、もっと価格は変わると思いますよ。しかも、こここのころの、こういうように類似したところの売買実例も調べないで、ただ鑑定士がこう言ったから10万円だけれども、個別的要因の補正をすると9万1,000円だということだけでやってきたということに、非常に私は疑問を感じます。

そしてこれが、間口が20メートルで奥行きが40メートル、細長い奥行き長大であるから、これは補正率を掛けると9万1,000円になるんだと。そういうような考え方で進められるならば、例えばこういうようなところへ公共の道路を引こうとした場合、これだけだけの鑑定をするんですか。ここ全体を鑑定して、そしてここは今の補正率を掛けて、一例を言うなら、これは10万円だと、ところがこれだけだから9万1,000円を買収する、そんなことやったことがありますか。また、そんなことで用地が買えますか。どうですか。その点を市長一遍、判断をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 土地の鑑定の評価につきまして、それぞれ今、大木副市長のほうから産業会館の土地利用につきましてのお話をさせていただきました。議員は全体的な土地の評価、鑑定評価を求めて、希望される場所の用地という形に対する鑑定評価を求めるべきではないかというふうにおっしゃるわけですが、私どもとしては、そのような全体的な鑑定評価をいたしておりませんので何とも申し上げられませんが、議員は1号線に面するところと平和通りに面するところという形の中で、1号線に近いところが鑑定評価が高いというふうにお思いでしょうけれども、実際は違います。1号線の路線価と平和通りの路線価では、平和通りの路線価のほうが高いんです。これが今現在の私どもが習得している路線価の違いであるわけですが。そういった形で、標準区画という形の中で20メートル・20メートルという形に対しては、平和通りに16メートルないし19メートルの道路に面しているというような状況で、そのような20掛ける20の、いわゆる評価価格が10万円だという形で評価されておるわけです。

そうした形の中で、全体的な評価をしていないから何とも申し上げられませんが、1号線と平和通りに面する北側が高いということは、ある意味では不確かでございます。そういうような状況のものの中で我々としては、20メートル掛ける20メートルが10万円、そして20メートル掛ける今度は奥行きが40メートルになりますので、補正を掛けて0.91という状況で判断されて、この鑑定評価は間違っていないと確信をしております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） やっぱりもっと調査をすべきですよ。ただ鑑定士に、こういうやつで間違いない。それじゃあ、一般の今の市民の感情からしたら、さっき言いましたように、

これからこういうような、ここに道路がありますと。そして、ここへ新しい道路をつくるために買収するとなったときに、これは細長く、こうやって買収するわけですね。そうすると、これは細長いから補正率で安く買うと、そんなことできるんですか。やったことありますか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 確かに言われるとおりかもしれませんが、土地を買収する場合の鑑定につきましては1筆ごと評価しますので、先に切った状態というのは、もともと切ってあれば、そういう評価をするかもしれませんが、1筆ずつの評価をいたしておりますので間違いございません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうでしょう。そしたら、例えばこの土地の鑑定評価は幾らであるか、そしてその価格でこれを買わなきゃ買えんでしょう。違いますか。この評価が幾ら幾ら、ところが細長い買収だから、ここは補正率で安くして買いますと。そんなことを私、一遍も聞いたことがないし、そういう実例はないが、そういう実例はありますか、弥富で。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御承知のように鑑定評価というのは、その土地に対する間口がどれくらいあるのか、どういう道路の幅に面しておるのか、あるいは造成の段階においてどのようなことを講じていかなきゃならないのか、あるいは水道施設等の公共のインフラ整備がどのような形になっているのかという形で、さまざまな状況という形の中で判断されるわけでございます。そうした形の中で、先ほど副市長が答弁しましたように、残りの残地に対しては、まず新しい評価方法で評価していかなきゃならないという形でございます。我々としては、一体的な形の中で、それを全体的に道路に資するというようなことについては、基本的にはやっておりません。個々の対応という形になっているわけでございます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 先ほども申しましたように、土地評価事務処理要領第1条第2号におきまして、所有者及び使用者をそれぞれ同じくし、かつ同一の用途ということで、南側の駐車場の分だけを鑑定したと。しかも、この土地については、本人からの代替地の要望があったということで、評価をいたしております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） だから、私が申し上げておるように、この土地の鑑定評価をするわけでしょう。この土地の鑑定評価を、道路に面して。今、市長の答弁は、そんなことは常識だからわかっておるんです。土地の評価というのをどうやってやるのか。例えば道路に面しておるとか、あるいは下水が来ておるとか、いろいろそういうような立地条件がもとになって鑑定評価というのは出されるんですよ。こんなことは言われなくたってみんなわかってお

るんです。しかし、全体を評価して、そしてそのうちの一部を買収するのであれば、今度、これを補正して買うことをやっていますかということをお聞きしておるんですよ。そんなこと弥富で、私、聞いたこともありません。これからもまだ道路を買わなければならないですよ。道路用地を買わなければならないですよ。全部これを買えば、この価格で幾らですということでは買えます。この鑑定評価で幾らですと買えます。こうやって細長く買う場合だったら、これは10万円だけれども、この細長いような買収だったら、補正率を掛けて安くなるから安く売ってくださいといって買えますかということをお聞きしておるんです、私は。どうですか、市長。そういう例はありますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今ここで具体的な例を示すわけにはいきませんが、例えばそういう残ったところの用地としていろんな公共の目的に資する場合には、評価の仕方というのはあるわけがございます。だから、その辺のところにつきましては、先ほども言っておりますように、どういう形で鑑定評価するということは、道路に面しているか、あるいは間口がどれくらいのものになるのかということに対して、常識的な判断をもって評価を定め、そして補正率を決めて、そして評価額が出てくるというように考えておりますので、市としてそういうような状況のものについて、どういう具体的な例があるかということにつきましては、また調べさせていただき、委員会等で報告もしなきゃならないと思っておりますけど、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 何回もくどいようだけど、例えばこの土地は道路に面しています。そして、幾ら幾らです。ところが、今度新しい道路をつくるために買いたいのはこれだけだけです。そうすると、ここはわずかしら道路に面していません。だから、この土地であれば幾ら幾らと。ところが、これだと狭くなるから補正率を掛けて安く買うようなことが実際にできますか。私は、そんなことは今まで聞いたこともやったこともありません。恐らく市でも、そんな買収はやっておらんでしょう。

だから、私が言うのは、一つにはそういうような、今回この土地に限って、こういうような鑑定の方法で評価額を出したということについては、2つの問題点があるということなんです。1つは、全体のもので評価して、そしてその中の今の土地についての補正率を掛けるというのが常識なんです。だから、補正率を掛けることは、私、当たり前だと思っておるんです、これは。ところが、評価を、全体をするのと、ここだけで評価するのでは全然評価の違いが出てくるんですよ。

それじゃあ、きょうはわからないと言うんだったら、例えば国道1号線に面したところの売買実例が幾らであったか、二、三カ所でも、一遍、次までに調べて聞かせてください。そ

して、この土地の評価が例えば平米10万円であるのか、近くのところの売買実例が幾らであるのか、そうしたことから換算してこの土地は幾らであり、補正率を掛けて幾らであるというような、そういうきちっとした根拠を出すべきなんです。ただ鑑定士が鑑定評価を出してきたから、それが絶対正しいんだというような方法で私たちは聞いてきたって、理解ができません、そんなことは。これがまず1つです。

それから、次に申し上げますのは、こういうような土地、この土地は弥富の財産なんです。市民の財産なんです。市民の財産であるから、これを交換地として出す。今回は交換地でなくて、7万1,300円でここの土地を買って、10万円、補正率を掛けて9万1,000円と言っておるけど、9万1,000円で、これを7万1,300円にして売り渡すというようなことなんです。こういうようなことについて議会の議決があればいいという考え方についての問題点、これを私は1つ指摘したいと思うのであります。

まず、こういうような鑑定評価を出す場合、例えば市のいろいろ契約、例えば契約規則とか随意契約の取扱基準によると、2者以上の見積もりをとることになっておりますね。今回、1者だけでやっておるわけです。しかも、1者だけでやっておりますから、これが絶対正しいという判断は私はいかななものかと思うんです。

例えば、市がいろいろ随意契約をやる場合、2者以上の見積もりをとってきなさいとか、2者以上の見積もりをとって幾らと決めるでしょう。1者だけでいいんですか、みんな。ここに市の弥富市随意契約関係取扱基準というのがありますが、これらも、小さな金額でありながらも、2者以上の見積もりをとるでしょう。これも同じことなんです。例えば1者だけでやって、それが絶対正しいという判断が妥当かどうか。まずこのことについて尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 最終的に鑑定を行った業者は1者であります。業者決定に際しては2者から鑑定をしていただく金額を出していただいて、そのうちで1者を随意契約で決めております。ですから、最初から1者ではありません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そんなことを言っておるんでないんです。はっきり言うと、県のこういうような基準を出せといたら、同じ穴のムジナというか、同じところで入札をやって1者安いところにやってもらいましょう。これだけなら1者だけのものなんです。別途の例えば鑑定総合研究所とか、そういうような別のところからもう1者選んで2者で鑑定してもらおうと、恐らく変わってくるんじゃないかと私は思うんです。前に防災無線のときに一例があるでしょう。この中の決まったところだけで防災無線の入札をやったら、見積金額が3億どれだけですか。ところが、全体でほかのところも含めてやったら、1億数千万安く落

札したという経過があるでしょう。

だから業者を選ぶ、それが2者、3者と言っておるんじゃないありません。実際に鑑定をしてくれる業者を何者か選んで、その見積もりをとるということです。そういうことを私言っておるんです。ただ1者だけ。4者か5者か知りませんが、その中で入札をしたら一番安いのが落としたと。だから、その一番安いのが落としたのが絶対正しいと。そうじゃなくて、もっとほかのグループのところからやって、そしてその業者と2者で今の鑑定評価をとったら変わってくるんじゃないかと思うんです。市長どうですか。違いますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げますけれども、我々としては最初から単独で鑑定評価をする業者を決定したわけございません。先ほども大木副市長が答弁したとおりでございます、そういう競争入札の結果、1者が選ばれて、我々はその業者に託したと。これは客観的な方法として私は正しいと思っておりますよ。そういう状況の中で、議員としての御意見があるかもしれませんが、私たちとしては、この鑑定評価の業者選定に対しては、正しい方法をとってきたと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私、今、申し上げておるのは、全然市長と観点が違うんです。入札をやった結果、この業者が、何者か選んだ業者がやったから絶対正しいんじゃないんです。別のところからも選んでやれば変わりますよ。そういうことをもっとしっかりと、その結果こうですということで判断をすれば、これはまたそれなりに理解はされると思うんです。そのことは私は一遍十分考える必要があると思っておりますので、よく今後検討してみてください。

それから次に、日本の国は法治国家であるんです。まず地方自治体の運営は地方自治法、そして条例のある場合は最大限にその条例を遵守するという、これが当たり前のことなんです。それはなぜかという、執行権者の裁量権の逸脱や暴挙を戒め、公正な行政運営を期すために、地方自治法とか市条例において執行の規定を示しておるんです。

地方自治法第237条第2項では、先ほども言いましたように、地方公共団体の財産は、適正な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないとなっております。そして、また市の条例では、市長の裁量の範囲は6分の1、要するに16%、約16%を超えてやってはいけない、こういうように規定しています。この規定は今までみんな首長は守っておるんです。服部市長も遵守されるべきじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員のおっしゃるように、私たち地方の自治体、あるいはそういった形の中では、その自治体が定める条例ということにつきましては大変重いものであることは

間違いございません。そういった形の中で、国が憲法を守るのと同じような形でやっていかなきゃならないわけでございますけれども、しかしそういう形の中で237条、先ほど議員のほうもおっしゃいましたけれども、その公共団体の財産は、条例または議会の議決なくしてはという形の前文条項があります。議会の議決というのは、我々がそういった形で他の行政経営に資する土地に対して取得する場合においては、1.16倍の私の裁量の範囲を超える場合においては議会の議決を得ると。そういう形の中で減額譲渡も可能であるということを含めてあるわけでございます。先ほど237条の後半の部分しか議員はおっしゃっておりませんが、前段の部分におきましては、財産等におきましては、譲渡もしくは貸し付けにおいて議会の議決を得るという形の中で、今後、私たちは減額譲渡する場合においては、議員の皆様と諮り、議会の議決を得てから、粛々と庁舎建設に臨んでいきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 先ほど6分の1を遵守しなさい、しなければならぬというお話がございましたが、これは交換できる場合は6分の1内ということで、これを遵守というんじゃないで、交換できる場合という規定でございます。先ほど市長が言いましたように、その6分の1を超える場合は、地方自治法第237条第2項の規定に基づいて無償、あるいは減額譲渡する場合は、この地方自治法に基づいた議決をすれば可能ということでもありますので、条例を遵守しなさいというものではないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） まず、観点が全然違っておるんです。ということは、私が申し上げておるのは、確かにただし書きで、ただし議会の議決を得ればいいですよという、こういうことなんだ。だから、議会の議決を得ればいいですよという安易な適用、これは戒めるべきだと思うんです。ここのところを市長、間違えてもらってははいけませんよ。例えばどういう場合かといったら、この方法しかほかに方法がないと。例えて言うならば、堤防が決壊したと、今回、鬼怒川が決壊した。早速堤防の補強をしなきゃいかん。拡幅せないかん。その隣地の土地をどうしても立ち退いてもらわなきゃいかん。そのかわりに例えば他の土地を提供しなければいけない。そうしないと強固な堤防が復旧できない。こういうようなやむを得ない措置として、こういうようなただし書きを運用して、価値評価額が例えば30%であろうと、議会も市民もみんな了解するんですよ、そういうような場合であれば。他に方法がないというようなときに、このただし書きは適用するものなんです。

そして、他に影響するようなことがあってはならないんです。ここで市の庁舎だけにこういうようなことをやったといったら、今後、公共用地を買うときに、みんなこれを適用して、議会の議決を得て28%なり40%なり、みんな高く買ってもらう、あるいは交換してもらわなきゃ提供しませんよという、こういう影響が出てくるから、今回こういうようなことについ

て監査請求が出ており、あるいはまた訴訟の問題になっておるんですよ。

要するに、やむを得ない措置であり、他に影響が波及しないような場合に限り、議会の議決を得て運用することができる。こういうように解釈すべきなんです。このような措置のために、こういう議会の議決を得てやればやれるという方法があるんです。今回の場合、用地交渉で難航しちゃった。だから、都合が悪くなったので、安易にただし書きを運用すれば、議会が議決してくれればそれでいいというようなやり方をやったから、今の反対が起こったり、訴訟問題に発展していくんです。今後これから、そういうような公共用地を取得する場合、このただし書きを要求されることが起こってきますよ。他に影響がありますよ。そのことを私は、もっと市長は考えていただかないといかんよと、こういうことを申し上げておるんです。わかりましたか。

それで、例えばこれ28%になっておりますが、私は28%ではないと思っています。固定資産税の評価額では40%となっております。固定資産税の評価額だと1対1.4。これは大木副市長から議会へ答弁があったとおりなんです。40%違うんです。今回は、27年の3月議会で7万1,300円を買って、そして9万1,000円なり10万円なりの土地を7万1,300円で売り渡すということでしょう。こういうことで予算が組まれたわけでしょう。

そうすると、服部市長になって初めてこういうことが行われておるんです。今までにこんなことは一遍もありません。今後もこんなことはできないと思っております。あつたら聞かせてくださいよ。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 土地の買収につきましては、過去の例をいろいろとこの本会議の場で私は話すつもりはございません。しかし、それぞれの首長の時代において、いかがと思われるような土地の買収の方法は過去にございます。そういった形の中で、私としては疑問に思っているところもございます。しかし、土地を求める上においては、その地権者の希望というものもかなえていかなきゃならないわけでございますが、方法としては売買で買収させていただく、あるいは地代という形の中で賃料を払って私どもとしては利用させていただく、あるいは交換地を求めていられるんだったら交換地を探して、その交換地の要望に対して我々としては準備していく、この3つの方法があろうかなあと思っておりますけれども、それぞれの方法につきましては、私たちは議会のほうにも御説明申し上げ、そして地主さんとの交渉につきましてもお話し合いをさせていただきました。他の方法が現在のところ、産業会館の土地を減額譲渡するという方法しか見出せなかったということは事実でございます。そういう形の中で議会のほうにも私たちは、この減額譲渡について、これからの議決を仰いでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今の市長の言われるようなことが、これが弥富の実例だということになったら大変なんです。私はそのことを申し上げておきます。

市民の中には、この前もこういうことがありました。何で市庁舎ができんだと。こういうようなことを言った人がありました。だから、私がこういうようなことと説明をして、そして交換地として、こういうような格差のあるのを買って売り渡すんですと言ったら、みんな、そんなばかなことがあるかと。みんな反対なんです。だから、これが今後影響するということでは十分考えられるので、このことを私はきちっとすべきであると。

これを執行した場合、今はまだ執行する前に、できるだけこういうようなことで後に問題が起こらんようにしなきゃいけませんよということをおっしゃるんですが、これを執行した場合、服部市長の退職後なり今の執行後に、また住民で損害賠償とか、そういう請求が起こることは確実なんです。そうしたときに、恥ずかしい不名誉なことが起こるから、これは慎重に考えなさいよと。

交換は、あくまでも対価交換、それに例えば今言ったプラス市長の裁量が、6分の1条項ですか、そういうのが認められることであって、こんな28%、40%というような対価交換ではなくて、価値が違うものを同面積交換なんていうようなことは本当に今まで例がないですよ。市長は何か今までやってきた例があると。あるんだったら一遍示していただきたい。本会議でなくても、何も私、事実を別にここで言ってもらわなくても、そういう事実があるなら一遍聞かせてくださいよ。

今回、そういうようなことで、私は提案したいのはこういうことなんです。弥富市庁舎改築検討委員会の検討の見直しと住民投票の検討を提案したいと思うんです。検討委員会が開催された22年5月時点から現在まで5年以上経過しているけれども、建設は全く進展しておりません。情勢は変化しております。最大の問題は、市街化調整区域においては庁舎の建設はできないということで結論づけてやってきたわけです。それが今では、今ではどうか、市長は3月議会で初めて、市街化調整区域でも建設できることを認めながら、合併推進債の活用期限に間に合わないかと否定した答弁をしておるわけです。答申後、約4年過ぎた現在も、隣地の用地取得ができないんです。見通しも立たないんです。そういうことであるならば、一度、検討委員会をもう一遍やり直すべきじゃないかと。現在では市街化調整区域でも方法を考えれば建設できるようになっております。現実に市街化調整区域で建設したまちもありますし、あま市も新庁舎を市街化調整区域で建設するための条例改正案を、この9月定例議会で議決することになっております。

また、9月9日の鬼怒川の決壊、テレビで恐らく見られたと思いますが、常総市役所の実情を一遍考えていただきたい。テレビで見られたでしょう。まだ昨年完成した市役所が浸水をし、市役所の機能が果たせなくなりました。ですから、新しい庁舎をつくるというんだっ

たら、耐震ばかりではなく、浸水しない高台にして建設することを私は痛感しております。前にもこのことは申し上げました。特に今回、国立競技場の建設問題も大きな問題になりましたが、総理大臣がこれはいかんということで、結局ゼロからの見直しを決めました。

こんなようなことをやって、後に禍根を残さないことを考えるのが大事な行政運営だと私は思うんですよ。だから、原点に戻って検討する勇気も必要であり、また新しく市民の声を聞くことも重要であります。新しく専門家を含めて検討委員会で議論するなり住民の意向調査をするなりして、急がば回れ、再度進言をしたいと思います。

服部市長は新庁舎建設を本心から進める考えがあるのかどうか、私は本当に疑問を感じております。もう時間がないので、市長の答弁は求めませんが、今回私は一案として、愛知県の防災構想との接合計画を一遍考えてみることも一つの方法ではないかということで、3月議会において黒川県議の質問に答えて、日光川下流のほうにヘリポート基地をつくるというような計画を大村知事は述べておられるんです。この地はゼロメートル地帯だし、一旦有事のときには非常に大事なところだと私は思っております。ですから、そういうものと接合する計画も一つの方法ではないかということを私は、大木副市長にも話しておきましたが、これが難しいかどうかはまた協議の結果になると思いますが、市長、検討されたでしょうか。どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 時間もございませんので、簡単明瞭にお話をさせていただきます。

今、議員の御質問の中で、私が3月議会で市街化調整区域の中で庁舎が建設できることを認めたという話をされていましたが、議事録を確認していただいても結構でございますが、このような発言はいたしておりません。例えば割愛があったとするならば、副市長が6月議会において、市街化調整区域から市街化に編入した場合において庁舎建設はできるということを思っておりますので、よろしく願いいたします。

市街化調整区域での庁舎建設はできないのであります。それは、私ども弥富市が合併協定書の内容が尊重しなければならない。庁舎は、この場所で設置していくということが厳然として生きているわけでございます。また、新市基本計画におきましても、現在の庁舎の場所で建てかえるという形になっております。そうした形の中で、現時点で直ちに調整区域の中で市街化を編入した場合においても、とても時間が足りない。そしてまた、合併推進債、あるいは交付税措置という形の財政上のメリットが得られないということについては大変大きな問題であるわけでございます。

そういうような形の中で、新たな土地を取得し、庁舎を建設するにおいては、時間的問題、あるいは都市基盤整備という形の中で、さまざまな道路であるとか水路のつけかえ、あるいは造成費という形の中で多大な費用が発生するわけでございます。そういったことに対して

もなかなかできるものではない。

そういうようなことから考えまして、新たな場所で検討するといったような形で検討委員会を設置することは考えておりません。また、住民投票という形についても考えておりませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、ヘリコプターの基地の誘致をという形で、それにあわせてお話がございましたけれども、これは大変重要なことであろうと思ひております。昨年の平成26年5月に愛知県の防災局から発表されたのが、ゼロメートル地帯における大規模災害時における避難、あるいは安全性について、県のほうが平成27年度当初予算の中で調査費をゼロメートル地帯に対して立てられました。私は、いち早くそのことを察知申し上げ、5月からいろいろと検討を加えさせていただき、場所としては現在の弥富市の前ヶ平の愛知県農業総合試験場、いわゆる農業技術センターの跡地に、これは3.2ヘクタールございますけれども、ヘリコプターも十分おりられる。そういうような状況の中で、7月27日に愛知県の防災局長にお話をさせていただき、また8月26日には防災課長も現地を見に来ていただきました。防災局長もごらんいただきました。そういうような状況の中において、市民の安全を守るために、ぜひあの場所を私としては提案をしていきたいと思ひております。

現在、この場所におきましては、蟹江警察署の建てかえというような状況の中で仮庁舎となる予定でございますが、新しい署ができた場合において、その跡利用という形の中で、ヘリコプターを含めたところの避難場所としてのことを県のほうに要望してまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤高き君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長は、今の私が言っておることに耳を傾けようという考えはなく、突っ走ろうとするんですが、後から後悔をせんように私は十分考えていただきたいと思ひています。

そして、服部市長に重ねて進言しておきます。弥富市長がこのような土地問題において、予算執行後、損害賠償請求を求められるような不名誉なことになってはならないということをもまず第1に考えることです。それから、そのためにはまず法律を守ることです。ただし書きでやればいいんだというような考え方は改めるべきです。

次に、弥富市民のためにベストな庁舎建設はどうあるべきか、もっとしっかりと創意工夫と、それに向けての努力をされること。このことを私は申し上げて、時間が参りましたので終わります。

○議長（佐藤高き君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の那須議員のほうから参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付しましたので、よろしく願いいたします。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従い質問させていただきます。

通告書に出したものの順番が多少前後することがありますが、質問内容自体は変わっておりませんので、お願いいたします。

今回は国保についてでございますが、今回のタイトルとしてわかりやすく「引き下げ」ということでさせていただきました。

前々回、3月議会のほうで国保について質問させていただいておりました、そのときには回答といたしましては、県に一本化されるので、その様子を見ていたいということで回答が終結しております。しかし、それから時がたつにつれて、基本的な業務は相変わらず市町村の責任で、徴収金額等も決定して行うことになるということでございますが、そのあたりについて市の見解としてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お尋ねの件につきましてお答えいたします。

今回の改正でございますけれども、都道府県と市町村の役割が明確化されております。市町村につきましては、地域住民と身近な関係の中、資格の管理、それから保険の支給、それから県の標準保険料の規定に基づきまして保険料率の決定、それから賦課・徴収、保健事業等を行うこととなります。詳細につきましては今後また順次示されると思いますので、その様子を見ていきたいと思っております。

また、県の役割につきましては、財政運営の責任、また各市町村の納付金の決定、各市町村の標準保険料等の設定、各市町村の保険給付の点検、事後調整、各市町村が実施する事務の標準化・効率化・広域化の促進を行うこととなっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 要するに、県のほうは納付金ということで決めて、弥富市が納付していくということでございますので、住民に徴収するのは弥富市が徴収して、それを上げていくという形になろうかと思っておりますので、そういった部分においては、市自体に徴収の権限というのがありまして、今までと変わらず市のほうで徴収額等も決められるということになろうと思っておりますが、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） この場合、先ほど申し上げましたけど、あくまでも県の標準保険料というものが基本になってまいります。こういったところで県下全体的な広域化を図っていくという形になると思いますので、市が単独で、この金額だというような形のものは非常に難しいかなと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市が単独でやるのは難しいと言いますけれども、逆に県が市町村ごとにこれこれこれこれと決めていくというのは現実的になかなか難しいということなので、今までどおりの形で出てくるかと私は予想しておりますけれども、これは続けてもあれですので、先に進めさせていただきます。

あともう1点、国から低所得対策として、保険者支援制度を拡充し、27年度に1,700億円、29年度からはこれが倍化、3,400億円と、財政支援が強化した形でおりにくと計画されております。今、わかっている分でいいんですけれども、このうち弥富市に入ってくる交付金というんですか拡充された分は幾らほどと予想されるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お尋ねの件でございますけれども、まず御質問の中で2つありました。前半の1,700億円と、それから29年度以降と言われましたが、恐らく30年以降のお話かと思っておりますけれども、以降の1,700億円というものでございますが、これにつきましては性格の違うものでございます。

まず、最初の27年度から実施されるものにつきましては、低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者の数に応じた自治体への財政支援ということになっております。

続きまして、30年度から実施する約1,700億円と言われておりますけれども、これにつきましては財政調整機能の強化、また自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応、また保険者努力支援制度ということで、医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援、これはジェネリックとか、そういったものでございます。また、財政リスクの分散・軽減方策といった形のもので、これらにつきましては、議員言われますように、低所得者に対する形のものではなく、全体的な制度を保つためのものでございます。

前半の27年度から実施しておりますものにつきましては、議員も御承知のとおり、従来、950億円のものが1,700億円増加するということで2,650億円のものになりますが、これは現在の金額に比べますと約2.8倍という形になります。これが正確なものかどうかというのは、また制度的な問題がありますので、仮にという形の積算をさせていただいておりますけれども、満額今のような形で来た場合ということで御理解願いたいんですが、これが現在の2,378万円から6,658万円になるということでございます。増加分としては4,280万円程度と

ということになります。うち県と国のほうで3,210万円、また市としても1,070万円ふえます。ですから、市としましても全額が、市として潤うものではないと理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 最初の27年度、今年度からは2.8倍ということで4,680万円増額と。ただ、完全にこの額が市として、4分の1出さないといけないもんですから、単純にこのままふえるということではないとおっしゃいましたけれども、現実的には多額の予算が入ってくると言っているのではないかと私は思っております。

それを見込んで、他の市町村の動きを見てみると、例えば名古屋市では1人当たり3,000円ほど、京都でも5,000円ほど保険料の引き下げを決めましたけれども、弥富市は、こうした動きを得て、国保の引き下げをする考えはありますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず御理解いただきたい点でございますけど、名古屋市と弥富市につきましては、保険料の算出の考え方が若干違っております。まずその点を御説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

名古屋市におきましては、総医療費見込み額から一般負担金を除いた金額を国民健康保険が負担する医療費といたします。その医療費から公的負担金と保険料総額を定めます。保険料総額から所得割総額と均等割総額をそれぞれ求めて、所得割率と均等割額を求めます。ここまでは当市も同じでございます。その先でございますけど、この所得割率と均等割額は、名古屋市の場合、毎年計算されているということでございます。医療費見込み額の増減、公費負担金額の増減、被保険者数の増減などにより変動する仕組みでございます。ということは、そういった要因によりまして毎年上がる場合もある、下がる場合もあるといったことでございます。ですから、今回はそういった支援がありましたので下がっておりますけれども、今後、それが少なくなったような場合、そういった事情が改めてできたら増額される場合もあるといったことでございます。

弥富市におきましては、条例におきましてそういったものを定めさせていただいておりますので、こういった形の毎年度の計算という形はとっておりませんので、そのことから考えまして、現在、下げるといった考えは持っておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 名古屋市とは算出方法が違う。弥富市においては、一定基準を決めて、それで毎年徴収するということと、名古屋市においては総額で割って、毎年計算し直して徴収する方法で、毎年変わってくるので、弥富市とは算出方法が違うから、名古屋市はできるけれども、弥富市は今のところ考えていないという御回答でございましたが、ここで先ほど

お配りさせていただきました表を見ていただきたいと思います。

これは、平成20年度から26年度までの国保に関する決算を三宮議員が一覧にまとめたものでございます。一番わかりやすいところから説明させていただきますと、一番下を見ていただくと年度末現金残高、要するに基金、貯金ですよね、これが平成20年度、1億3,500万円、平成21年度では1億8,200万円、ところが平成22年度に、これが一気に減って1,800万円となって、このままでは国保のほうで支払いができなくなるということで、まずいということで、23年度に国保税の所得割を1.5%ほど値上げして、23年度にはこの基金が戻って1億7,400万円、24年度末には2億9,300万円、25年度、2億6,500万円、26年度はちょっと減らして1億7,900万円と、こういう状態で推移しているわけでございます。

要するに、平成22年度が本当に危ないと、ヒヤリ・ハットの状態になったのは、22年度の国や支払い基金などの入ってくるお金、ここでいうと上から4段目から3つですね、国保支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、この3つを合算したのですが、ここで22年度は一気に21年度と比べて1億5,000万円ほど下がっているのが、これが一番主な原因となっております。

あとは、下から4番目ですね、1人当たりの税収を見てもらえばわかるんですけども、個人の収入減などで減収しているのもあわせて、この1億8,200万円ほどあった基金が底をつきかけて、補正予算なども組んで、そのときのその他繰入金、一般会計からの要は繰入金ですね、これを当初では、真ん中のほうにあるんですけども、括弧書きのところですけども、3億500万円まで市が繰り入れるよということで補正予算を組んでおりましたが、最終的には2億3,000万円何とか基金を取り崩さずに済んだので、2億3,000万繰り入れて、この22年度はおさまったということが、この22年度にありました。

しかし、この状態で国や支払い基金などのお金が、こういう状態でしか入ってこないということであれば、値上げをお願いしなきゃいけないということで、市のほうも頑張って、その他の繰入金で繰り入れするので、市民も協力する形で23年度の国保の値上げがあったという経緯がございます。

ところが、その後、国や支払い基金などのお金を見ますと、23年度は一気にふえて、その後は高いところで20億円を超えて入ってくるようになって、しかも23年度に値上げしておるものですから、現金残高がどんどんどんどんとふえていったという経緯になっております。24年度末には一気に3億円近い2億9,300万円という、22年度から比べて多額な状態になっているということでございます。

本来なら、ここで国保の引き下げを行うべきところだったんですが、これは、市はどういう対応をしてきたかといえば、その他繰入金、法定外の繰入金を、予算では1億7,000万つけたものを1億円に下げて、その後も、25、26年度と1億円ということでございまして、し

かも27年度には当初予算から1億にしておるわけでございますが、結果として26年度の年度末残高と22年度の年度末残高を見れば同程度となっておりますが、ここで見ていただきたいのは、じゃあ21年度の1人当たりの税収を見ると9万1,115円ということでございます。ところが、基金は同じぐらいなのに、26年度では10万を超えて5,658円と。1人当たりの負担額でいえば、約1万4,500円ほど負担増となっているのが今現状でございます。そのかわり減らしてきたのは、その他繰入金である法定外繰入金と呼ばれるものでございますが、これは21年度では2億1,000万入れていたものを1億円に減らしているというのが今の現状。要するに、市の負担を減らして市民の負担をふやしたと言われても仕方がない状況に現在はなっております。

先ほど言いましたように、26年度末までは、予算としては曲がりなりにも、その他繰入金として1億7,000万円としていたものが、今度、27年度には当初から1億円に減らしているわけでございます。ここは、法定外繰入金を減らすのではなくて、市民の負担を軽減するべきだと私は思いますけれども、市としてはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（佐藤高君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

御指摘のお話でございますけれども、これは過去にも同様な御質問をたびたびお受けいたしております。市の考え方といたしましては変更しておりませんので、現段階におきまして法定外繰入金の増額は考えていないというのが現実であります。

また、先ほども話がありましたが、平成30年度から広域化に向けた協議が進められております。その制度についても注視してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し追加答弁させていただきます。

私どもといたしましては、一般会計から法定外の繰入金をするということにつきましては、まず原則をきちっと理解していただきたいわけでございますけれども、国保料を値下げするというような目的で、この繰り入れをしているわけではございません。そういう形の中においては、大変厳しい国保運営について、少しでも健全な形にしていかなきゃならないというような状況の中で繰り入れをさせていただいておるわけでございます。

そうした形の中で、前年度の繰越金というようなものがあるわけでございますが、これは歳入歳出の単年度差額という形で御理解いただければいいわけでございますけれども、その金額と、あるいは現在の医療給付額というような状況が一番大きいところですが、医療給付額がどのような推移を示しているかという形において、国保運営の必要性という形の中で、どれほど繰り入れたらいいかという形でございます。

例えば平成26年度決算表を見ていただけるとわかるわけですが、繰越金は約8,300万ほどでございます。これは、かつてない繰越金の額だろうと思っております。だから、私たちといたしましては、この28年度、例えば国保運営をスムーズにするためには、どのような形で法定外の繰り入れを皆さんのほうから御理解いただくということにつきましては、少し27年度と比較すると、現状として考える範囲としては膨らむんじゃないかなと思っております。過去の数字を見ておきますと、繰越金と法定外の繰入金という合計額という形のものにおいては約2億5,000万前後実は持っておるわけでございます。これをしっかりと維持していかないと、今の弥富市の国保運営がスムーズにいかないということをまずはご理解いただきたい。決して繰り入れすることにおいて保険料を値下げするという目的とは全然違うということを那須議員のほうに御理解いただきたいと思っております。

こういうようなことから、しばらく平成29年までやっていくわけですが、平成30年からは、御承知のように、市町村単位から都道府県単位という形の中で、広域の中でこの国保を運営していくことになりました。そういうふうになっております。そういう状況の中で、県平均の保険料というのものもあるわけですが、それぞれの自治体がどれぐらい国保の運営において財源を要していかなきゃならないかと言われれば、当然求められます。弥富市としてはこれだけ拠出して下さいよということがあるわけですが、そういう形の中で保険料というものも再度検討していかなきゃならない。あるいは、そういう数字ということに対して、我々は今まで繰り入れておった法定外の繰入金をどうしていくんだということについても考慮していかなきゃならないと思っております。しばらくの間は、そういったことは国保運営をスムーズにしていく上において、現在の市町村単位と、もう一つは都道府県単位に変わっていった場合において国保運営のあり方は違ってくるといってございませう。

私どもが最後に一番言いたいことは、社会保障・税一体改革というような状況の中で、国のほうが医療・介護・福祉・子育て支援というような状況に対して手厚く応援をしていくということを我々としては切に希望していきたいと思っております。その額として今年度は1,700億、3,400億という形で膨らんでくるわけですが、それが平成30年度以降、国保運営が都道府県単位になった場合にどれぐらいの財源が国から落ちてくるかということは、我々の保険料の問題であるとか、市が財源として用意していかなきゃならない額が決まってくるだろうと思っております。しっかりと注視していきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 大分見解の相違がありましたけれども、まず法定外の繰入金は、別に引き下げるためにあるわけではないとおっしゃいましたけれども、今の現状として、国保の加入者がどんな生活をしているか、市長もよく御存じだと私は思っておりますけれども、そ

ういう状況を見て、市のほうは頑張っ、ここは何とか救済していきたいという思いが私はこの数字にあらわれているんじゃないかなと思っておりますが、ただ私としては、これを前よりふやせとは言っておらんのですよね。要するに、前と同じぐらいはせめて入れろよということを申し上げておるわけで、自分たちは、21年度は2億1,000万円入れておったわけでございますよね。しかも、23年度に値上げしておるんですよ。値上げした状態で、この法定外の繰入金を、自分たちは下げて、市民の負担はそのままという状態はまずいんじゃないかと私は思うわけでございます。

この1人当たりの負担額でいえば、先ほど言ったように1万5,000円ほど上がっておるわけですよね。年金もどんどん下がっていく状況の中で、しかも消費税も上がって負担も余計に大変になった。そういった状況の中で、ここは市のほうが頑張らないかん時期だと私は思っておりますけれども、ぜひこれは後でお答えいただきたいんですが。

その前に、医療費の関係も少し出たので、市長との見解を合わせていきたいと思いますが、この医療費については、見ていただくと、医療費のほうもちょっと載っておるんですけど、一番下から2段目を見てもらえばすぐわかるんじゃないかなと思っております。当初、20年度では、1人で考えれば28万3,949円、その後も29万前後で移行しておるんですが、最近では、26年度を見れば33万8,911円ということで、かなり医療費が上がっているように思うんですが、この原因は、じゃあ一体何なのかというと、下から6番目ですね、国保加入者のうちの70歳から74歳までの年齢ですね、要するに以前、老人保健であったものが国保に戻された、この人たちの人口の割合ですよね。例えば、20年度、21年度は見づらいので22年度で見ますと1,775人と書いてありますが、その横にちょっと小さな数字が出ていると思いますが、割合としては国保加入者のうちの15%程度でございましたが、これが26年度にいくと19.8%、要するに20%、5%ふえておるわけですね。そうすると、必然的に医療費の部分も、特にこの年齢の方は医療費が当分かさばる状態になっておりますので、その人たちが割合としてアップしてきたので、それは医療費としてもアップせざるを得ないところでございます。この部分については、国もしくは県もしっかりと支援していただく必要があると私は考えております。

そういった意味も含めて、国からのほうは対策を打って、今回拡充するという出たということであるかもしれませんが、現状の医療費の増加分については、そうした支援があるということでございます。だからといって、決して1人の人がわざわざ頻りに病院に通うというような状況ではないということを私は申し上げておきます。これは自然増でありますので、しっかりと国に負担を求めていくべきだと私は考えておりますし、もしくは県はこの間ずっと国保の引き下げのための負担金をどんどん減らしてとうとうゼロにしたという経緯もありましたので、ぜひともこれからは、県が一本化するということであれば、県

にも負担を求めていくべきだと私は考えております。私たちの議員も、ようやく県議が2人出ておりますが、この部分については県のほうでもしっかりと要求させていただいております。

あとは、先ほど申し上げたとおり、とりわけ国保加入者の多くは非正規労働者や年金暮らしのお年寄り、または個人事業主であったりします。中には、個人事業主の中でも、ゆとりのあるというか、大変事業がうまくいってゆとりのある方もいるかもしれませんが、それはほんの一握りでございまして、ほとんどの人はゆとりのない大変な生活になっております。特に年金暮らしの方は、介護保険料はどんどん上がっていく、もらえる年金はどんどん下がっていく、また今度から前期高齢の窓口負担は重くなると。2重、3重の負担増がどんどんどんどん押しつけられている状態でございます。

また、75歳以上になれば、今度は後期高齢者となって、今まで扶養であった方も扶養から出て、その分大幅な負担増になると。その家族としたら、本当に負担増ははかり知れないものとなっている。こうした状況がありますよね。

市としては、ここにしっかりと精いっぱいの方が私は必要だと思っております。だから、ぜひとも法定外の繰り入れを減らしていくわけではなくて、ここはしっかりと今までどおり2億円規模で入れまして、その部分で逆に基金が積み立てられていく状況であれば、これは値下げするというので考えていくべきだと私は思っております。こうした法定外繰入金、要するに今の市長の発言であると、私はちょっと認識がどうかわかりませんが、ゼロにしていくと、要は極力出さないようにしていくというふうに聞こえてしまうんですけども、そういうことではなくて、しっかりと2億円規模はキープしながら、こうした国保に対しての軽減を図っていくことが今求められていることではないかと私は思っております。

この市の法定外繰入金、私の考えとしては、言うなれば国保で大変な負担をしている人たちを助けるお金だと私は思っております。それをしっかりとさせていただいて、しかもそこに国からもお金が拡充しておりてくる。そうすると、ここに国保の引き下げを可能とする条件が整ったわけでございますから、思い切って弥富の国保の引き下げを行うというふうに検討していくべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

国全体もしかるべき、あるいは市町村においても国保運営がいかに厳しいかということは、議員御承知のとおりだと思います。我が弥富市におきましても、歳入歳出を見ていただきましても、40数億という金額があるわけでございます。また、高齢化時代というような状況の中で医療給付額は年々伸びてくるという形の中で、28億を超えるような状況の医療給付額でございます。

そうした形の中において、先ほども言いましたけれども、いかに国保の運営を安定化させるかというような状況の中において、我々自治体としては法定外の繰り入れということを議会で議決いただき、認めていただき繰り入れておるわけでございます。本来は、特別会計の中で、そういう形で収支がとればいいわけですがけれども、とてとれるような状況ではないという形でございます。そして、一定額の繰越金、いわゆる単年度差益、歳入歳出の差益額を持っておるわけでございますけど、これは健康ということに対しては、いつどのような状況で状況が変わるかもしれません。そういうようなことに対して、市としては的確に対応していくためには一定額の繰越金を持たなきゃならない。あるいは、基本的なベースとしての基金も持たなきゃならない。これはこういう形の中でしっかりと持っていないと、これも国保運営のためには必要だろうと思っております。

先ほども言いましたように、過去の経過として、一定額という形の中で国保運営がスムーズに行くためには、私は2億5,000万ぐらい市としては用意しておかないといけないという形の中で、そういう状況の中で法定外の繰り入れをしてきたわけでございます。そういう状況の中で、平成26年度の決算においては8,300万ほどの繰越金しかない。これは過去においては少ない状況でございますので、これはしっかりと協議をしていかなきゃならない。これだけの繰越金だけでは28年度の国保運営は厳しいだろうと思っております。

そういうような状況の中において、我々としては、また議会の御理解をいただきながら繰り入れをしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、それと保険料という問題につきましては、これからしばらくの間、先ほども言いましたように、国がどのように援助してくれるか、あるいは県という単位のところと一緒にやっていく上において市の財源をどれぐらい持ち出していかなきゃならないかということが、これから具体的に決まっております。そういう状況の中において保険料というものも設定していかなきゃならないと思っておりますので、いましばらくは、この保険料につきましては継続させていただき、平成30年から広域化という状況の中で、保険料はもう一度検討すべき状況になってくるだろうと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長、先ほど言われたとおり、基金自体を2億5,000万程度持ちたいということでございます。ところが、じゃあそれであれば、24年度は2億9,300万ありますよね。25年度は2億6,500万円と。この2億2,500万円が先ほど市長が言われた2億5,000万に近い数字だと思っておりますが、このときやったのは法定外の繰入金を下げておるわけですよ。2億円から1億円に下げてるわけですよ。それで、26年度は1億7,900万円になって8,600万ほど足らんとおっしゃるけれども、法定外の繰入金を減らしておるから足らなくなったんじゃないですか。そういうことじゃないですか。ところが、そういう自分たちの

市の負担を減らしておきながら、ここは基金を持ちたいというのはおかしい話でありますので、ここは以前のように2億円規模で入れるということを市の決定として、市のほうがどっしり構えていただいて、その時点で2億5,000万円の基金を超えていった部分において、そうしたら市民の引き下げを考えるとという方法で私としては考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員と少しその辺のところの考え方が違うわけでございますけれども、何回も申し上げます。例えばそういう形の中で1億の繰り入れで済むというような状況の中においては、市の財源としてはさまざまな財源として利用していかなきゃならないわけですが、一般会計といたしましては、それは御理解していただけたところだと思います。1億繰り入れることにおいて国保運営が比較的スムーズにいけるという判断をしたら、1億でいいんじゃないですか。運営についてですよ。だけど、2億繰り入れないといけないという状況の中だったら、これはまた議会のほうに諮って、私たちはそういう形で額をふやしていくということが必要だと思います。国保運営をスムーズにやっていくためにですよ。この高齢化社会において、そういう保険制度において、いわゆる国民皆保険制度において、これを維持するためには、市としても繰り入れをしていかなきゃならないというふうに思っております。本来ならば、これはいろんなところで議論があるところですがけれども、議会の御理解をいただくということでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） もちろん1億円にすれば、余った1億は一般会計で使えるということでございますけれども、ただ国保の加入者がどういう状況に置かれているか、これを考えていただきたいわけでございます。本当に今、国保加入者は大変な状況になっておりますので、それが22年度から比べて1人当たりでも1万5,000円ほど値上げされておるわけでありまして、その負担を考えたら、市の繰入金は今減らすような状況ではないと私は思っておりますが、これは市長との考え方の相違がありますけれども、ここは私としては、市がこうした大変な方々に支援するつもりで、今まで以上にふやせとは言いませんが、せめて最低限、以前と同じように2億円程度の繰入金を行っていただきたいと思っておりますし、あと一番危惧しておるんですけれども、国から拡充した部分がありますので繰入金をどんどん減らしていきますという方向では、こうした低所得者対策にもならない。国から低所得者対策としておりてくるお金でございますが。ところが、市の法定外繰入金を減らすためのお金に使う市民の負担は全く減らないというような状況だけは避けていただいて、今後また討論する機会があると思っておりますが、ぜひとも本当に今の国保加入者の立場に立って、そういった方々を救うつもりで、市長として、市として、これからの方向として考えていただきたいと思っております。

おります。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目にいじめ問題と子供の安心・安全対策について質問をいたします。

一昨年9月に、いじめ防止対策推進法が施行され、現在、各自治体で基本方針の作成や組織の設置など、対策を進めていただいております。こうした法律の措置を着実に進めていくのはもちろんのこと、各学校において日ごろからの地道な未然防止の取り組みが重要です。文科省が昨年10月に発表した全国の小・中・高校、また特別支援学校における2013年度の問題行動調査によりますと、いじめ認知件数が約18万5,860件で、前年度より1万2,000件余り減少したものの、依然として多くのいじめが確認をされております。

ことし7月5日、岩手県矢巾町の鉄道で中学2年の男子生徒がみずから命を絶ちました。生徒が担任の教師とやりとりをしていた生活記録ノートには、殴られたり、蹴られたり、首を絞められたりと、他の生徒からいじめを受けていたことを示唆する記述が残されていたということです。「もう死ぬ場所は決まっているんですけどね」などと自殺をほのめかす言葉も書かれていました。文章からは次第に追い詰められていく状況がうかがえます。担任教師と交わすこの生活記録ノートで、つらさを繰り返し訴え、死も示唆していたというものです。しかし、そのSOSは担任のところにとどまり、情報を共有できなかったと学校側は言います。学校も、いじめ防止対策組織が事態の把握に機能せず、調査の手抜かりも指摘をされています。

2011年10月に起こった大津市のいじめ、そして自殺を初め、相次いだ深刻ないじめ事件を受け、2013年に施行されたいじめ防止対策推進法は、いじめを単なる人間関係のトラブルではなく、決して許されない反社会的行為であると位置づけをした点に最大の意義があります。つまり、いじめを防ぎ、解決する責任は、学校現場にとどまらず、行政や地域、家庭の大人全体で共有すべきだという強いメッセージであると思います。

そこでお伺いをいたします。

私は平成25年の9月議会においても、同じくいじめの問題について質問をさせていただきました。大津の事件以来、いじめが社会的問題にまでなってきましたが、いじめに起因する凄惨な事件が後を絶ちません。今回のこのようないじめの事件、そうした現状について、再度教育長の認識をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

いじめを苦に自殺のニュースを見るたびに大変心が痛み、なぜ周りはいじめに気づかなかったのかと疑問を抱きます。しかしながら、現在のいじめは陰湿化、巧妙化、潜在化が進行しておりまして、いじめの実態がつかみにくいのも特徴でございます。思春期の子供は自尊心も高く、反抗期であるため、あえて家族や先生にいじめを打ち明けず、発見がおくれるということもございます。

いじめをなるべく早く発見し対処すること、いじめられている子供の心に寄り添うのは、周りの大人の役目でございます。教育委員会としましては、学校の使命などを明確化いたしまして、いじめの未然防止、早期発見、解決への取り組みを定め、学校、家庭、地域、行政それぞれが役割を果たし、連携をし合って、いじめ防止のために最善を尽くすことが肝要であると思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま教育長より対策等についてお伺いをいたしました。

法律は、学校や行政、そして地域や家庭の大人たちが共有すべき点で、具体的には、国に対し、いじめ防止基本方針の策定を求め、地方自治体に対して、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求め、また学校に対しましては、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及び、その設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、自殺や大けがが不登校に追いやったような重大ないじめについては、市町村長らへ報告を学校に義務づけました。子供が孤立無援のまま追い詰められることのないよう、学校に対策組織の常設を義務づけ、情報を共有し、場合によって警察との連携も求めています。

そこでお伺いをいたします。

いじめ防止対策推進法は、自治体には地域いじめ基本方針を、また学校には学校の実情に応じた基本方針の策定を求めておりますが、我が弥富市の取り組み状況はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 平成25年9月に施行されましたいじめ防止対策推進法によりまして、昨年3月に弥富市いじめ防止基本方針を策定いたしました。いじめの未然防止と早期発見、対応策などについて取り組んでいるところでございます。教育委員会の使命としましては、大きく4点を掲げております。

まず1点目でございますが、学校の取り組みへの支援と取り組み状況の点検として、教育相談機能の充実に資するよう、スクールカウンセラーの派遣により適切な支援を行う。また、全児童・生徒にアンケート調査を実施し、その結果を分析するとともに、調査結果を各小・中学校にフィードバックして、その後の指導に役立てるよう指示をすること。

2点目は、効果的な教員研修を実施するため、専門的知識を有する講師を招いたり、事前研究やカウンセリング演習を実施したりするなど、教職員が目的意識を持って実践的な知識・経験が得られるよう工夫する研修の開催。

3点目は、組織体制・相談体制の充実のために、面談による相談だけでなく直通の電話による相談窓口を設け、ホームページには相談関係諸機関を紹介いたしまして、一方では適応指導教室の充実に努め、問題を抱えている子供への支援に努めること。

最後、4点目でございますが、家庭教育に対する支援としましては、さまざまな学習機会や情報の提供、ボランティア活動を初め親子の共同体験の充実など、施策を計画的に推進することに取り組んでもらいます。

次に、学校の使命としましては、実効性のある指導体制の確立のために、校長のリーダーシップのもとで、それぞれの教職員が役割分担の明確化を図り、いじめ・不登校防止対策委員会を組織いたしまして、いじめ防止に向けて学校と教育委員会、関係機関との連携の強化を図り、適切な対応に努めること。

また、適切な教育指導という観点から、いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の児童・生徒に徹底させ、傍観したりする行為もいじめる行為と同様許されないという認識を子供に持たせることや、学校教育活動全体を通して、お互い思いやり尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情のとうとさや信頼の醸成、生きることのすばらしさや喜びなどについて適切に指導することに力を注いでおります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員、今、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩としたいと思いますので。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の三宮十五郎議員から質問の関係書類の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。

引き続き炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 午前中に引き続きまして質問に入らせていただきます。

午前中は教育長より、いじめ対策推進法に基づきまして4点に分けられて、具体的な対策、また取り組みについての御答弁をいただきました。

今回、岩手県での男子生徒へのいじめは、教訓が生かされずに事件は起きてしまいました。

子供の内容をキャッチする生活ノートというすぐれた手段を採用していても、学校のいじめ防止対策組織があっても機能せずに、生徒からの明らかなSOSが届かなかったのです。担任の責任も問われていますが、問題はそこにあったのでしょうか。指導上の悩みを率直に同僚や上司に打ち明けられる環境が壊されてはいなかったでしょうか。子供と向き合おうとすればするほど長時間勤務になるという多忙過ぎるジレンマで、課題の抱え込みや言い出しにくい風土も横たわってはいなかったでしょうか。このような教師個人が抱え込んでしまう傾向がなかなか改まらないのが実情のようであります。

例えば東京都教育委員会の昨年の調査では、公立の小・中・高校でいじめに対しての学校の対策組織が取り組んだケースでは20%から25%にすぎず、多くは担任が個別に対応していたということでございます。

そこで、こうした事件が起こるたびに、教員一人一人が子供と丁寧に接することができるよう教員の負担軽減が問題になりますが、この点、我が教育委員会の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

一旦いじめの問題が発生をいたしますと、対応に当たる学級担任の精神的な負担は一気に加速します。事実確認と子供への指導、保護者への説明や謝罪、さらに管理職への報告など、通常の業務に支障が出ることも珍しくありません。本市ではスクールカウンセラーを各校1名配置いたしまして、児童・生徒や保護者、教職員が必要に応じて相談できる体制にしております。

また、いじめ問題解決のための指導に関しては、担任1人で全て対応することがないよう、学年や学校全体の問題として取り組んでいくよう指導するとともに、学校からの相談には教育委員会の指導主事が迅速に対応するよう連携を密にすることで、教員の負担軽減を図るよう努めております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいまは、本市におかれましてはスクールカウンセラーの配置であったり、また相談体制など、学校と教育委員会が連携を密にすることで教員の負担軽減を図っておられるということでございます。

一方、全体で情報共有がしにくいいじめ問題の背景には、いじめ発生が学校や教師のマイナス評価になるという受けとめ方もあると言われております。このため文科省は2012年、いじめを早く見出し隠さずに対応した学校をむしろ高く評価するよう、都道府県教育委員会に通知もしています。そうした考え方が徹底されているでしょうか。

文科省の集計では、2013年度に全国の学校で認知されたいじめは18万6,000件近くに上る

が、地域で発生度合いに大きな差異があり、捉え方のばらつきを映しているようです。今回の中学校も、2014年、2015年ともに、いじめはゼロであると町の教育委員会に報告していたというのです。文科省の諮問機関、中央教育審議会は、多様化する学校の課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーなど幅広いスタッフも連携して当たるチーム学校構想を打ち出しています。いじめは、そうした対応が最も必要な課題の一つだと思います。

今回、中2の男子生徒は、生活記録ノートに「誰一人いない世界にひとりぼっちになったような感じ」と書いています。13歳の少年が抱いた孤立無援の絶望感を改めて思い、SOSに対応できなかった痛恨の教訓を着実に生かしていくためにお尋ねいたします。

いじめ・不登校などの実態をチーム学校として、学校、行政、地域が一体となって総力を挙げて子供たちをさまざまなリスクから守る体制についてはどのようにお考えになりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 御承知のように、チーム学校につきましては、現在、国の中央教育審議会で検討されているものでございまして、管理職の資質・能力の向上や事務職員の役割発揮など、従来の教職員の努力に加え、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを、巡回ではなく学校に常置する職にすることを目指すとともに、学校に地域との連携を図る地域連携担当教職員を置くことや、ICT（情報通信技術）を使った授業などをサポートするICT支援員の拡充、さらには部活動の指導や引率を顧問教諭同行なしに1人で行える部活動支援員の新設をすることで、教員が授業に専念できる体制づくりを推進し、複雑化する課題の一つのチームとして対応する構想のことです。

市内の各小・中学校におきましては、質の高い教育を児童・生徒や保護者にどのように保障していくか、その実現のためにどのような学校運営と教育活動を展開していくかを明文化した学校経営案を策定いたしまして、その中で教育の重点目標や家庭、地域との連携方法などを定めております。

本市としての取り組みにつきましては、各校へのスクールカウンセラーの配置、特別非常勤講師の配置や、一部でございますが部活動への外部講師の活用をしております。また、地域では児童の安全を確保するためにスクールガードをお願いしております。

いずれにしましても、国の中央教育審議会の最終的な答申を踏まえて対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 我が弥富市は、学校、家庭、そして教育機関関係、そして地域と、

それぞれの役割を果たされて、連携体制や教育指導など、またしっかり取り組まれていると理解をいたしました。今後もそうですけれども、このようないじめは、この学校だけではなくて、どこでも起こる問題だと思えます。今後も子供のSOSに即応できる体制づくりの充実をお願いいたします。

いじめ問題の次は、子供の安心・安全対策の一環として1点お尋ねをいたします。

先月、大阪府寝屋川市の中学1年の男女生徒が殺害・遺棄されるという社会に衝撃を与える事件が起きました。これまでも無抵抗の幼い子供が被害に遭う事件は後を絶ちません。連日の報道などを見聞きするたびに不安が増します。毎日の生活の中で我が子の安否を気遣うのは、どの親御さんも同じだと思います。

そこで今、子供の犯罪という観点から、子供の居場所がわかるGPS機能つき携帯が話題となっております。特に小学生をお持ちの保護者の方々より、GPS機能携帯を子供らに持たせていただけないかという声が寄せられています。

例えば大治町ですが、平成26年の8月から、GPS機能つき防犯ブザーを小学1年生の生徒に貸与するといった取り組みが開始をされています。本市は現在、小学校1年生の生徒に防犯ブザーが配付されておりますけれども、子供の位置確認ができることから、こうしたGPS機能つきが望まれています。

そこでお尋ねをいたします。

本市におかれましても大治町のようにGPS機能つき防犯ブザーを貸与してはどうかと考えますが、最後に市長より御答弁いただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員に御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、大変痛ましい事件・事故が全国で続いておるわけでございます。そうした中、本市といたしましても各小・中学校において、子供たちの安全、あるいは安心という形の講習会を開いておるわけでございます。また、実践的な防犯教育を実施しているところでございます。特に低学年、1年生、2年生の児童には、わかりやすく教えていくことが大切であろうと考えております。ぜひとも議員各位におかれましても、各小・中学校における防犯教育に対して授業の参観を御希望いただければ、我々としては見ていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、各学校におきましては、子供たちの見守り活動という形の中でスクールガードもお願いをしているところでございます。大変感謝を申し上げます。

子供たちの安全ということでございますけれども、年間数多くのさまざまなメールが私の携帯にも飛び込んでまいります。どこどこでいかがわしい人が出没したとか、あるいは声をかけられたとか、あるいはもっと違う形において、そういったような話もあるわけでござい

ます。こういったことが今のところ大きな事件・事故になっていないということについては幸いかと思っておりますけれども、今後につきましてはしっかりと注視していかなきゃならないと思っております。

そういった形の中で、さらなる子供たちの安全のためにGPS機能付きの防犯ブザーを貸与していきたいと考えております。この事業の実施につきましては、平成28年度中、来年度に、その契約内容の検討をさせていただき、そして保護者の方に十分承諾していただくよう説明会を開催していかなきゃならないとも思っております。また、学校当局に対しても、しっかりとその機能をやっていただくためにも説明していかなきゃならないと思っております。それを28年度中に実施いたしまして、平成29年度の新しい小学校1年生から始めていき、1年生、2年生という段階について貸与していきたいと考えております。そして、また3年生以上につきましては現行の防犯ブザーを配付するという形で取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

子供たちの安心・安全という形については、我々行政としての責任も重大であろうと思っておりますので、GPS機能付きの防犯ブザーを貸与していきたいと考えております。

○議長（佐藤高君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま市長より、GPS機能付きの防犯ブザーの貸与をしていただけたということで、28年度は準備期間というんでしょうか、契約や説明等に当たるということで、29年度の新1年生から1・2年生に貸与して下さるということでございます。保護者の皆様にも本当に安心していただけるものと思います。

犯罪等危機意識を子供たちが持つこと、また大人が持たせることが大事かと思っておりますけれども、未来ある大切な子供たちを犯罪から守るための一手段として、今後も安心・安全への取り組みをお願い申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、若者の活躍推進についてお尋ねをいたします。

去る6月17日、国会において選挙権年齢を18歳以上とする改正公職選挙法が成立し、来年夏の参議院選挙から18歳以上の人が投票できるようになりました。国では、新たに18歳、19歳の約240万人が有権者になるとのことです。日本の選挙権年齢が変更されるのは、1945年に25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女になって以来70年ぶりとなり、まさに歴史的な法改正となりました。

選挙権年齢の引き下げの背景には、少子・高齢化のうねりの中で、地域や社会に対する若者の意欲や関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の現場に反映させようとする政治側の意識があり、日本が抱える政治課題は若者の未来と直結しています。若い世代の声に耳を傾け、未来を見据えた政策をつくっていく社会となることが求められています。

国会図書館が昨年2月、198カ国・地域を対象に行った調査によりますと、18歳選挙権を

導入する国は8割以上を占めています。経済協力開発機構に加盟する34カ国のうち18歳選挙権を導入していないのは、日本と19歳選挙権の韓国だけとのこと。

18歳以上となれば、高校生の一部も有権者です。この9月には文科省が、選挙の意義や制度の解説、模擬投票の実践例などを載せた政治教育の副教材を全高校生に配付する予定と伺います。また、教育基本法では第14条で政治教育について規定をしております。その第1項が政治的教養、第2項が政治的中立についてでございます。このたびの18歳選挙権の実現で、国や地域の問題を主体的に考え行動するようになる主権者教育が中立性を保ちながら実施され、若者の政治への関心が高まることが期待をされております。

そこでお尋ねをいたします。

本市の新有権者は何名くらいになりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 弥富市の新有権者は何名くらいになるかという御質問でございます。

選挙期日等によって違いますので新有権者の人数はわかりませんが、平成27年7月31日現在の人口統計資料の年齢別人口調査票によります18歳の方は462人、19歳の方は443人、ちなみに20歳の方は442人でございます。18歳、19歳の合計でいきますと905人、18歳から二十までの人数でいきますと合計で1,347人でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

前回の衆議院選挙を分析した資料によりますと、20代、30代の投票率は60歳以上の3分の2から半分程度と言われております。以前から若い世代の政治や選挙への関心が薄れていることが問題となっております。投票数の多少の増加が見込めても、今後、若者の投票率向上が重要な課題になるのではないのでしょうか。

そこで、来年に向け、一層の市民、また新有権者に対する啓発、周知が必要と考えますが、本市はどのようにお考えになられるのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 来年に向け、市民、新有権者に対する啓発並びに周知に対し、どのように考えていますかという御質問でございます。

6月19日に公布されました公職選挙法の一部改正にて、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢を満20歳以上から満18歳以上に改めることとされ、公布の日から起算して1年を経過した日の施行日後初めて行われる国政選挙から適用されることになりました。

先ほど議員が言われましたとおり、総務省においては、文部科学省と連携して、政治参加に関する教育のための高校生向け副教材を作成しているところでございます。国・県と連携

して周知ポスターやリーフレットで啓発していく予定でございまして、市といたしましてもホームページでの啓発活動を行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁をいただきました。国・県と連携をして周知ポスターや、それからリーフレット、そしてまたホームページということで、啓発していく予定であることをお聞きいたしました。確かに、そのようなことは大切な方法であると思っております。ですが、そのことだけではなかなか難しいのではないかと危惧しております。

そこで、こうした選挙に対する状況が変化する中、本市の取り組みといたしましてお尋ねをいたします。

さきの6月議会で伊藤正信議員の一般質問において、選挙法改正に伴う質問がございました。その質問に、本市では愛知県選挙管理委員会の主催による選挙出前トークを実施しているとの御答弁がございました。その選挙出前トークの具体的な内容についてお聞かせいただけますでしょうか、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 選挙出前トークの具体的な内容についての御質問でございますが、愛知県選挙管理委員会と連携して、昨年度は弥富中学校で選挙出前トークを開催いたしました。選挙出前トークでは、初めに選挙についての説明を行い、事前に配付いたしました選挙公報と2名の立会演説会を聞いていただき、その後、実際に選挙で使っている道具を使用して投票所の様子を再現し、受付係、名簿対象係、投票用紙交付係、投票管理者、投票立会人も決めて順番に受け付けを行い、名簿対象で氏名の確認をして投票用紙を受け取り、記載台にて候補者の氏名を記入し、投票箱に投函をしていただきました。

また、開票についても、実際に選挙で使用する機具の説明を行い、開票及び集計作業を迅速・正確に行うための計数機を使って当選者を決めてもらいました。1時間ほどでしたが、投票から開票までを体験していただきました。今年度は、10月30日に弥富北中学校で、1月18日に海翔高校で選挙出前トークを開催する予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいまの御答弁で、実際の選挙を想定した上で、選挙の体験を通して、また政治への関心を高める意識づけとしての先進的な取り組みがなされていることがわかりました。

また、今回の選挙法が改正される以前から、このような啓発活動の取り組みを行っており、その事業を選挙権が18歳に引き下げられた点を踏まえて、今年度は中学生から高校生に対象を広げられたものと理解いたします。

こうした取り組みをより一層充実していただきたいのと同時に、私もさきの議会において、

教育部長の御答弁にもございました。親子参加の出前講座の実現を強く望むものでございます。その理由は、親子が選挙という一つのことをともに学ぶ機会があることによって、会話の話題も一つになることができ、さらにお互いの選挙に対する意識づけにもなるのではと考えるからでございます。

こうしたメリットを考えますと、今回の選挙法が改正されたことをきっかけに、親子参加の出前講座の実現をと考えますが、本市の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） お答えいたします。

啓発活動の一環としまして親子参加の選挙出前講座についてですが、将来の有権者である子供たちに対して意識の醸成を図る必要がありますし、政治への関心も高めていかなければなりません。したがって、教育委員会での取り組みとして、まずは県選挙管理委員会が実施している選挙出前トークを保護者の方が来校される授業参観の日など、学校行事に合わせて開催していくところから始めてみたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま教育部長より、親子参加の出前講座も、選挙出前トークも、ともに開催をしていくことが大事だというお話をいただきました。私も、この選挙出前トークであったり親子参加の出前講座など、継続していただくことが若者の政治参加につながるものと考えます。

将来の地域や社会の担い手として、これからも若者が生き生きと活躍できる環境をつくっていただきたいことを望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

通告に基づきまして、最初に市長に海部南部水道企業団の水道料金の引き下げについてお尋ねをいたします。

県下で1番と2番目に安い豊橋市と犬山市に比べて、13ミリメートル口径の一般家庭1カ月の使用水量10立方メートル、20立方メートル、30立方メートル全てで2倍以上となっております水道料金の引き下げは、下水道料金も加わり、ますます放置できない課題となっております。市長が22年度に企業長に就任された後、積極的な改善が進められましたが、まだ実現に至っておりません。この改善には、水道企業団の母体となっております現在の2市1村の合意が必要な課題でありますので、改めて市長の見解をお伺いいたします。

南部水道企業団の水道料金の高い最大の要因は、地盤沈下防止対策として地下水のくみ上げが全面的に規制され、全量を愛知県営水道から購入していること。そのため、この受水費が水道料金、要するにこれは県から買うお金ではなくて、南部水道が皆さんに供給する、あ

るいは県から各団体が買っている受水費ですね、これが、そこで地下水やいろんな水を含めて供給している場合の愛知県平均は1立方メートルに占めるのは36円でございますが、南部水道では26年度には2倍以上の77円にもなっていることです。企業団事務局からは、南部水道は100%県水を買っているので、他の団体に比べて優遇されていると説明をされておりましたが、お手元にお配りしました私の手書きの見づらい表の2枚のうちの1枚、内側を開いてください。県水供給単価と企業団受水費の比較という表がございます。

これは、今申し上げましたように、例えば南部水道なんかだと、県から水を買っても、結局、洗管や消防水利などでロスする水ですね、そういうものが年間大体8%ほどありますので、県から71円ほどで買っても、実際には70円ほどで買っても、さっき申し上げましたように24年度の場合は77円になる割合になってくるわけでありましたが、これはもともと県から買う値段ですね。優遇されているというふうに説明されておりましたが、確かに平成20年度は県が売っている平均価格は1立方メートル当たり71円10銭で、これには7円96銭の利益が込められておりますが、企業団は71円ですね、県が全体に売っておる値段よりも10銭安く買っております。それが、21年、22年、23年、24、25となりますと、ならずと1円が5銭ぐらい切れるくらいかな、5年間の平均。

それで、じゃあこの1円違うだけで、どれだけ1年間に違うかということ、パソコンで入っているのは企業団のほうでつくっていただいた数なんですが、平成24年度には1円26銭違うだけで1,408万2,000円、25年度は1,347万2,000円も違います。しかも、表のほうを見ていただくと、平成14年度から25年まで、県水の総収益と給水収益、そして真ん中ほどに平均給水収益、要するに売った値段ですね、原価が並べてありまして、その下に差額、要するに利益がどれだけかということを書いてありますが、平成14年度には1円21銭だったものが、平成23年には11円4銭、19%近いような利益を県営水道は上げているわけでありまして、南部水道のところは優遇されて、またほかの県下の直接住民に水を売っている海部南部水道企業団だとか、それから各市町直営のところが多いわけでありまして、そこがそれぞれに売っている利益で見ますと、海部南部水道は、24年度の決算では、給水原価に対して利益の上乗せは3.9%であります。また、日本中の海部南部水道と同規模団体では、平均でマイナス0.27%、愛知県平均は0.87%、尾張地域の平均がプラス1.62%。

少しでも住民に安くと努力をしている各自治体に比べて、余りにも県水のもうけは大き過ぎます。半分にするだけでも年間6,000万円以上の南部水道の経費の節減ができます。地盤沈下防止対策という県民的、国民的な課題に貢献している地域の水道料金値下げのためにも、また住民福祉のために貢献しなければならない県営水道としての使命を果たしていただくためにも、蟹江町も最近では100%県水になって大変苦労されておるわけでございますが、こういうところの市町村長の皆さんとも力を合わせて、県水が100%のところはきちんと優遇さ

れるようにということと同時に、これほど多大な利益を計上するという事は、全体の日本中の通常の水道事業を営んでいる団体、市町に比べて、私はあつてはならないことだと思いますので、その辺で市長の御尽力をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

水道料金等の問題につきましては、三宮議員の一つのライフワークという形の中で、以前からこの料金問題も含めて、海部南部水道のさまざまな課題について御指摘をいただいているわけでございます。

水道料金と密接に関係ある県水価格の引き下げをなさいという御質問だろうと思っておりますけれども、この問題につきましては海部南部水道企業団におきましても水道議会で協議をしているところでございます。また、そちらのほうでも御質問として上げていただきたいと思っております。確かに今、議員の御指摘のとおり県から買う購入費というものにつきましては、受水単価が県の供給単価と比較した場合には、平成23年度から25年の3年間の平均は1.52%ぐらい高くなってきております。そうした形の中で、高いところで契約をしているということに尽きるわけでございますけれども、その額が1,300万ほどの無駄ではないかと御指摘でございます。

確かにこういうような状況におきまして、企業団といたしましては、最近の企業の景気動向であるとか、あるいは給水人口そのものが、この海部南部利用域の中においては人口が減少傾向に入ってきております。そしてまた、住民の皆様の節水意識というのが非常に強くなってまいりまして、海部南部水道から配水する量が減少してきているのがきょうこのごろであると思っております。

そうした意味で、水道の基本料金の基礎となっている県からの承認基本給水量の減量というのが、県の企業庁に私どもといたしましても常に要望しているところでございます。いわば需給バランスが崩れているから、需要が供給を下回っている状態に今現在あるわけでございます。そうした形の中において、承認基本給水量ということに対して減量を求めていくわけでございます。

しかしながら、この給水量の減量には、過去3年間の県水受水量の実績を下回ることにはできないという旨の規定もあるわけでございます。そうした形の中で、さまざまな自然現象等ということに対しても予測をしながら、多少の余裕のある契約は海部南部水道企業団としても必要なあとは思っておりますけれども、いずれにしても、先ほど言うておりますように給水の需給バランスが崩れているということに対して、今の3年間の平均をとった企業庁からの承認基本給水量ということに対しては、やはり見直しをしていかなきゃならないだろうと思っております。我々としては、企業長、副企業長あわせて、このことにつきましてはさ

らに企業庁に対して要望していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 特に、なぜこんなに県営水道が利益率を高くしているかというのは、今、市長がおっしゃられたんですが、3年間というんですが、今から3年じゃないんですね。実質5年前にさかのぼって、その3年間の間の最高、1日当たり県から買った水を下回る契約はできないと。今、下がり続けていますので、結局、その差益でもうけている。実際に水を出さずに利益を上げている。ちゃんともうかる仕組みになっておりますから、経常利益で上げておるわけですが。そこで、以前は数円だったやつが10円を超えるようになったり、それから実際に18%だとか、南部水道の場合は買った水の20%は利益として貢献すると。こんな状態というのは異常だと思いますので、実態に合うものに改善することと同時に、100%受水して県営水道にも協力しておると同時に、地盤沈下の防止というのは、自分たちが住んでおるところだけじゃなくて、背後地にとっても非常に大きい問題ですよ、堤防の沈下だとかいろんなことが当然一緒に起こるわけですから。そこで貢献しているところが私は優遇されて当たり前だと思いますので、その点でもそういう仕組みを導入していただいて、そして今の異常に高い料金をせめて半減するだけでも、年間六、七千万円になるわけですので、県が赤字でやれというわけじゃありませんので、ぜひそれはそういう立場で頑張っているのと同時に、地盤沈下防止という国と県の公害防止対策の一番大きい役割を担っている地域で苦勞していることに対して、ぜひ愛知県としてもしっかりと支援をしていただくように要請していただくことを改めて申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、同じ水道料金の問題であります。海部南部水道の料金の高いもう一つの原因は、地震による液状化が心配されるところがほぼ全域であることに加えまして、ほぼ全域が人が住める地域であり、給水人口当たりの水道管の長さが際立って長く、今、お配りした資料の2枚目の内側のところで開かずに、海部南部水道と他団体というところの下を開いていただくが入っております。

これは平成22年度の決算で、その後、私が南部水道議会で質問したときに出した資料なんですが、南部水道は19年度末の1人当たりの管の長さが9メートル49センチ、愛西市、これは八開村と佐織町の地域ですね、旧の地域で7.53メートル、豊橋市のようにかなり面積の広いところですが、ただ人が住んでいるところは割方コンパクトに固まっているとか、それからああいう都市だからビルがたくさんあるとかということで5.59メートルというような状態で、非常にそのために設備投資がたくさんかかって、20年度末の1人当たりの固定資産は、南部水道が28万7,000円、愛西市が15万9,000円、豊橋市が17万5,000円、1立方メートル当たり減価償却費として経費に算入されているのが、南部水道が54円39銭、愛西市が34円40銭、豊橋市は40円71銭というふうになっておりまして、本当に立地条件でお金がかかるところな

んですよね。

この立地条件でお金がかかるところで、もう一回、最初の一番表の県水収支動向のところの下の表を見ていただきたいんですが、これは平成7年から25年度にかけて、南部水道はたしか24年度に基本的に終わっておると思いますが、この時期の一番大きな費用がかかる石綿管更新事業をやったときに、愛西市もほぼ同じ時期にやっておるんですが、そのときに実際にどの程度の負担をしたかということを見ていただくためにつくったものであります。

海部南部水道につきましては、25年度の給水人口は8万8,167人、愛西市の旧佐織・八開地域は2万7,634人で、一番上に給水収益、水道料金ですね、水道料金は1年間に海部南部水道が21億2,800万、1人当たり2万4,132円であります。これに対して愛西市営水道は4億300万円、1人当たり1万4,595円で、南水の60.5%、9,537円1年間で1人当たりで安いというほどの差があります。

その差がつくられた大きい理由ですが、7年から25年の自治体の補助金、出資金として直接出した費用、海部南部水道は10億5,200万、1人当たり1万1,931円であります。これに対して旧佐織町・八開村、そして愛西市になってからも出ておりますが、合わせて17億5,900万、1人当たりになりますと6万3,650円で、海部南部水道の5.33倍、こういう負担をしております。そのことが、例えば企業債起債残高にいたしましても、海部南部水道は28億5,400万、1人当たり3万2,366円ですが、愛西市営水道は3億6,800万、1人当たり1万3,309円という違いになっております。これが単に愛西市だけの例ではない、全県的にこういう状態があることを、今の内側の表の、開かず反対側の「料金格差と基礎自治体の支援の差はここにも」という表を見ていただきたいと思います。

これはもう少し古い資料かな。平成21年度の決算ですから、似たようなものですね。このときに支払い利息が1立方メートル当たり5円以下——水道料金で負担する分ですね——が21団体ありまして、ゼロだとか0.幾らだとかというのがたくさんありますよね。南部水道はこのときに13円96銭の負担を皆さんにお願いしておりました。

それから、人件費とその他の費用。例えば、休日・夜間の運転の今委託しておる経費だとか、そういうのも含めたその他の経費なんですけど、南部水道が1立方メートル当たり45円99銭負担しているときに、30円以下の団体が18団体、さらにこの2つの合計で南部水道が1立方メートル59円95銭負担しているときに、事実上半分以下ですね、30円未満というのが11団体、40円未満が13団体ですか。こういうふうに、非常に安い経費で済む理由の中には、それぞれの自治体からの直接負担が補助金や出資金で出ております。南部水道は、これについては公営企業法で縛られており、補助金やそういうものは、法律に定めのあるもの以外はいただけないという説明をずっとしてきておりました。

そこで、どういうことをやったかといいますと、ここに県の水道事業統計の、各団体の状

況を毎年やった県の資料がありますが、この中にも、そういう費用を出しておるといのは、海部南部水道は石綿管更新事業については一円も出してないんです。そして、ところが佐織も八開もそうですね、愛西市になっても、補助金は補助金、出資金は出資金として、今言った額を全部出してきておるんですね。

こういうことは公営企業法を適用されるところでは常態になっておりますし、それから一番最初に見ていただきました頭のところに愛知県の状態が載っておりますが、上から3番目の補助金、これは県の補助金です。平成14年度は30億円利益が計上されておりますが、21億円は県の補助金を出した分が、この利益の中に入っておるんですね。その下のほうに他会計出資金というのが25億8,900万。これが一番びっくりしたのが、平成20年度、給水収益が301億9,100万ですが、補助金はこのときは8億1,500万ですが、出資金は99億9,600万円で1,000億円を超えて、要するに3分の1以上を出資金と補助金を負担して県営水道も成り立っておるわけですね。

だから、南部水道企業団が、企業長や、今は副企業長が南部水道議会に説明している公営事業法が適用されておるので、大っぴらにもらえませんかという話は、全然愛知県の実態からは成り立たないというのと、もう一つは、この問題は特に地震・防災対策ね、石綿管、非常に過大な負担がかかるわけですから、ここはライフラインの中核をなす水道事業が立ち行かなくなるとか、あるいはよそに比べて相当高い水道料金が当たり前というような状態で支えられておるといのは異常なことでありますので、また確かに地場なんかが安定しておる犬山市だとか小牧市なんかは、今でもかなり、私たちが老朽管と言っておるのが使われておるんですね。地盤が安定しておるもので、ここらみたいは心配しなくてもいいから、使える間は使いましょうみたいなことも経費の節約になっておるわけでございまして、そうしたハンデですね。

だから、2重じゃなくて、3重も4重もハンデがあるような状態の中で、結局、その大部分は水道料金で負担をするのが当たり前ということを南部水道企業団が言い続けてきたことが企業長や議員の皆様の頭の中にあるわけですが、県下の実態から見るとこれは取っ払って、むちゃくちゃ愛西市が出しているほど出せということは私は多分今は言えないような状態だと思いますが、それにしたって、きちんと大きい更新事業については負担をしていくとか、あるいはかつて安城市がやっておりましたように、利息については、この事業は全部安城市が負担をするとか、そういうことは決めて、少なくとも3市村が合意できる方向に向かっていく、それから実際にこういう実態を無視したことをいつまでも市民に要求するということは私はすべきではないと思いますので、その面でも市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

先ほど御質問の中にもありましたように、海部南部水道企業団が適用を受ける地方公営企業法というのがあるわけですが、この地方公営企業法によりますと、海部南部水道という形の中では企業会計という形の中で独立採算の原則を実施すべきであるという形でしっかりと規定はされております。そうした形の中で、我々として、構成自治体としては、この地方公営企業法の外枠というか、そういう形の中で、自治体から繰り出してもいいという財源というのが規定されておるわけですが、それは、例えば消防の消火栓等に要する経費、あるいは公園等で公共施設の無償給水に要する経費、あるいは児童手当に要する経費の一部というような状況においては、構成自治体から一般会計として繰り入れするということが公営法にも定められておるわけですが。

数年前に終わったわけですが、石綿管の更新事業というのが終わったわけですが、これは、国とか県の多額の補助金をいただいて、私どもの2市1村の流域において石綿管の更新事業をさせていただきました。こういう状況の中においては、国・県の補助金をいただくというようなこともございますので、一事業団としては構成自治体に対して一定の負担額を求めるという形の中で出資してきたわけですが、いわゆる先ほど言われました他会計負担金というのが、そういう状況でございます。これは額的には年間6,000万という形の中で出資いたしまして、私ども弥富市としては2,700万ほど毎年ずっと、この石綿管更新事業に対しては一般会計から繰り入れをさせていただきました。しかし、今、防災対策事業としてやっております塩化ビニール管の更新事業につきましては、この適用の範囲ではないという状況でございますので、一般会計から繰り入れすることができないわけでございます。いわば基準に該当していないという形でございます。全て企業会計の中で海部南部水道が出資しているわけでございます。

いずれにいたしましても、私ども構成団体、弥富市、愛西市、そして飛島村でございますけれども、一番重要なのは、企業団が水道事業という形の中でしっかりと健全に経営していけることだろうと思っております。そうした状況の中で、必要な財源についてはよく検討していかなくちゃならないということを思っておる次第でございます。企業長、副企業長あわせて、他会計負担金という項目ではなくて、水道事業という形の中で健全経営をしていくためにどうしていくかということについては検討していかなくちゃならないと思っております。

いずれにいたしましても、水道料金は高いと言われております。これは事実そのとおりでございます。しかしこの水道料金を、少しでも今の現状の料金を維持するということが非常に重要なわけでございます。外部要因といたしましても、中電の西火力が現在、燃料変更という形の中で電力の改修工事を進められております。この構成比、中部電力に対して配水する量というのは大変大きな量でございます。こういったことが今とまっておるわけでございます。

そういう大変厳しい状況もあるわけでございますけれども、今現在の料金を何とか維持していきたいというのが現状でございます。そうした関係も含めて、企業団経営にとって必要な財源というものを健全経営という形に対して我々は検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今も市長がおっしゃられたんですが、公営企業法で禁じられているというふうにおっしゃられたんですが、だからどういうことをやったかといったら、さっきも言ったように、この中にいろんな数値の表がありますけれども、そういう資金の内訳を記載するところがあるのね。愛西市、旧の佐織町も、それから八開村だとか、ほかのところもあります。愛知県もそうですよね。きちんと出資金だとか補助金といって入れておるんです。今、市長がおっしゃられたように、今、企業長や、それから副企業長の皆さんは思い込んでおるもんで、まだ禁じられておるといふね。建前と実際は違って、そういう県の統計の中でも大っぴらにまかり通って、それも2年や3年ずうとですよ。日本中の水道事業が同じことをやっておるんです、これは。なぜかという、こんな公害防止対策を水道料金で負担するというのはかなり無理があるんですよ。だから、こういう格差がついておるわけです。

したがって、公害防止対策だとか、この地域の特殊な事情、だから県も県の縛りで地下水を禁止するなら、今申しあげましたように、100%のところは優遇するというなら、優遇したことがわかるような仕組みにすることは当然ですが、同時に、この県下の状態や全国の状態から見ますと、自治体がどう向き合うか。したがって、前にも私ここで申しあげて、市長は、そんなといわれていたことがありますが、もともと公営企業ですから、税金は払わなくてもいいとか、所得税や法人税、それから固定資産税も、さらに不動産取得税を払わなくてもいいということもあるんですが、さっき申しあげましたように、平均してマイナス給水ができていいる最大の理由は、そういう給水収益に頼らない補助金や、負担金や、そういうものがある。愛知県は30億の利益を上げておるときに、21億円営業外収入で補助金を出しておるとかということをやっておるのが水道事業の実態なんです。

そのことを考えると、今、市長がおっしゃられたように、そういうお考えではなくて、今、県下、日本中でされている、国保の補助金と一緒にすね。そういうことをしなければね。だから結局、今、市長がおっしゃられたように頑張ると、愛知県で一番高い水道料金をずうと維持するということになって、実際には1カ月に1立方使っても1,000円近い負担が発生するという仕組みになっておりますので、特にお年寄りが、せつかく福祉センターでお風呂に入って、うちでお風呂を沸かさんようになって水道料金が安くなったと思っておったら、基本料金が相当高いもんで、余り変わらんといい嘆いているような状態を解消するためにも、この問題については一度、弥富市の部内でも御検討いただいたり、あるいはその関係、特に企業長、副企業長です、それから企業団の職員も含めて、こういう県下の実態も見て

いただきながら、今、市長がおっしゃられたように、必要なものについては出資する。出資金は大っぴらに認められていますから、出資金という形で出していただくのが、多分、建設費については一番妥当かと思しますので、一度そういうことも含めて御検討いただきたいということを求めて、もう少し、この問題の次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、世代間負担の公平を図る財政計画の確立を行うように、特に南部水道のような余り自分で、そうやって料金で入ってくるから、それを当てにしているところで、余り世代間負担の公平というようなことについて気がつかないようですが、この間、南部水道は、議会の要請や市長の企業長就任、そうでないときは副企業長という立場で、この水道事業に参画されるようになったこともございまして、これまで大きく立ちおくりしておりました入札制度の見直しや電気・機械設備の更新に当たって、従来めちやくちな予算で発注しておったのを、弥富なんかのいろんな経験も生かして市長が企業長になったときに見直しをされて、予算の半額ぐらいで済ませたこともあります。20年度末に示されました、そういう改善が行われる前の中期的な財政計画では、21年から25年度までの5年間についての見込みは、次のようなものでありました。

5年間の純利益は、だんだん収入は落ちていく時期でありましたから、かなり大幅に落ち込むということで、21年度はまだ6,000万だか7,000万ほど見込んでおりましたが、あとの4年間で合わせても2億3,000万程度という状態でありましたが、これはいろいろ改善した結果、決算時には2倍以上の4億8,800万円に利益がふえました。それから、起債の残高については5年間で3億6,100万減らして32億1,600万にするという計画でありましたが、非常に入札制度の改善なんかで節約されたこともありまして、7億2,300万円、この時期に起債残高を減らすことができました。

さらに、新規起債、要するにお金がないから今やっておる塩ビ管の老朽管更新事業ですね、今、ポリエチレン管にしていますが、これも起債を起こしてやるという予定も組み、あるいは電気・機械更新事業もかなりの費用を見込んでおったわけでありまして、新規の起債を平成29年度まで11億3,000万円予定しておりましたが、その後、いろいろお金がこうやって入ってきたということから、平成29年度まで、その当時想定しておる事業で、あるいは26年度の決算の終わった後でも示された計画ですが、21年から29年度までは11億3,000万円の起債計画を3億8,600万まで縮小すると。

したがって、この間改善されました年度末の現金収支は、20年度末に比べて4億1,600万円ふえて、起債残高は7億2,300万円減って、新規起債の発行予定額は7億3,100万減らして、その上なおかつ未償却資産の残高が5億7,900万ふえまして、合わせて24億4,900万、年平均4億9,000万円の財政の節約ができたんです。びっくりするようなことが起こったんですが、ところが今、海部南部水道は、平成の頭で庁舎をつくって、そしてその後、石綿管更新事業

をやる、あるいは立田配水場、弥富配水場、佐屋配水場の電気・機械設備の更新事業をやつて、相当お金を使って借金もしました。この借金も、この余ったお金でどんどん返していくということで、平成29年度末には今の借金の37%まで減らして、18億円ほどの借金にする計画なんです。

だから本来は、今、中電が縮小して単年度は少し危ないかなというぐらいの状態になっておると言うんですが、これだけお金が浮いたときに、そういう費用を全部今の人たちの水道料金で返すというやり方は適切じゃなくて、これは市町村で長期に財政問題を担当してきた人たちの知恵もかりて、上手に起債を使いながら、何よりも愛知県で一番、県の表でいつもトップになっている高い水道料金という状態を解消することと、今、爪に火をともしような暮らしをしている人たちの思いに応えるということ、そういう方向でこの問題に対応していただくというかな。

もともと南部水道企業団は、これまではどちらかという、今言った独自採算性ということとをずうっと言い続けたこともあって、市町村はお金はそれで出さんでもいいと。同時に企業団のほうは余り口を出してほしくないというような思惑もあって、かなりほかの市町村や、それから環境事務組合なんかと比べるといろいろなことがおくれていて、私たちが平成20年に行ったときにびっくりしたんですが、まだ企業長は、企業長になった人だけ企業長で、あとは一般議員として扱われておったんですよ。こんなことはほかの一部事務組合でもとっくの昔に解決しておったことが解決されずに来て、さっき言ったようなことがこの期間にやられたから、こういうお金も残ったんですが。

そういうちょっと全体に役所の機構ですね、それから自分ところの持っているいろんな制限や制約、そういうものをきちんと見て計画的な財政計画を立てて、そして世代間の負担の公平、要するに起債をどう使っていくかということについては、ぜひもっともっと勉強していただくような指導を市長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

財政計画という形で一口に言うならそういうことでしょうけれども、今、海部南部水道企業団といたしましては、中期的な計画という形の中で中期財政計画、平成32年までの財政計画を策定しておるところでございます。現状といたしましては、議員も御指摘のように、企業債の起債借り入れを今は少なくして償還をしていこう、返していこうということで努めております。平成25年、平成26年に対しましても、1年間で2億5,000万ずつ企業債の償還をしているところでございます。これは、平成29年度までは企業債を借り入れるということは現状としては計画がないわけです。実はその後に、さまざまな大きなプロジェクト事業が発生をしてくるわけでございます。

1つは、今現在進行形でございますけれども、老朽管の更新事業という形の中のものがまだまだこれから続くということ。それから、平成30年から立田排水機場の排水機の更新事業、そしてまた平成31年度から立田大橋の水管橋の更新事業ということが発生してまいります。これらはいずれも非常に大きな事業となります。当然、企業債という形の中で事業費を捻出していかなきゃならないという状況でございますので、御理解もいただきたいと思っております。

そういう形の中で、ある一定のときに企業債を軽くしておかないと、次の企業債を借り入れられないわけですよ。そういうような形の中での財政の健全化を図っているところでございます。中電等の問題もございます。さまざまな問題がございます。また、橋の改修工事というものに伴って新たな経費が出てくるという話もこの間出てまいりました。そうした形の中で大きな事業が次から次にあります。そうした形の中では、企業債を借り入れながら世代間の公平な負担をさせていただくというような状況になってくると思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 要するに南部水道の問題は、県水の問題、それから地震・防災対策の問題、今、市長が言われたように、これからも大きい設備の更新があるというようなことですが、しかしさっき申し上げましたように、平成21年当時は考えられなかったような相当収益の改善がされたわけですが、自分たちの立ち位置がどうも見えてないんじゃないかと思うんですよね。ここは長く自治体の財務に携わってきた人たちの意見も聞きながら、そういうことも見通しながらきちんとやっていく。だけど一番は、愛知県で一番高いとしてずうっと毎年表に載り続ける、この状態を早急に解消すること。それは今言った、どれか一つが解決しただけでも相当前進できるわけですから、またそういう経験もこの間してきたわけですからね。一番トラウマは公営企業法の関係の縛りが何となくまだトップの皆さんの間にいることが気になりますので、ぜひそこは思い切って改善をしながら、一日も早く、市長自身も市民に公約したことでございますので、解決できるように進めていただくことを強く求めて、次の質問に移らせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 水道料金の問題につきましては、以前にも検討協議会ですか、水道料金の検討協議会という形の中で立ち上がったこともあるわけですが、そのときの結論としては、先ほども私、言いましたように、一日も今の料金を継続することが非常に重要であるという形の中で検討委員会が閉まったわけですが、先ほど来私がお話をさせていただいているように、水道企業団を取り巻くさまざまな内外の環境がございます。こういったことをしっかりと組み入れながら、改めて料金等における検討協議会を私として

は御提案申し上げていきたいと思っておりますので、また正・副企業長と御相談申し上げて、そんなような場づくりをしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ぜひそうしてください。特に減価償却費なんかは、水道は管路は40年ですが、スチール管やダクタイル鋳鉄管だとか、こういうものは50年、60年使えるのは、誰でもそうだと言っておるし、今布設しているポリエチレン管なんかは、多分、熱溶接していますので50年ぐらいは十分もちますよね。下水道は、はるかにやわいやつで50年もつ。私はこっちはちょっと眉唾だと思っておりますが、水道の50年は全く心配することないと思っておりますので、いろんな新会計に移ってややこしいちょっと理解に苦しむような問題もありますが、余力は十分あるところですので、ぜひそういう特徴を生かして、今、市長がおっしゃったような方向で進んでいただきたいと思っております。

あと集中豪雨の問題、防災対策の問題を少しだけ質問したいんですが、この質問に先立って、さきの災害で亡くなられた皆さん、それから被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

私、台風前の夜間に起こった集中豪雨で、まちの一部が浸水したときと、それから台風の直後、結構雨が降った後、孫宝へ早朝に見に行ったんですが、1つは、せっかくすばらしい能力のある装置を持っておっても、タイミングが悪いと力が発揮できんというかな、とにかく最初に行ったときは宝川が満水になる。ところが、外のほうの水位が5メートルも高いわけですから、2カ所の排水機をフル回転させても、なかなか出ていきませんよね。そういう状態だった。

それから、あと台風の後には、そういう経験をした後ですから早目に水を落としておったこともあって、片一方だけ運転して、十分それで対応できるような状態だったんですが。せっかく巨費を投じてつくった施設で、しかもこの辺の調整池としての役割と、それから排水路、それからくみ出しの機能を兼ね備えた、やっぱりこれはすごい施設で、きちんと使えば相当のことに耐えられる。ただ、この間の東北の関東のような、あんな雨が降り続けたらどうしようもないことですが、それにしたってせっかくの施設があるわけですから、緊急時の指揮命令系統の一元化だとか、それから要するに夜間も含めてすき間のない対応ということになると、私は市の宿直機能だとか、そういうものも本当に考えていかないと、ゲリラ豪雨なんというのは、これからそう異例のことでなくなって、ちよくちよく来るということが心配されますので、そういうことができるような対応。

それから非常に今、農家収入が大幅に落ち込んでおまして、市のほうも農家の排水路負担に対してしっかり手を入れていただいておりますが、特に今回のことがあって、日常的な孫宝と関連する戸前というんですか、途中の特に町なかが市街化区域の農地と供用しておる

ということもありまして非常に工夫が必要だし、場合によっては空振りでも水をあけることもあると思うんですが、そういう費用負担も含めて、土地改良なんかともしっかり連携して農家の負担にならないような方法を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 御答弁申し上げます。

弥富市内には、御存じのように、現在、12の排水機場がございます。全て農業用の排水機場となっております。鍋田・十四山・孫宝排水の土地改良区がそれぞれ管理している状況になります。その排水機場におきましては、農地に利用した水だけでなく、弥富市内全域の雨水排水も賄っている状況でございます。また、ゲートにつきましては、弥富土地改良区管内だけですけれども、パイプラインの整備されていない農地への用水の取り入れ用として弥富土地改良区が管理している状況でございます。そのため事前に、あるいは緊急時において、市より各土地改良区に連絡をとりながら、ポンプの運転やゲートの操作につきまして各土地改良に責任を持って対応していただいているところでございます。

議員のお話の中にもありましたように、ことし8月17日に、朝方ですね、結構大雨が降りまして、そういったことにおいて戸前の管理等々ない状況で、浸水等も起こったという状況もでございます。また、9月9日の台風18号に伴う雨など、ことしに入りまして幾度となく大雨の降る状況となっております。特に弥富土地改良区管内のゲートの管理につきまして、開閉状況など市として、土地改良区と連絡をとり徹底するよう、市のほうからこの前申し入れたところでございます。土地改良区のない佐古木地区につきましても、地域の管理組織であります用水路管理委員会への連絡ということで佐古木地区のほうは対応しているところでございまして、もし連絡がとれないような場合がありますら、市から直接個々の役員に連絡をとりながら、市のほうの職員でゲートの上げ下げ、操作等を、今、対応している状況でございます。

また、それぞれ農家負担の軽減ということでもありますけれども、先ほど孫宝排水機場の話が出ましたけれども、こういった台風や梅雨前線におきまして豪雨が予想される場合におきましては、平常時はマイナス3.3メートルの水位を常に保っている状況でございますけれども、もし大雨が降るといような状況が確認されましたら、これを50センチ下げる、マイナス3.8メートルまで水位を下げるというような事前予備排水というのをお願いしているところでございます。予備排水だけでなく通常排水も含めまして、ポンプを動かすための燃料費や運転手の費用、ごみの撤去費用など、年間に必要な排水機の維持管理費用につきましては、他の土地改良区でも同じでございますけれども、県費と市費の公費で賄っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 時間を気にしていただいているようでございますので早急に。

8月17日の早朝のゲリラ豪雨に対しましては、一部の地域の皆さんの道路の冠水等がありました。この場をかりまして、大変御迷惑をかけましたことをおわび申し上げていきたいと思っております。

弥富土地改良区のゲート数は、現在14カ所ございまして、これは弥富土地改良のみでございます。そして、16人の管理者で管理されておるわけでございますが、先日も事務局長、あるいは土地改良の理事長とも、私、個別に話をさせていただきまして、この連携は少しずい点もあるという形の中で、その管理されている場所をしっかりと事務局長のほうに連絡し、我々と一緒になってきちっとした情報を共有化していきたいと思っております。

そして、最後に申し上げたのは、弥富土地改良区において、農地防災という役割で水管理をしていただいておりますが、今の事務局長1人では大変な問題だろうと思っております。先日御提案申し上げたのは、新しいスタッフを私どもの市のほうの責任のもとに支援させていただいたらどうかあということをお提案申し上げております。また理事長のほうの理事会に諮っていただきたいという旨の連絡をさせていただきました。以上です。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、ゲリラ豪雨は想定外ということじゃないですもんね。本当に異常気象で、いつ何が起こるかわかりません。せつかく持っている施設の能力を活用するためには、宿直も含めた、特に防災は、どこでもそうですが市庁舎に集中していますよね。緊急時のいろんな県からの指示やそういうものも。そういうことを含めると、前に宿直を外部委託するというようなお話もあったんですが、一度そういうことも含めて、この問題については再検討していただきながら、防災時、緊急時の対応が守られるような市の体制をつくっていただくということをお考えいただきたいと思います。

最後に、少し私の持ち時間の中で市長にお願いしたいんですが、今、国会と政府の法の番人でありました、そういう役割を果たしてきた歴代のほとんどの法制局長官や、先日は最高裁の元長官も含めて、とても立場を越えてなかなか言えないような人たちが、今、必死になって、この状態を、これ以上、国民の声や憲法9条を越えていくようなことはやめてほしいということが日本中に広がっております。市長も一貫してこの問題では9条を守る立場だし、9条があったからこそ今日の日本があるというふうにならざるを得ないわけですが、国会も大詰めを迎えておりますので、自治体の長として、ぜひ安倍総理に、こうした人たちの声も聞き、国民の声も聞き、慎重な対応をしていただくように、また市民の皆さんにも、一貫して今までの市長の立場を貫いてくださることを含めたメッセージをお寄せいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 余りにも唐突な御質問ということで、少し戸惑いを感じているわけですが、この問題につきましては非常に政治的な問題であろうとも思っております。議長に一度お諮りをさせていただきたいと思っておりますけれども、私としては通告もいただいております。そういうような観点から、この場で発言することにつきましてはいささか戸惑いも感じておりますので、どのように御裁量いただきますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員に申し上げます。通告外ということで、この件に対する質問の答弁は避けさせていただきたいと思っておりますが、そのようにまとめていただきたいと思います。

○5番（三宮十五郎君） 確かに、その問題を直接通告はしてはおりませんが、防災ということであると、これほど大きい問題はないわけでありますので、ぜひ私の時間の範囲で、発言が許可されているさなかでございますので、市長が御答弁することをぜひお認めいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） そういうことでありましたら、簡潔明瞭に市長のほうでまとめて、この防災に絡まして答弁をお願いします。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 無理やり防災の問題と、この安全保障関連法案の問題が、どういうところで私としては整合性があるのかということにつきましても、いささか疑問があります。大変難しい御質問をいただくわけでございます。困ったなあということでございますけれども、正直申し上げます、これは先日、敬老の日、いわゆる長寿を祝う会合が某所ございまして、そのときに私は80歳以上の方を対象にして、この安全保障関連法案についての自分の私見を述べさせていただきました。80歳以上の方におきましては、軍事教練であるとか、あるいはさまざまな戦争に参加された方もあるだろうということも含めて、そういう形の中で、やはり日本は平和を守っていくべきだという形で述べさせていただいたところでございます。詳細につきましては、そういうお話を聞いていただければいいわけでございます。

いずれにいたしましても、この安全保障関連法案は、まさに今週が山場でございます。参議院の特別委員会で承認され、参議院の議決をするというような状況でございます。しかしながら、アンケートをとった場合において、国民の80%が、この法案に対する説明が不十分であるということをおっしゃっております。また、60%以上の方が、この法案に反対をされております。こういうようなことからして、国民的な意見というのが非常に、この法案に対する反対というようなことが出ているのではないかなあと思っております。私といたしましては、今週が山場でありますけれども、国会といたしましては、拙速に判断をするんじゃないかと、慎重に国民の声を聞きながら説明していかなきゃならないだろうと思っております。

憲法9条の問題、不戦の誓いをした日本であります。また、憲法13条、いわゆる自由、あるいは平和、あるいは個人の幸せということを守ることが条文化されておるわけでございます。この9条、あるいは13条は憲法として遵守すべきであろうと思っております。

そういうような観点からいたしまして、拙速に急いでこの法案を審議して可決するのではなくて、十分に国民のほうに説明をされて審議をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。この程度でとどめさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時26分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 駅のホームの転倒・転落防止、これは4回ばかりやらせていただきました。そのために全国の都市議会の中から、弥富市議会は本当に安全対策について一生懸命やっておるなということで、市長を初め、また職員、あるいは議員の皆さんが、これだけ議会で審議をしていただいたということで、弥富市のホームページでも多分大きく取り上げられたと思います。そのために、河村たかし市長は地下鉄についても、新たに転倒・転落防止をつけるというふうであります。

何回も私が言っておりますけれども、構築物について、都市計画課長、これは何ですか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） それではお答えをさせていただきます。

構築物とはという御質問ですが、一般的に人が継続的に居住、滞在する目的以外のため建設された構造物といわれております。建築基準法の面から考えますと、土地に定着している工作物から建築物を除いたものが構築物と考えられます。具体的には、橋ですとか、煙突ですとか、ダム、鉄塔などのことを指しているかと思われまます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、プラットホームというのはどうなります、これは。

○議長（佐藤高清君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） お答えさせていただきます。

駅のプラットホームにつきましては、PL法でいいます製造または加工された動産とPL

法ではされておりますが、ここでいういわゆる動産といたしますと、民法上の動産、すなわち土地及びその定着物以外のものを指します。民法上、土地及びその定着物は不動産とされておりますが、本件でいいます鉄道のプラットフォームは、土地に定着していることは明らかです。民法上の不動産に当たり、動産ではないと判断いたします。そのため、PL法の第2条でいいます動産にも当たりません。したがって、プラットフォーム本体はPL法の適用を受けないと考えます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、建築施工法政令というのがありますね。これの中には昭和31年の8月29日、政令で第273号というのがありますけれども、ここの部分の第15条はどう書いてありますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 大変申しわけございません。273号の15条について、後ほどお調べしてお答えさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 前回、全協でも市長から、できるだけ大原君の答弁については教えてあげてくださいということでしたんですけども、いやあなたと。山田君、それから開発部長とあったでね、たしか。そういうときに、あなたたちが、ただ私に押しつけるだけで、何を尋ねるのかということは全然聞いてないわけね。ただおたくらが出したのは、いわゆる文章的なものを出された。これはよくわかっています。出されたんですけども、実際にして、あなたが出されたやつ、ここには鉄道事業法、鉄道事業等関連に対する安全性を図ると書いてある。これはどこに書いてありますか。法律にありますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

基準法上にプラットフォームが適用されないということをお答えさせていただきました。それでは、その安全を何で確保するかということになるわけなんですけども、鉄道に関しましては、鉄道の施設としてプラットフォームは成り立っております。そのため、鉄道営業法及び鉄道事業法並びに技術基準としまして鉄道に関する技術上の基準を定める省令、そういったものから鉄道の施設の安全を図っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、ここに書いてあるんですけども、鉄道設備等検査規則と書いてあるんですけども、これは昭和62年3月2日、運輸省令ということで第11号で書いてありますけれども、この条文はどういうふうに書いてありますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 申しわけございません。存じ上げてないです。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 教えてくださいとって何も聞かずにあって、ただこういう文章の今の鉄道営業法という、こういうのだけ出してあって、これを出す以上は、中身を知らずにただ出すだけ、それでは全くミッションがない。ミッションってわかりますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） ミッションとは、物の本来あるべき姿というふうに思っています。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ミッションというのは自分の任務ね。最近では「ハイブリッド」という名前がよく出ておりますけれども、これは首長、あるいは長につく人、あるいは会社の一般の人、そういう人なんかは多目的にするという、そういう意味なんですね。だから、自分の任務がわからずにあって、ただこの文章だけ出したら、本当に何をやっておるか。大原は何を何回も聞いておるんだということになってしまう。

だから、そこに書いてあるように、前に市長からも答弁いただきました。ここの中には、さっき言ったように、第7条、法第12条の第3項の国土交通省令に定める鉄道設備の変更、次に掲げると書いてある。ここの中には、市長からも答弁いただきましたけれども、プラットホームについては一定の人数をすることが書いてあります。これは前にも市長に言われたけれども、1日10万以上の利用者があるところについては、順次取りつけなさいということにあるわけね。ここの中に、そういうふうであったんですけども。大阪の鶴橋ね、ここでは15万3,080人というふうで、平成24年ですか、このときにあったわけですね。こういうこともあるわけね。

鉄道に関する技術上の基準を定める政令、平成13年12月25日国土交通省令第151号、プラットホームというのがありますけれども、大野課長、ここは何条に書いてありますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 申しわけございません。鉄道に関する技術基準の省令のことでしょうか。

○18番（大原 功君） プラットホームだがね。

○都市計画課長（大野勝貴君） その中で36条にプラットホームの記述がございます。ちょっと読ませていただきますと、プラットホームは次の基準に適合するものでなければならない。プラットホームの有効長は、当該プラットホームに発着する列車の最も前方にある旅客車から最も後方にある旅客車までの長さのうち最長のものの長さ以上であって、旅客の安全かつ円滑な乗降に支障の及ぼすおそれのないものであること。ただし、地形上等の理由によりや

むを得ない場合であって、車両の旅客用乗降口の閉鎖その他必要な措置が講じられているときは、この限りでない。

あと2つございますが、プラットホームの幅についてでございますが、幅並びにプラットホームにある柱類及び跨線橋口、地下道口、待合所等の壁とプラットホーム縁端との距離は、旅客の安全かつ円滑な流動に支障を及ぼすおそれのないものであること。

第3に、列車の速度、運転本数、運行形態等に応じ、プラットホーム上の旅客の安全を確保するための措置を講じたものであることと定められております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それだけの立派なものがここに書いてあるわけね。だから、これだけ書いてあって、前にも言いました。市側からの発言の中で、ホームの転倒・転落防止については市が負担をしなきゃいかんという話が多分あったと思うんだね。これは設置義務の中で、いわゆる今の構築物、ここに当たるわけね。だから、これは設置した人が自分がやらなきゃ。だから、名古屋市でも、東京都でも、鉄道会社については2020年までには、オリンピックがあるというので各自でつけるというふうに鉄道会社の社長が言っているわけね。それから、一般の市長なんかも、それから都議でも言っておるわけね。だから、これだけ安全を大事にしなきゃいかんということは目に見えるわけね。この間、テレビで皆さん見た。これだけやってみえるわけ。地下鉄なんかは、大野君、地下鉄に特急はありますか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） 地下鉄の特急の存在というのは、私が知る限り存じ上げておりません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうでしょう。だから、私が言うように、弥富の近鉄の駅なんかは120キロぐらいの速度で走るわけね。地下鉄なんかは、恐らくホームに入るのは20キロか30キロ程度。これだけ遅く入っても、これだけの今の転倒・転落防止をつけるということです。これは、国民一人一人が大事に命を守ることなんです。

ここに書いてありますけれども、ここなんかだと、目の不自由な方、37%の方が駅でこけそうになったり転倒したということに書いてあります。

これだけ今、市側にも一生懸命やっていただいておりますけれども、いわゆる福祉、高齢者、あるいは今の認知症、子育て、障がい者を持たれる方、いろんな方があるわけね。弥富市に目の不自由な方は何人見えますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 視覚障がいの手帳を携わっている方の人数でお答えさせていただきます。

これは1級から6級までございますけれども、合計で69名でございます。

○18番（大原 功君） 幾つ。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 69です。

○18番（大原 功君） 目の不自由な方な。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 視覚障の手帳を持っていらっしゃる方。

○18番（大原 功君） もっと大きな声で言ってよ。目の不自由な方は何人見えますか。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 手帳を持っていらっしゃる方が69名あります。目の不自由な方で手帳を持ってみえる方が69人です。

○議長（佐藤高次君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、てんかんなんかの方がありますか。何人ですか。

○議長（佐藤高次君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） てんかんにつきましては、今数字を持っておりません。

○議長（佐藤高次君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この間も東京なんかでも、運転でてんかんということがありましたわね。その前には弥富市の中でも前教育長、その方の息子さんが駅で停車しておる車を押し出して亡くなられた。こういうこともあります。

そうすると、こういう方でも、方とってはいかんですけれども、利用されるわけね。そうすると、どこでどうなって、自分が駅で待っておるのが、後ろから押される方もあるかもわからん、それから目の不自由な方もあるかわからん。目の不自由な方に、黄色いラインを伝って、恐らくわかりにくい。誰かが手を引いてやらないかん。それが今の服部彰文市長の市民に優しい一人一人の安全・安心、これだと思うんです。ただ口で言うだけなら何もならんわけ。私どもは、こうやって議員をさせていただいておる。させていただいておるということは、市民の皆さん方から一票をおかりして、市民のために働きたい、働かせていただきたいという意味でしておるわけね。それが、全くバランスの違うようなことをしておったらなかなか前には進まない。

そしたら、目の不自由な方はどうやって電車に乗っておりますか。見たことありますか。

○議長（佐藤高次君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 私の知っている限りでは、付き添いの方のある状況で電車に乗られている方は存じ上げますけれども、お1人でという方については記憶がございません。

○議長（佐藤高次君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 何遍もこのホームのことについては言っておるわけですがけれども、

本当に大事なものは、市民を守っていただくのは市長じゃないですか。市長が見えるから、我々が固定資産税や市民税、保険料、いろんなものを払いながらさせていただいて、そのかわりに安全で見てくださいますよ。市長の権限という、ファスト・トラック、権限によって四日市に申し上げて前へ進んでいただかないと、今言ったように69人の方の目の不自由な方ね。弥富市にはいろんなボランティアの方も見えると思いますね。だけど、なかなかそこまでは届かないと思うんです。そういうことを考えると、こういうことを早くしていかないと、いつまでたってもこの問題は解決しないので、市長からも強く言っていただかないかん。

それともう一つは、志摩サミットがありますね、来年。そうなると、恐らく特急も増発すると思うんです。名古屋から弥富、ここの中には特急が追加するように、電車が横に寄ると、2番線に寄るとかいうふうになっていますけど、これは何カ所ありますか。名古屋から弥富までの、弥富だったら準急と各駅がとまるわけね。2番線にとまるわけだ。そうすると、弥富とどことどの駅が名古屋までに特急の通過するところがありますか。

○議長（佐藤高次郎） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑） それでは、質問にお答えさせていただきます。

弥富駅から近鉄名古屋駅まで特急が通過する駅は、まず弥富駅から言いますと、順番に、佐古木駅、富吉駅、近鉄蟹江駅、戸田駅、伏屋駅、近鉄八田駅、烏森駅、黄金駅、米野駅で、名古屋駅で10駅ございます。以上でございます。

○議長（佐藤高次郎） 大原議員。

○18番（大原 功） そうすると、今の志摩サミットとなると、恐らく特急の増発がよくなって、一般の今の各駅とか準急なんかは縁に寄らなきゃいかんようになる。そうすると、弥富の駅は今の列車の通っておる数よりも多くなるはず。だから、私は危険度があるから、早くこの問題は解決してくださいということをお願いしておるわけね。

だから、今のプラットホームについては、平成13年の2月25日に施行された。そうすると、服部彰文市長が市長になったのは平成19年だと思いますね。そうすると、その前のときに弥富で特急にはねられた、誤って落ちられてはねられた。なったわけね。そうすると、この13年のときに、これはそういうふうにしななきゃいかんというふうになっているんですけども、こういう人のことについて、亡くなった方について賠償請求というのは本当はやらんといかんわけね。憲法37条に公平な裁判というのがあります。だから、犠牲になった人を、ホームはきちっとしてあげないかん。これが曖昧で今までやっているから、ことしの6月に約款というのが新たに決められて、必ず文書に、条文化しななきゃいかんと法律で決めておる。

それから、もう一つは、ここに悪質な業者規制強化というのがありますから、これが処分をする、公開をするとなっているが、近鉄については13年にやらななきゃいかんことになって

いるんですけれども、これは悪質になるんですか。ならんですか。

○議長（佐藤高清君） 大野都市計画課長。

○都市計画課長（大野勝貴君） バリアフリー法の中で、近鉄さんの乗降客数は現在1万2,000前後だと思われていますが、そういう中でバリアフリー化する対象駅となつてございます。現在は3,000人以上の駅が対象となっております。しかし、そういった防護柵とかをつけるに当たっては、近鉄も国と一緒に参加しております検討会というのがございまして、その中で方針が出されております。その中で、10万人を超えるような駅については優先して速やかに実施すると、そういうような方針が出されておりますので、現在のところそれが違法に当たるとは考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 先ほども言ったように、建築基準法という中で、昭和25年の5月24日に法律の中で決められたわけね。ここの中については、先ほど言ったこっちのほう。鉄道施設検査等規則、ここの中には昭和62年の3月2日から運輸省から省令によって第11号というのがあるんですね。もうここで決まっておるわけね。10万人以上というのは、ここでもうつけなきゃいかんということが決まっておるわけね。だけど、こっちのほうでは、昭和31年ね、ここでは新たに法律はまた変わっておるわけね。こっちの前の法律はだめということなんです、これは。こっちが新しくなっているから。

だから、あなたたちがよく考えないかんことは、法律というのはイチモンですね。市長もよく条例を変えてされるけれども、例えば健康保険でもそうですね。昔はこれだけだったけど、今は条例を変えて、こうやってね。人が住むことによって、そのぐあいによって税を徴収しないと今の事業ができない。前も全協で言って説明いただいたときに、財政破綻は何ですかと言ったら、なかなか答えがなかった。財政破綻というのは、もともとが教育と福祉のみしかできないと思うんですね。あとの道路工事とか、こういう庁舎もできないわけ。そういうのができないから、できるためには税をいただく。それには弥富市に住んでいただきたい。多くの方が住めば、平島なんかだと、私が出たときには昭和58年ですから、約200軒近くしか家がなかったんですね。人がね。今は3,000軒近くあって、1万人近くの方が住んでいただく。これは、平島の東の地主さん、中の地主さんが協力していただいて、何とかしてやってくださいということをお願いをして今現在なって、弥富市もその税収に対してかなりのメリットがある。そして、そこへ来て、今、市長が日の出小学校をつくっていただいた。これによってますます今は平島なんかは住宅がどんどん来るわけね。そういう方が駅で事故があったらいかん、あるいは交通事故があつてはいかんというのを市長が守っていただいておりますから、皆さんが弥富市に住みたい、また市長のところに住ませていただきたい、こういう意味じゃないかなあと思うけれども、市長どう思いますか、これは。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員のおっしゃるとおりでございまして、安心・安全なまちにしていくということは、住みよいまちづくり、そして住み続けたいまちづくりということにつながっていくと思っております。私ども、今、東洋経済新報社では住みやすさランキングというのが表示されております。そういった形の中で、さまざまな条件はありますけれども、その上位としまして、813市の中で36番目に今ランクされているような状況です。もっともそういう形の中でさまざまな生活環境を改善していくことが、今、大原議員のおっしゃるように、安心して安全なまちということで皆さんに住んでいただけるのではないかなあと、思って、今後とも努力し続けてまいります。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、市長が言われたように、過疎化対策、いろんなものについては、今の安全な駅、あるいは安全な道路、あるいは安全な防災、こういう市役所でもそうですね。早く司令塔をつくりなさいというのは皆さん言っているわけね。これと同じことで、その司令塔がなかったら、この間の水害のように、どこに助けを求めていくかということ。こういうことも含めると、早く進まなきゃいかんこと。

こういうことを議員として、議員は、出るときにはいろんな話が言われて、中には市民の手足になりたいというふうに言ってみえるけれども、中には畑、田んぼにおいて、なかなかそういう人もないかもわからんけれども、私はいつも、32年約8期やらせていただいておりますけれども、やっぱり初心を忘れたら独裁者になっちゃう。初心は守らなきゃいかん。これを守らないと、弥富市の今の安全・安心はできない。こういうことは、議員も、職員も肝に銘じてやっていただくというふうにならないと、過疎化になって、今に1,000人とか2,000人減ってしまえば、弥富市の税収も減ってしまいます。こういうのも議員として市長の行政を手伝いながら、職員もそうですよ。そのようにやらないと、いつまでたっても、ただ聞かれたことが、全く今の一般質問で、これだけ答えればいだろうという話になってはいけませんので、ホームだけは、私は議会生命をかけてでもつくっていただきたい。そうじゃなかったら、悪徳業者として近鉄を新聞に載せていただきたい。どうしてもいかんとなるなら、近鉄の株を買ってでも、株主総会に行っても私はやりたい。このぐらい議会生命と命をかけて言っておりますので、市長、再度お願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員の、駅を利用する上において安心・安全ということに対して、定例議会で過去3回ほど、この問題につきまして御提案をいただき、我々といたしましても、近畿日本鉄道株式会社の名古屋統括部長、鉄道本部がありますのは四日市でございませうけれども、そちらのほうに私も2回ほどお邪魔して、いろいろと意見交換をさせていただ

きました。

総括的に申し上げていきたいというふうに思っておりますけれども、大原議員が主張してみえます弥富駅における転落防止対策といたしまして、ホームドア設置等の対策を早期に実施していただきたいということを要望させていただきました。これにおきまして近鉄側の回答といたしましては、現在において車両における扉の数、車両において普通電車だとか、あるいは急行だとか、いろんな車両があるわけですが、扉の数が違うというような状況の中において、扉が開かない場所が出てしまうというような状況で、ホームドアの設置ということについても、その車両との関係で非常に難しいと。しかし、現在の車両は随時更新をしていくわけでございますけれども、なかなかまだそういう形で全車両を更新するわけにはいかないということでございます。

また、基本的には、先ほども答弁しておりますけれども、10万人以上の乗降客がある駅から順次検討していきたいということでございます。しかし、残念ながら、今、近鉄の中におきましては、どこの駅にもまだこのホームドアということが設置されておられません。こういった形の中で、近鉄のこれからの取り組みということにさせていただきたいと思っておりますのでございます。

それから、弥富駅に特急電車を停車させていただきたいということが大原議員のほうからもございましたので、この問題につきましても御要望させていただきました。特急電車につきましては、都市間及び観光輸送を目的として、運転区間、駅利用者の実情や列車の接続等を考慮し、停車駅を決定しておるという状況であるそうでございます。今後もお客様の利用状況を見ながら検討してまいりたいということでございます。しかしながら今の現在のところ、弥富駅に特急電車をとめるということは、予定はないということでございます。弥富駅に限り特急電車がとまっていた場合には、基本料金のほかに510円の特急料金をいただくかなきゃならないというような状況でございます。そして、名古屋までのかかる時間については、ほぼ今の急行電車と変わらないだろうというようなことでございます。そういうようなことで、特急電車は今のところとめる予定はないという形でございますので、御理解もいただきたいと思えます。

また、さまざまな形でプラットホームの安全基準、安全対策については、これからは法を基準のあるものについては遵守していきたいという形でございますので、より一層、安心・安全に駅が利用できるようにしていただきたい。先ほども視聴覚者の云々ということがございましたけれども、これについても我々としても順次検討していただきたいと思っておりますし、また障がいのある方も思い切って健常者に対して助けを求めるといったような状況も必要ではないかなあと思っております。お互いに相互理解のもとに正しく安全に乗っていただくということが必要だろうと思っております。

ただ、一つだけ改善策が近鉄のほうからございました。これは、プラットホームのベンチの向きを変えていきたいということでございます。現在はプラットホームのベンチに対しては、鉄道のレールと並行的にベンチがあるわけでございますが、これが酔っぱらいだとか、そういう形に対しては、電車に乗る場合においてふらふらというような状況の中で、転落をするというような状況が日本全国であるようでございます。そうした形の中において、プラットホームのベンチを90度回転させて列車方向に対して直角に持ってくるということでございます。これは、近鉄の全ての駅の中で弥富駅がモデルになると、モデルにしたいということでございますので、大原議員のプラットホームに対する安全策が鉄道本部の社長にまで届いたということだと思っております。そうした形の中において、さまざまな改善を今後していただくわけでございますけれども、そうした形の中で我々も、これからも住民の安心・安全の駅の利用という形に対して進めていきたいと思っております。

大原議員、議員生命をかけてというふうにおっしゃいますけれども、一応この辺でピリオドを打ちたいなあと思っておりますので、勝手な言い方でございますけれども、そういった形の中で、いろいろとまた今後お気づきの点については、私どもも四日市の鉄道本部に伝えていきたいと思っております。そして、市民の皆様が安全で安心して利用できるようにしていきたいと思っておりますので、初めて文書で回答をいただきましたので御報告申し上げ、総括とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長が言われたように、決して酔っぱらい対策だけじゃなくて、今の目の不自由な方、あるいは障がい者の方も見ていただくように関知していただきたい。

それから、今の特急のことですけれども、市長は平成19年2月5日になられたわけね。そのときの新聞は、市街化地域をつくりますよという話があったんですね。あれからは市街化というのが、まだ具体的な、ビジョンとしてはあっても、実はできておらんわけね。そうすると、そのときから市街化をつくっておれば、今は特急が弥富にとまるかもわからんね。そう思いませんか。あれから9年ですから。恐らくかなりの発展ができたと思います。

そういうのも含めて、市長には何遍も四日市まで行っていただいて、そして市民が誰一人隔てのない安全で安心、そういうふうにしていただく。また、いろんな駅についても防犯カメラをつけていただく。こういうこともしないと、中には目の不自由な方、あるいは耳のちょっと私みたいな遠い方は、特急が来ても本当にわからんときもある。目で見たら初めてわかるということもありますので、そういうのも含めて、また何度でも行っていただくと。よろしく願いいたします。

これで今のホームについては終わりますけれども、公共施設に、新聞に出ておるんですけども、この前、渡したかなあと思うんですけども、こういう公民館ね、公民館について

は、選挙事務所というのはやめたほうがいいよというふうに出ておるわけね。そのとき総務部長に行ったら、これは昔からつくっている地元の公民館だから、これはいいよという話だったんだけど、私は昔からつくっておる公民館は、私も平島ですけれども、勝巳君なんかは実行組合の役をやってみえるんですけれども、あれは実行組合がつくって、平島部落がつくったわけじゃないんですね。だけど、そこには補助金も出すわけね。いわゆる改修で出ておるわけね。そういうふうになってくると、これは補助金が対象で、農業のほうの補助金が出ておるわけね。

こういうのもあるもんですから、どこら辺までが本当に正しいのか、正しくないのか、また世間では、こういうことはもうやめたほうがいいよというふうになれば、弥富議会は金魚のように美しいんですから、自分の襟を正してするというのは大事だと思いますけれども、総務部長、この点はどうですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 大原議員の御質問でございますが、補助金が支給されている公民館、集会所等を選挙事務所として使用しているということについての御質問でございます。

地区の公民館や集会所を選挙事務所として使用することにつきましては、公職選挙法につきましては抵触いたしませんということでございます。

また、公民館の建設に当たりまして補助金が出ている公民館は使用できないということは公職選挙法には明記されておられませんので、公民館の使用は可能でございますが、選挙管理委員会といたしましては、使用される場合は地区の同意を得てから使用してくださいということで御回答は行っております。ただ、先ほども議員がおっしゃられましたように、全国でそれぞれ御指摘が出ておるところがところどころございまして、議論されているところがございます。それは承知しておりますが、公職選挙法上は使用可能となっておりますので、これにつきましても候補者本人が御判断をいただいて、使用するかしないかということをしていただくしかないということでございます。以上でございます。

また、それでは土地改良、先ほどおっしゃられた実行組合が持ってみえる建物で補助金をいただいておりますところについての御質問でございますので、申しわけございません、こちらについては開発部長から御答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それでは、議員の御質問の中で平島西公民館ということで、あそこの公民館ということなんですけれども、西平島実行組合、農業者でつくる組織ということで今管理しているということでございます。伊勢湾台風以前から農業倉庫として利用していたということで、現在は地区のほうの集会施設ということで使っている建物ということでご

ざいます。

建築時において西平島の実行組合が、仮に土地改良から補助金が出ているかどうかということをおそらく確認させていただいたんですけれども、地区の方や土地改良区のほうに問い合わせましたけど不明ということでした。仮に土地改良からも補助金が出て、これを活用して建築したという場合ですけれども、それも選挙事務所に利用する場合ですけれども、管理者としましては地区の実行組合のほうになりますので、最終的に使う使わない等においても、管理者であります実行組合のほうの判断になるのかなあと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、実行組合でも、集会所でも、公民館でもそうですけれども、固定資産税というのは免除されておると思うんですけれども、この点についてはどうですか、総務部長。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） 市内の公民館、集会所についての固定資産税の免除の御質問でございますが、市内の公民館、集会所の固定資産税につきましては、公益のために直接専用する固定資産といたしまして全額を免除しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういうことは、補助をいただいておりますということは、弥富市も国に準ずる。国は補助金の対象を受けておるものについてはだめだよというふうに、寄附にしても何にしてもだめだよということになっていますね。だから、そういう国に準ずる。地方は、弥富市の場合は県の事務所と同じように、県はまた国の事務所、それに準ずるといふことね。補助をいただいている以上は、そういうのも含めてしないといかん。ただ、補助金がなければね。補助金というのは、市が税金をいただく。皆さん方は各住宅を買って、そのものの固定資産税を払っていただいております。だけど、それは集会所として市が、この分については、いわゆるコミュニケーション、いろんなものをするため、あるいは地域の発展のためにと、寄り合いをしたりいろんなことをやる。そのために、そういう利用活用するために、公民館、集会所とか、実行組合でも、実行組合と言うけど、実際には公民館という名前に変えてしておるわけね。実行組合だとお金が出ないから、公民館というふうに補助金が出ておるわけね。

だから、こういうのも、法律というのは、きのうまでよかったんだけど、きょうからまただめになるということもあるんですね。介護保険がそうでしょう。介護保険なんて前はなかったね。また、中には後期高齢者の人も見えるけれども、こんなものなかったわけね。だから、あるようになったときには、法律はどんどん移動するんだから、市のほうも、この対応

については、区長は市長の委嘱を受けておる人ですから、市民の区長というのは、地域の区長でありながら地域の自治会長でもあるということね。こういうのを含めると、こういうのも芳しくないやつは芳しくないというふうにしていかないと、選挙法には、そんな今の公民館の寄附というのは書いてないでしょう。だから、選挙法の中では違反にはならないよという形ね。それが例えば、総務部長が言うように、これは今の区費、いわゆる市の税金でそこは免除していますよというのと、恐らく選管でも、これは好ましくないというふうに出てくると思いますので、これもよく検討して、優しい弥富市、そして明るい弥富市をつくるには、襟を正してきちっとやっていただきたいなあというふうに思っておりますので、市長もこの辺については力いっぱい努力していただいて、皆さんが公平であるようによろしくお願いを申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光でございます。

それでは、通告に従いまして、今回はこれからの弥富市農業について質問をいたします。

まずは、27年度産の米価について質問をいたします。

昨年度、26年度産の米価は、「コシヒカリ」で9,000円台、「あいちのかおり」においては8,000円台と暴落をしました。要因としては、流通の中での過剰米として多くの在庫を抱えてしまったということでした。日本経済新聞の電子版によりますと、九州で収穫が始まった27年度産の早場米が3年ぶりに値上がりしたという記事が7月に掲載されておりました。代表銘柄の宮崎産コシヒカリの卸向け販売価格は前年比より4%高いとのこと。米価格の下落が続き、経営環境が厳しくなった生産者らの意向を受け、JAグループが価格を引き上げました。飼料用米への転作や天候不順で供給の減少が見込まれることも影響しました。JAグループといたしまして、27年度産主食米の事前契約では、昨年度産米に対して4%から11%値上げをした販売基準価格を提示していることを明らかにしています。数量に関しましても拡大させることを目標としていて、26年度産米を上回る価格で事前契約し、販売環境を整備、生産者に提示する概算金についても、販売基準価格の引き上げ幅以上の最大限の水準で設定する方針を示しております。

弥富市でも8月12日に早場米の初出荷でありましたが、この「コシヒカリ」、そして「あきたこまち」、また刈り取りされる「あいちのかおり」の価格、どのような形で推移しておりますか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

平成27年産米の現在の価格でございますけれども、JAの仮渡し価格ですと、1等60キロ当たり「コシヒカリ」が1万300円、「あきたこまち」が1万200円となっております。昨年

産の同時期での仮渡し価格は、「コシヒカリ」が9,100円、「あきたこまち」が9,300円でしたので、「コシヒカリ」が1,200円、「あきたこまち」が900円高くなっている状況でございます。

また、「あいちのかおり」につきましては、まだ刈り取り前ということですので、まだ価格のほうが出ておりませんが、他の銘柄と同様に昨年産より高くなると思われま。しかしながら、8月中旬以降の長雨というか、結構雨ということで天候不順ということもありますので、品質の低下ということも心配されますので、今後の動向を注視すべきだと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 日本の米の需要量は、2013年度産米で1996年度産米と比較しまして2割近く減少してきたとされております。本年度産米にしても、需要見通しはさらに減少する予想だとされております。ただし、JAや米卸、小売業者などで構成される米の安定取引研究会によりますと、短期的に今年度産米の相場については上がるかもしれないと、3月に米の取引価格の大幅な変動を防ぐ方策を報告書にまとめております。国内産米価は長期的には下落が予想されていまして、TPP（環太平洋経済連携協定）による影響も考えられますが、合意が認められて主食用米の輸入枠拡大となっても、国産米価に与える影響は限られているとされております。米の需要減少が米価下落の一番の原因だと思われま。

そんな折、9月8日に毎年恒例、7年前から行われております地元あいち海部農協から無償提供されています早場米の新米を用いた給食会が、本年は栄南小学校で開催されたそうです。弥富市発信で、あいち海部農協管内の市町村の小・中学校でも同様な行事が行われているようなことですが、現在の小学生において、おいしい新米を食べていただいて、米の需要に一役買っていたきたいものでございます。

次の質問に移ります。

次に、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）についての質問でございます。

米価の暴落に伴い、昨年の26年産に限り、米の直接支払交付金の交付対象者のうちナラシ対策に加入していない農業者には抛出は求めず、ナラシ対策の国費分の5割が交付されました。ことし、27年度産からは、希望要件に関係なく、認定農業者、認定新規就農者、集落営農対象者となり、補填額は当年度の対象品目——今回は米に対しての質問でございます。米限定でお話をしますが——販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補填するものになります。積立金は、対策加入時に、標準的収入の10%下落まで対応できるコースと、20%下落まで対応できるコースのいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を抛出します。国からの交付金は、この積立金の3倍の額が上限とされております。

なお、補填は収穫秋後3月までの価格を見て、5月から6月に支払われます。

J Aグループも、担い手、産地、地域づくりの強化の一環として、意欲ある全ての農業者がナラシ対策に加入できるよう認定農業者への申請を促進するとともに、単独での認定農業者による対応が困難な場合は、要件が緩和された集落営農組織の組織化を通じ加入促進を図るとされております。

ここで質問なのですが、認定農業者の中で、どのぐらいの方が収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入されておりますか。

また、市内集落営農は3組織と聞いておりますが、加入状況をお聞かせください。

また、この積立金の問題なのですが、個人認定農業者の方々は、その経営の中で考えていただければよろしいのですが、集落営農組織では、その会計内で拠出しなければなりません。組織立ち上げ時に国からの指導は、繰り越しは余りせず、会計年度で適正な運営をするようにとのことをございました。私の地元組織では、ナラシ対策事業に加入する際、余剰金はございませんでした。地元支部からの借り入れで当面をしのいでおるのが現状でございます。何か国の指導にも一貫性がないように思われますが、他の集落営農組織の現状を踏まえ、市の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

本年から、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）でございますけれども、対象者は、議員のお話の中にありましたように、認定農業者、認定新規就農者、集落営農となりました。本市では認定農業者の方が61件加入されておまして、また集落営農組織は3組織全て加入され、合計64件ということでございます。

また、集落営農組織の積立金等のやりくりにおきましては、市のほうへは、ほかの組織から特にお話のほうはいただいてない状況でございます。ナラシ対策の制度自体がまだ新しいものでありますので、今後は積立金額を支出予算として組織の収支予算の中へ組み込んでいただいて、会計等の処理をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 過去5年のうち、最高・最低を除く3年の平均収入である標準的収入より当年産収入の合計が下回った場合に補填する仕組みとなっておりますが、ナラシ対策が発動されなければ翌年に積立金は持ち越すことができ、損することがございません。認定農業者、認定新規就農者には、この質問の冒頭で述べたように、経営上かなり条件がいい、念のために加入するには無難な選択だと思われれます。ただし、国が3、農業者が1の割合で拠出する積立金は、集落営農のような団体では、毎年総会などで、大きな金額の拠出ですので、会員の皆様に次年度の加入の是非をお諮りする必要は当然のことながらあると思います。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

農地中間管理事業の質問に移ります。

6月議会の中で伊藤正信議員からも同様な質問が出されていましたが、それを踏まえ、7月、8月に、農地中間管理機構、愛知県、弥富市、JAを含め、それぞれの集落に説明会が数多く開催されました。機構の事業、内容並びに支援の内容は、昨年同様の質問をしておりますし、説明会で各農家さんも把握はされていると思われまますので、今回、説明会を聞いた後の農家さん個々の気持ち、判断を中心に質問いたしたいと思えます。

農水省の発表によりますと、農地中間管理機構の初年度、平成26年度の実績が、年間集積目標の21%にとどまる低調なスタートとなったということです。問題点として農水省は、1つに農地バンクの役職員体制、2つ目に人・農地プランでの位置づけが不十分、そして農地バンクの認知不足と出し手側の抵抗感、最後に農地整備事業との連携不足などなど上げられておりました。

第2次安倍内閣が経済再生のために掲げた3本の矢の一つ、成長戦略の中に農業が位置づけられ、農業改革への機運を高めようとなりました。安倍首相は、農林水産業・地域の活力創造本部を設置し、3つの大柱から成り立っております。1つ目は、2020年までに1兆円に拡大することを目標とした輸出倍増戦略。第2に、農業生産だけではなく、流通・販売までを手がける農林水産業の6次産業化の推進。そして、今回問題にしている3つ目の農地中間管理機構による農地の集積であります。これらの方針をもって、農業・農村の所得を10年間で倍増することを目標として定めたものでございます。

農業改革の本丸として大規模化が叫ばれていますが、いかほど有効なのでしょう。日本の1戸当たりの農地は欧米諸国と比較しても大幅に小さく、均平で土地が多く、風土・気候が比較的安定している欧米と、国土、特に平地が狭く、ちょっとした地域の違いによって気候・風土が大きく異なる日本との条件の違いが大きく影響していると考えさせられます。

また、日本の農地と欧米の農地の大きな違いが農地の有効利用にも大きく影響しています。欧米では、農業地帯、工業地帯、商業地帯は明確に区分されていて、狭い国土が災いし、農業地、住宅地、工業地帯、商業地が競合してしまっている日本、経済発展に伴い農地の非農地化も広がっています。これらも、この事業の大きな弊害になっていると思えます。

6月議会の一般質問の市側の答弁では、愛知県の集約率の低さは、東海農政局、あるいはJAの説明不足によるところが大きいということでありましたが、東京大学大学院農学生命科学研究科の安藤光義准教授の言葉をかりれば、農地中間管理事業の仕組みですが、農地を借り集めるまでのプロセスは市町村が、借り集めた農地を配分し、農地利用集積計画に基づいて利用権を集積するプロセスは農地中間管理機構であるということです。これは従来どおり、地元を根を張っている組織を活用しなければ前進は見られないだろうということで、その組

織がJAであると言っております。地権者に対する働きかけや、その取りまとめは、これまでの実績からするとJAが担うのは順当だと考えられ、事実、農地利用集積円滑化事業の実績から見ても、件数で4分の3、面積で5割以上となっております。

しかし、農水省が未定稿ながら開示しております今般の施策の見直しに係るQ&Aによれば、機構が市町村に業務委託する際に、市町村に農地の借り受け・貸し付けなどに関し、農業者の間を奔走し、交渉実務に専心する者を置くなど、実施体制を整備するべきではないかという問いに対し、農水省は、機構は原則として全市町村に同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうことを考えています。業務委託に際しては、必要な費用が支払われることになるので、これにより、普及員OB、市町村職員OB、現場での農地利用調整などを行う方々を雇い、活動していただくことを考えていますという回答でございました。基本は、あくまでも市町村という方針を打ち出しております。

市町村を基本単位とすることは異論ございませんが、農地中間管理機構の業務委託の受け皿となった市町村レベルでの業務をJA、農業委員会など関係機関がどのように分担するかについては、地元の裁量性を可能な限り認めてほしいところでございます。

このような本来の地元説明会、質問の前に、通告外ではございますが、弥富市の業務に対する役割分担、どこまでJAなどに委託をするという考えでございませうか、お聞きをいたします。

○議長（佐藤高君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

農地中間管理事業における業務委託契約についてでございますけれども、本年度既に契約をいたしております。その契約の中で、地権者に対する働きかけから取りまとめ及び受け手に対する働きかけから、その取りまとめと、同じ業務をどちらでもできるように、市とJAがおのおの受託しております。JAは、現在も農地利用集積円滑化団体になっている関係もありますので、業務の比重的にはJAに頑張らせていただいている現状となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 中間管理機構、弥富市、そしてそこへJAを交え、三位一体となって取り組んでいただくようお願いをいたします。

それでは、この夏、各集落で農地中間管理事業についての説明会が開催されたわけでございますが、私はもちろん地元集落の説明会に参加をいたしましたし、近隣集落に関しても、農家さんの気持ちを把握したいということで参加させていただきました。

まず、農地中間管理機構から事業の概要説明があり、その後、愛知県の担当者からそれぞれの地域に対する支援、地域集落協力金、個々の出し手に対する支援、経営転換協力金、耕

作者集積協力金の説明がございました。集落に対する説明会でもございましたので、地域集積協力金に対する説明に終始をいたしまして、個々の出し手に対する支援に関しては、農家個人の判断で、後日、気持ちのある方は、市担当窓口への問い合わせというような形で進められました。

説明会に参加させていただいたのですが、農家さんの疑問、不安点を聞くことに重点を置いて、推進するような意見、不安がらせるような問題点などは、その場では語らずに、その他の集落の動向などの説明にとどめました。最終判断は、その集落で決めていただくよう配慮したつもりでございます。

ここまでの説明会后、機構への加入状況、また最終の集計には至ってはいないと思います。現状わかっている範囲での報告をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

本年、中間管理事業のメリットである地域に対する支援、地域集積協力金が、国の予算の関係で、交付要件に該当すれば、ほぼ満額交付される見通しがあるため、地元に対しまして集積の御案内をしましてまいりました。昨年も各地域での説明会は実施させていただきましたが、今回は集積率の高い地域及び地元からの説明会の要望がありました地域に対しまして、地域に対する支援の説明を中心に現時点で25地区において説明会を実施しております。

機構への加入状況としましては、現時点で約200ヘクタールの加入申し込みがあります。内訳としましては、従来の利用権を解約し、加入し直すものが約100ヘクタール、新規が約100ヘクタールとなっております。このことによりまして、市内の利用権設定面積は約530ヘクタールとなり、JAの農作業受託面積と合わせますと、市内の農地面積の約6割から7割が担い手に集積され、国の示す今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用されるという目標に近づけているのではないかと考えております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） まだまだ説明会半ばでございます。まだ迷われている集落、農家さんもおられると思います。

閣議決定されている日本再興戦略においては、日本の農業が10年後に目指す姿として、担い手が利用する農地面積を全農地の8割に拡大すると示しております。現状、200ヘクタールの加入ということですが、先ほども説明の中で、農地利用集積円滑化事業からのつけかえで530ヘクタールが目標ということでございます。弥富市での農地集積率、まだまだ伸びる可能性がございます。農家さんに納得していただける説明をお願いいたします。

次に、説明会での農家さんから機構並びに県への質疑について伺います。

お邪魔した各集落、まず質問に出てくるのが、土地改良賦課金の負担についてございま

した。さきに話をした今般の施策の見直しにかかわるQ&Aによれば、土地改良事業及び簡易基盤整備を実施した場合における機構の費用負担はどのようになるのかという質問に対する回答は、土地改良事業の場合には、機構は農地を借り受け、貸し付けるまでの間の特別賦課金、経常賦課金を負担します。簡易整備の場合は、補助残分があれば、民間団体からの無利子資金の借り入れにより、機構が負担した上で出し手と受け手との地代差額で数年かけて回収する仕組みですとなっております。

さきの安藤准教授の話ですと、これだと、これまで地代に含まれていた特別賦課金が外に出てしまい、借り手にとって負担が増加することになってしまいます。簡易整備に関する回答は、出し手に支払う地代の引き下げがない限り、まさにそうした問題を引き起こすことになってしまうと説いております。

これについてのQ&Aは、簡易条件整備を行った際の費用負担は、受け手、出し手の賃料差額で回収するとのことであるが、全額回収した後の賃料水準はどのようにすべきと考えているのかという問いに対する回答で、受け手からいただく地代は、整備後の圃場の地代として、近傍類似価格を基準に受け手との間との合意で決めるもので、工事費を回収するために、その負担分を意図的に上乘せするものではありません。したがって、回収後貸付料を下げなければならないということはありませんが、あとは機構の判断によりますとなっております。

これに関しても、簡易整備を含む土地改良、当市の償還金は、農地の出し手負担で行われるのが農村の現場の意識である以上、工事費の回収期間中、出し手に対して支払われる地代は引き下げられるのが当然であり、回収後、貸付料を下げなければならないという論理が出てくるのはどうしても解せないということでございます。

土地改良事業に関する最終的なQ&Aといたしまして、土地改良事業の実施区域の農地を機構に貸し付ける場合、誰が賦課金を支払うのかという問いに対して、賦課金については、機構が管理している間は機構が、機構から受け手に貸し付けた後は受け手が支払うこととなりますとなっております。

懸念を示したとおり、これまで地代に含まれていた特別賦課金は外に出てしまっています。機構が農地の出し手に対して支払う地代を、地域の慣行にもよりますが、特別賦課金分を減じ、農地の受け手が土地改良区に直接特別賦課金を納付できるようにしなければ、担い手は大変なことになります。また、弥富市のような大河川下流域の排水機を有している土地改良区管内の農地は、経常賦課金（水利費）が高く、これが地主負担として地代に含まれているため、ここまで話してきたこのQ&Aのままだと、担い手の実質的な地代負担は大きく増加してしまいます。

市といたしましては、この土地改良賦課金を含め、多くの農家さんからの質問が出されたと思います。旧市江地区は私も同席させていただいて、農家さんの預け入れる際の不安視さ

れた質疑は確認し、市、J Aの対応、説明は聞いております。ただし、多くの農地を抱える鍋田地区、十四山地区など、それぞれ農業環境が異なります。弥富市全体において特筆された質問、また市、J Aの対応を聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） お答えします。

説明会で質問があり、回答をさせていただくことが多かった内容としましては、先ほど議員も話の中でありましたように、土地改良区の賦課金はどちらが払うのですかという御質問に対しまして、土地改良区の賦課金は地権者でお願いしますと回答しております。

また、農地の貸し付けは10年以上ですかとの質問に、地域集積協力金については10年の縛りはありませんと回答しています。

また、納税猶予の場合はどうなりますかという質問に対しまして、納税猶予は継続できません。ただし、期間が周年、亡くなられるまでということになりますというような回答をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 土地改良区への賦課金に関しては、出し手、受け手、どちら側に立つわけでもございません。ただし、今回の説明会の中で一番大きな農家さん方の質問ではありましたが、本年度の事前説明で終わるわけではなく、次年度に、地域集積交付金に限りませんが、交付単価は減りますが、まだまだ農地中間事業が終わるわけではございませんので、本年、取りまとめが不調に終わる集落があっても、次年度にはまとまる可能性もございます。また、そうすれば、この賦課金問題を再質問されることは予想されます。

名古屋大学農学部、生源寺眞一教授の指摘では、水田農業の担い手、オペレーターには2つの層が存在していて、市場経済との絶えざる交流のもと営まれている、いわゆるビジネスの層と、資源調達をめぐって農村コミュニティの共同行動に深く埋め込まれた層の2つあるということでございます。ビジネスの層だけでは日本の農業は完結せず、農業用水、農道の維持管理など、地域の農業生産を支える機能を果たす担い手の層が存在していて初めて成立すると述べられております。次年度以降、担い手の方々との協議は続けていっていただきたいと思っております。

それともう1点、答弁にはなかったようでございますが、地域集積協力金は、農地を機構に貸し付けた後、個々の農家に直接配分してもよいのかという質問が最後に出ていたと思いますが、先ほどからの農水省のQ&Aでは、使途については、個々人へ直接配分することも可能ですが、市町村、都道府県との相談で、地域農業の発展に資する観点から、最も適切な用途に活用していただきたいと考えていますとの回答でございますが、暗に個々に配ってほしくないという願いがうかがえます。

この質問に関しては、配分に問題がなければ、各集落の判断にお任せするという事になります。いずれにいたしましても、本格的に説明会を聞き始めた本年度、農家さんも現在は自分で水田管理できても、5年後の作業形態、後継者の実情を十分想像していただき、個々に判断をしていただきたいと思います。

そして、この中間管理事業による農地集積を行った後、国は強い農林水産業のための基盤整備、いわゆる農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、国土強靱化のための老朽化施設の長寿命化、耐震化対策などを進めるために必要な経費を補助する予算も計上しております。いずれも中間管理事業と連携したり、対象が事業実施区域であったりと、機構による農地集積ありきの事業であるということを最後に添えさせていただきます。

それでは次に、平成26年度より名称が変更され、それまでの交付金が組みかえられ拡充された多面的機能支払交付金について質問をいたします。

農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など、基礎的な共同活動支援をする農地維持支払と、水道・農道などの施設の補修、植栽やビオトープづくりなどの共同活動を支援する資源向上支払の2種類がございますが、活動の詳細は以前にも一般質問いたしておりますので農家の方々にも制度は浸透しておると思いますので、今回は割愛をいたします。

建設経済委員会のその他項目の中の質問で、ここ数回、交付金制度の加入状況についての質問が続いておりますが、私が住んでおります市の北部地域の加入が特に少ないわけがございます。当該集落のリーダー的な農家さんからお聞きしましたところ、まず一様に、個人的には加入をしたいという気持ちが強いわけがございますが、その方々の年齢的な問題で、集落の代表者、責任者になるのは非常に難色を示しておるというのが現状でございます。事務委託にかかわる費用も軽減されたと聞いておりますし、事務作業の簡素化の提案などを含めて説明会を再度開催してもらうことを要望いたします。昨年度の土地改良の理事さん対象の説明会だけではなく、弥富市が委託をされております各集落の支部長さん、要件が整えば自治会長さんなどにも聞いていただける場などを設けていただきたいと思います。

現在の加入状況並びに今後の推進説明会の予定など、市として加入地区の増大方法がありましたらお聞かせください。

○議長（佐藤高次君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 現在、市内には14の活動組織があり、今、活動していただいております状況でございます。鍋田土地改良管内及び十四山土地改良管内では、全ての地域に活動組織があります。議員お話のように弥富土地改良管内、北部地区では、まだ活動組織のない地域がございます。そのような地域に組織の立ち上げをお願いしておりますけれども、議員のお話の中にもありましたように、地域の実情や役員の確保などが難しい状況があるということもお聞きしております。今後も活動組織を立ち上げていただけるよう、総代会等の機会に

周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） お答えに関しましては、ここのところの建設経済委員会での答弁内容とは余り変わりがないように思われますが、弥富土地改良区管内の集落からの発信もないということで、いたし方ないわけですが、管内の役員さん方の会合は持っていただきたいと思います。

土地改良には、確かに、農水路改修を含めいろいろな要望が上がってきてはおります。一体的な大がかりな工事に関しては計画的な事業を展開できるのですが、緊急的な軽微な工事に関しては、なかなか対応に苦慮している現状でございます。こういったときに、多面的機能支払交付金の活用が適しているのではないのでしょうか。現在、交付金を活用していない地域でも、年に数回、農水路の泥上げなどの共同作業はされているとのことですから、ぜひとも加入していただき、共同作業への手助けとして活用を促していただきたいと思います。

これは私の個人の意見として言わせていただければ、複雑かつ多数の報告書類を一集落ごとに処理していくのではなくて、もっと広域で、言いかえれば弥富土地改良区管内一本で保全隊を目指すのも一つの案ではございます。農地中間管理機構に任せてしまう施策と自分たちの手で農地環境を守っていこうという多面的機能支払交付金の施策、相反するような気もいたしますが、それも含めて関係各位の協力が必要になってくると思います。協議の機会を数多く開いていただきたいと思います。

それでは、最後に質問でございます。

8月のお盆、弥富市内の担い手農家さんへ、林農林水産大臣及びトヨタ自動車の豊田章男社長が視察で訪れたとお聞きしました。服部市長も急遽そちらに出向きお迎えして、大臣、社長とお話をされたということでございますが、国、トヨタの今回の目的、弥富市は全く関与はないのでしょうか。市の行政として手助けできる内容はないのでしょうか。市長に、ここまでの全体の質問に対しての統括とあわせて伺います。お願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げていきたいと思っております。

農業環境におけるさまざまな分野の御質問をいただいたところでございます。特に一昨年からはじめました農地中間管理機構、いわゆる農地の集約化ということにつきまして、私どもも最初は懸念をしておりましたけれども、ここのところに来て順調に説明会等の効果が出てきていると思っております。そうした形の中で、私どもとしてどう農業政策に対して応えていかなきゃならないかということにつきましても、今後の大きな課題になってくると思っております。

8月16日の午後、林農林大臣とトヨタ自動車社長、豊田章男社長が、優良農業法人であり

まず鍋田の有限会社鍋八農産にお見えになりました。二、三日前に私も連絡をいただきまして、鍋八農産さんと、そして東海農政局との間で調整をしていただき、当日、私も同席をさせていただいたところでございます。

鍋八農産につきましては、トヨタ自動車と2011年、今から4年ほど前から、さまざまな農業に対する取り組みをされてきたわけでございます。御承知のように、トヨタさんが自動車事業で培った生産管理手法や工程改善ノウハウということを農業の米生産に応用し、稲作の生産性向上に貢献することができないだろうかという形で、一緒になって取り組みを開始されてきたわけでございます。

また、2014年には、農林水産省の農業先端モデル事業に参画をされ、全国で13農業法人のうちでも最もしっかりと農業生産に取り組んでみえるというような状況の中で、林大臣も視察に見えたわけでございます。

現在の鍋八農産さんは、社長以下17名のスタッフで、約800農家と契約をし、そして水田の枚数は2,000枚、170ヘクタールを弥富市内及び近隣の市町村の中で管理・運営をされているわけでございます。トヨタ自動車のITツールを利用いたしまして豊作計画を開発し、工程管理及び現場改善に取り組むを続けてみえるということでございます。

そして、その成果といたしましては、農業には春作業・秋作業というのがあるわけでございますけれども、春作業におきまして、育苗であるとか、代かき、あるいは田植え、あるいは秋作業においては、稲刈り、もみすり、出荷というような形の中で、能率改善という形で10%の向上をしてきたということの御報告がございました。

また、作業の標準化等を含めて、従業員の労働時間を短縮していかなきゃならないということで、15%ほど労働時間を短縮されたということが御報告ございました。

また、苗を育てる、あるいは資材等のコストカットに30%の削減を達成することができたという形の中から、委託先である農家の方に、より信頼性を向上させたという形でございます。

これからも改善活動を通じて人材の育成を図っていききたいということでございます。

御承知のようにトヨタでは、今後も常に改善ということが企業の目的でございます。そういった形の中で、もっともっとこれからも鍋八農産と組み合せて改善を進めていくという御報告でございます。

御質問の市としての関与でございますが、今のところ直接に、民間の企業でもございますので、関与というところは考えておりませんが、今後、有効な国とか県の補助金制度というものがございましたら、積極的に紹介していきたいと思っております。いずれにいたしましても、このような農業法人が一人でも多く私どものまちから育っていただけることに対して私も期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高次君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） これまでの質問の中でも、これから担い手農家さんに力をおかりすることがますます多くなってくると思います。市としてもできる限りの支援等をお願いしたいところでございます。

そして、昨年からの米価下落、そして今回の農地集積、これからの稲作農業が本年度から大きく変革していくのではないのでしょうか。出し手側の農家さん、受け手側の担い手オペさん、皆様にも大いに考えていただくときが来たのでございます。こういったことを感じながら、今回の質問を終わりにいたしたいと思います。

○議長（佐藤高次君） 暫時休憩します。再開は4時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時06分 休憩

午後4時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長に入りますので、よろしく願いをいたします。

次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして、今回は、きんちゃんプレミアム商品券の販売と新公会計制度の2点について質問いたします。

まず最初に、きんちゃん商品券販売について質問いたします。

皆さん御承知のように、ことしの春から全国ほとんどの自治体がプレミアムつき商品券の販売を行いました。その販売をめぐるのは、東京の八王子市で信用金庫職員による不正販売、あるいは名古屋市でも、千種区、瑞穂区において販売を委託された販売店が知人・友人に優先的に販売し、問題になりました。これは中日新聞に掲載されたものですが、少し読みます。商品券不正。瑞穂区の店も常連客らに優先販売。プレミアム商品券不正。千種の理容店、親族らに優先販売。このように掲載されました。

本市におきましては、このような不正はなく販売されたわけですが、その販売方法をめぐってはさまざまな問題点が市民の皆様から指摘されておりますので、この検証を行いたいと思います。

政府は、経済対策と地方創生を目的に、2014年度補正予算に盛り込んだ自治体向けの地域住民生活等緊急支援交付金4,200億円のうち、地域消費喚起・生活支援型の対象事業費として2,500億円を配分しました。この事業の多くはプレミアムつき商品券販売としての事業が行われ、全国約1,700の市町村と30都道府県が計画しました。今回は多くの自治体がプレミ

アム率を2割と高く設定したため、どの自治体でも人気が高く、商品券を購入できないという住民の方が多く出ました。逆に一宮市のように商品券が余り、再販売を行う自治体も出て、自治体によっては差が出たようであります。

今後、またきんちゃん商品券の販売を行う場合のことを考えて、今回のきんちゃん商品券の販売について検証し、きんちゃん商品券を買いたい市民が買えないといったような事態にならないようにするため質問し、問題点の解決策を考えてみたいと思います。

これが、今回行われましたきんちゃん商品券のチラシであります。少し読んでみます。弥富市商工会プレミアムつき商品券とは。弥富市商工会プレミアムつき商品券発行事業は、消費税の増加に伴う消費の冷え込みを防止するため、国・県の助成を受け、市内の消費者の購買意欲を促し、商工会の販売促進にもつながり、地域商業等市内経済の活性化を図ることを目的とすると。今回は販売総額1億3,000万円、プレミアム2,600万円を予定しています。参加店の資格としては、弥富市内において事業を営み、かつ店舗を有する事業所ということになっておりまして、今回、現在では194店舗が参加をいたしております。販売価格は12枚つづり1冊1万円で販売ですね。その内訳としては、小売店だけでしか使えない専用券が4,000円分、そしてまた大型店でも使えます、小売店でも使えますという共通券が8,000円、合計合わせて1万2,000円分ということになっております。販売日が7月1日、販売場所は弥富市総合社会総合教育センターと十四山のスポーツセンター、6,500セットずつということになります。この商品券の使用期間は、7月1日から12月31日までの6カ月間ということになっております。

まず最初の質問ですが、プレミアム率を2割とし、販売数量を1万3,000セット、プレミアムを含む販売総額として1億5,600万円と設定した根拠から伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

先ほど議員からの説明にもありましたように、このたびの国の施策に対する説明では、交付金には2つの型がありまして、1つには地域の消費喚起、2つ目には地方創生の先行という目的があります。地域消費喚起型は、日程的にかなり短期で、早期に実施しなければならないという側面があります。この具体的な方法であるプレミアム商品券などは、自治体によっては新しい取り組みでもあるため、国は県に対し、市町村への連携を求めています。

本市におきましても、交付金の活用としまして、比較的消費喚起効果が高いと考えられているプレミアム商品券の発行とし、これに関してはできるだけ一定の規模が確保できるようにという国の考え方を受けまして、交付金全てをプレミアム商品券発行に充てるものとしたしました。

この中で歳入としましては、国からの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金2,461

万8,000円、県からの交付金651万5,000円の交付を受けまして、これら全てを市からの補助金として商工会に交付しまして、商品券発行へのリーダーシップをとっていただきました。

販売量の設定は、商工会の予算書にもありますが、収入は商品券販売額1億3,000万円、会費収入90万円、商工会予算から150万円、市の補助金3,113万3,000円の合計1億6,353万3,000円でございます。これに対しまして歳出は、商品券換金費としまして1億5,600万円、印刷費・広告費を初めとした関連費用合計が753万3,000円となっております。販売数量は、この必要となる関連経費を除いた残りを最大限プレミアム分に活用できる金額で、1万3,000セットということしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今のお答えによりますと、ほとんどが国、あるいは県からの交付金が来たということで、弥富市から単独で補助したということはないみたいですね。

それで、いろいろ経費を差し引いて、残りのプレミアムが2,600万円、これを20%で割れば1億3,000万円の消費というふうになると、こういう理屈になっております。

この件とは別に、弥富市単独でプレミアム商品券の販売を今年度実施で検討していたと伺いましたが、これは事実でしょうか。私も平成24年12月の定例会で、一般質問でプレミアム商品券の販売について質問した経緯がありまして、そのとき市長より実行しますと前向きな答弁をいただいております。その後、実行するに当たりまして2年ほど時間が経過したわけですが、今年度の実施予定でしたでしょうか。単独ですよ。伺います。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 議員お話の中で、昨年話となりますけれども、単独のほうでも商品券発行ということでございますけれども、今年度、27年度の予算編成のための案を検討している段階におきまして、市内の商店の活性化を目的といたしましてプレミアム率の10%、販売額5,000万円程度のプレミアム商品券発行の計画を立てて商工会と調整を詰めておりました。そういった中で、今回、交付金の情報が国のほうとか県のほうから飛び込んできましたので、その時点で市の計画よりもはるかに高い事業効果が見込まれるということで判断しまして、今回発行のプレミアム商品券のほうに事業内容を切りかえて実施するということで決定しました。よって、市単独でということについては、まだ詳細を決める前ということでしたので中止とさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今回、国からの交付金が多かったから、それに乗っかっていったということですが、例えばプレミアム金2,600万円のうち、600万円分を子育て支援として優先的に使うとか、市が検討中であつたということで話が来たわけですから、仮に今言われたように500万円の補助金を出す考えであれば、これから補助金500万円分をプレミアム率20%で行

うとすれば2,500万円の売り上げが出てくるわけであります。つまり、2,500セット分が増加ということになります。そして、この分を子育て支援策として予約販売すればよかったと思いますし、また例えば500万円の補助金を出すということであれば、1万円で買った商品券を子供さんが3人以上見える多子家庭には8,000円とか、9,000円とか割り引きして販売し、その分を子育て支援にするとか、いろいろな支援策が考えられたわけですが、そのようなことも行う中においては考えなかったでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 今回の商品券の発行につきましては、リーダーシップをとっていただいています商工会といろいろと事前の打ち合わせということで、いろんな角度から話し合いを進めてまいりました。その中で予約販売につきましても、話し合いの中で出てきたわけなんですけれども、発行数や発行方法など、いろいろと進めていく中で問題点等もありまして、今回は予約発行はしないということになっております。また、議員からの御指摘の子育て支援ということで、何か消費拡大ということでどうだという話もあったんですけれども、今回の商品券は地域の緊急消費拡大という目的を持ったものということで、発行数も限られていましたので、他の支援策、要は子育て支援のほうにというような目的を持ったものは考えてはいませんでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） お聞きしましたところ、時間がなかったというようなことだと私は思っております。

それでは次に、市民からいろいろ苦情が来ていると思います。どんな苦情があったかお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 市民からいろいろと御意見等いただいております。

まず、購入限度額というのは10万円というのは多過ぎるんじゃないか、またあるいは少ないんじゃないかというもの、また平日販売に対するもの、市民を優先してほしいというもの、予約販売をしてほしいというもの、また乳幼児でも購入可能であったというような不満など、いろいろな御意見をいただいております。

また、販売当日ですね、販売に関しまして7月1日が雨であったということで、施設へ入れない方がいたということもありますし、ぬれてしまったということもあって、並んでいても購入できなかったというような御意見も寄せられております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私も、当日ですが、議会運営委員会がありまして、ちょっと早く終わったもんですから、家へ帰る途中、十四山のスポーツセンターのほうに寄って、どんなんか

なあというふうで状況を見てまいりました。おっしゃるとおり、雨が降って傘を差して、私が着いたのは大体10時半ごろだったと思うんですが皆さん帰られる人が多かったわけです。順調に買って皆さん帰られるのかなあと考えておりましたところ、1人の奥様に聞いたら、全然買えなかったと。私の前でとめられちゃったということで、何で買えんのだというようなことで不満をたらたらと言われて帰っていかれました。

そんな中、私、体育館の中のほうでは販売が成立して、販売をやっていたわけですので、そちらのほうへ行きましたら、商工会の方と商工会の会員の方がボランティアでやってみましたが、その方が整理券を渡して外で並んでみえる方に、おたくはどれぐらい買われますかということで、購入セット数をきちっと前もって把握して、おたくからはちょっと買えないので申しわけございませんがというような対応をされておりました。その点は非常によかったのかなあというふうに、私、思っております。

私は今回のきんちゃん商品券の販売については、市、そして商工会の準備不足であったと思います。国のほうから急に経済対策、生活支援対策として交付金が入ってきたと。想定される問題点にしましても、市、商工会が協議する時間がなかったと思います。今言われた苦情の中からも、販売日についても土曜とか日曜はできなかったんだろうとか、土曜・日曜しか買えない人がいるわけですね、お勤めになってみえる方は。そういう御意見。それから、先ほど出ましたが、購入限度額が10万円が高いか安い。こういうこともいろいろあるわけですが、私は10万円というのは、金持ちの家庭が優遇されるんじゃないかなあと考えております。1家庭3人家族であれば、3人の方が見えた。そうすると30万円分買えるわけですね。そうしますと、ほかの方が買おうと思っても20万円分買えなくなる、こういうふうになるわけです。

弥富市民以外の方、多分、お隣の村とか町の方が買ってみえる。私を買えない。その方が買ってみえる。何でだと。何で弥富の市民が買えなくて、ほかのところの市町村の方が買えるんだということを言われた市民の方もいると思います。

この交付金というのは弥富市へ入った交付金ですので、基本的には市民の方が優先で使うべきだと私も思っております。お店屋さん側からすれば、お客さんに色分けしていませんので、弥富の方、他の市町村の方関係ありませんが、それを使う側としては市民優先でお願いしたい。そして、そういったものを子育て支援枠を設けて優先的に販売とか、そういうふうにして活用していただきたかったなあと思っております。それにはまず予約販売を行って公平化を図るのが大事だったなあ、こんなふうなふうに思っております。

じゃあ次に、市側の反省点としてはどのようなものがありますか、お答えください。

○議長（佐藤高君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

本市におきましても新しい取り組みであったということで、当初想定した以外の事態がたくさんあった点。商品券の販売と一言で言いましても、国の考え方において、自治体が地方の事情においてある程度自由に設計できるものであったため、明確な基準が示されていない。また、各自治体により対応にばらつきがありまして、そのため商品券を購入する方々におきましては、要は弥富市のことを見られて、ほかの市町を見るとこうじゃないかというような、他市の事例を見てさまざまな御意見をいただいているところでございます。

しかしながら、今回実施しましたことにより何が一番よかったかという結論はまだ簡単に出せないというところもありますけれども、今後、もし機会があったとしましても、それぞれの立場や考え方の違いから意見の相違はあるかと思えます。今後は、一人でも多くの方々に喜んでいただけるよう努力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私、商品券の有効販売期限ですね、このたびは6カ月ということになっておりますが、3カ月ぐらいでもよかったんじゃないかなあと思っております。そうしますと年末商戦に向けて、これを行って、そうしますと今回7月販売だったのが10月からの販売にすれば、3カ月間余裕期間があるわけです。それで十分な対応ができたんじゃないかなあと私は思っておりますし、また購入限度額が10万円というのは、これをいいとするのか悪いとするのかわかりませんが、実際に6,500セットずつ、1人10万円の限度額ですので10セット、つまり10万円買うということだと、最少人数でも1,300人ということになっちゃうわけですね。じゃあ実際に購入された方は何名だったのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 購入された方でございますけれども、発行数が1万3,000セットで、議員言われましたように、1人が10セット買った場合は1,300人でございますけれども、実際に購入された方は1,398名ということでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そうしますと、ほとんどの方が10セット購入されたということになりますね。約1,400人ということで、そして割りますと大体1人平均9.3セット分買ったということになると思います。

1,400人ということで、仮に1世帯1人だと。3人買わずに1人だったとしますよ。そうしますと最大でも1,400世帯ということになります。弥富市の世帯数、約1万6,000世帯ですね。そうしますと、購入の率からすると8.75%、1割にも満たない世帯にしか商品券が渡らなかったと、こういうような結果になったと思います。仮に購入限度額を5セット、5万円にすれば、その倍の17.5%ぐらいの世帯の方に行き渡ることになったわけでありまして。税を分配する公平性からいっても、できるだけ多くの方に行き渡るように心がけた販売をすべき

であり、また優先枠を設けて子育て世帯への支援をすべきだったと思います。

それでは、次の質問に入ります。

先ほども言いましたように、今回のきんちゃん商品券販売事業については、多くの市民が平等に恩恵をこうむることができませんでした。したがって、今回の市民の皆様からの苦情を受けとめ、反省事項を改善して、市民の期待に応えるべきであると思います。今回同様、プレミアム率20%で行うことは難しいと思いますが、10%であればできると思います。消費税分以上の負担軽減になり、生活支援となります。

今、私が申し上げたことを踏まえて、最後に市長に今後の消費喚起、経済支援を見据え、プレミアムつき商品券の販売事業に対する考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げていきたいと思っております。

今回のプレミアム商品券の販売目的は、先ほど来お話をされているとおりでございます。地方創生の第一弾として、個人消費を喚起する施策、いわゆる消費税の増税において、5%から8%に移行した際に消費が冷え込んだというようなことに対して、再度個人消費を喚起する施策として日本全国で展開されたわけでございます。私はこの効果が、7月から9月の全体的な日本での消費動向がどうであったかということが大きな指標になるだろうと思っております。これが効果があるものとするのか、あるいは昨年と比較してそんなに大きく変わらないというような状況の中においては、この2,500億というのは生きないと思うわけでございます。いずれにいたしましても、もう少し時間を注視していかなきゃならないと思っております。

先ほど来話がありましたように、私どももたくさんの市民からさまざまな貴重な御意見をこの販売に対してはいただきました。また、市民の皆様に対して大変な御迷惑をおかけしたことも事実であると思いますので、この場をかりまして深くおわびを申し上げたいと思っております。

基本的には、その販売の難しさを痛感したところでございます。今後につきましては、市単独で事業実施するかどうかということについては慎重に考えていかなきゃならないと思っております。今回のプレミアム率が20%ということが、これからのプレミアム商品券を販売する際の基本になってしまう。これが私どもとしては、どれだけの金額を発行した場合に20%の市の負担ということになってくるわけでございますので、当初私たちが考えておったプレミアム率10%ということで、大きく変わってしまったというような状況がございます。そうした形の中で、商工会とも含めて、これから販売する上においては、極めて慎重かつ真剣に考えていかなきゃならないだろうと思っております。

私は今回、これは弥富市が発行された場合において、新しく商店の皆さんが加入していた

だいたんですね。新しく商工会に加入していただいた。このパワーを、商工会を含めて、我々市がいろんな連携をとって活性化していかなくちゃならない。これが大きな目的ではないかなあと考えております。このことにつきましても、商工会の新しい会長ともども、新しく加入された商店の皆さんにどうこれを生かしていくかを考えていかなくちゃならないと思っております。そういったことが市の活性化につながってくるだろうと思っております。

また最後に、こんな貴重な意見もいただきました。国民全体のために支出されるべき税金が、この制度の利用者のみだけ、個人だけに還元されることはいかにも不公正であるという意見もいただいております。そうした形に対して、これは貴重な意見として尊重していかなくちゃならないだろうとも思っております。

大変難しいプレミアム商品券の販売でありまして、さまざまな形の中において我々も今後、しっかりと検討していかなくちゃならないと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今回行われましたプレミアム商品券は、国の経済対策と地方創生を目的に、地域の消費喚起と生活支援の対象事業として行われたものであり、全てが税金で賄われたものであります。したがって、本来は市民全てに平等に支援されるべきものであると思っております。雨の中、並んで待っても買えなかった市民のためにも、弥富市単独のプレミアムつき商品券の販売を行うべきだと思います。来年度は弥富市制10周年の記念事業が行われますが、それに合わせてきんちゃん商品券の販売を行って、今回買えなかった市民の方にも買えるように、また平等性、公平性の点からも予約制販売として、また子育て支援に役立つような販売方法を考え、さすが子育てするなら弥富というキャッチフレーズに合った施策をとっていくべきだということをお願いして、次の質問に入ります。

次は、新公会計制度について質問いたします。

現在、自治体が採用している会計制度は、現金の収支に基づいて取引及び事柄を認識する現金主義であり、記帳方法としては経済活動の取引を一面的に記録する単式簿記という方法であります。この会計の目的は、与えられた予算を、その年度内にきちんと使ったかを議会に報告することにあります。

しかし、問題点の1つ目は、この会計処理においては、現金の移動は厳格に記録されるが、現金以外の資産や負債の情報が別々の基準や台帳で管理されているので、相互の関連性を持たず、網羅的に把握できない。このことにより、総合的な財務情報の説明、つまりアカウントビリティが欠如することにあります。

2つ目は、非現金情報、例えば固定資産の取得原価を耐用年数にわたって費用配分する減

価償却費や費用を見積もり計上する引当金等が計上されない。そのため、行政サービスに要した事業のフルコストを把握するというマネジメントが欠如しております。

このような問題点を解決するために、平成18年6月に行政改革推進法が制定をされたわけであり、それに基づき、平成20年度決算について、関連団体を含む連結ベースの財務書類4表、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の作成が求められました。財務書類の作成方法としては、基準モデルと総務省方式改訂モデルの2つが示され、基準モデルは固定資産台帳を整備し、複式簿記により財務書類を作成するモデルであり、本市はこの基準モデル方式を採用し、財務4表を作成し、現在「広報やとみ」、弥富市ホームページ上に公開しております。

当時、多くの自治体が作成時の負担の少ない総務省方式改訂モデルを選択し、近隣市町村においても、本市と蟹江町を除き、稲沢市、津島市、あま市、愛西市、飛島村等が選択いたしました。そのため、近隣市町村との比較が単純にできない状態となっております。

このような事態を解消するため総務省は、今後の新地方会計の推進に関する研究会を開催し、議論を進め、平成27年1月23日に統一的な基準による地方公会計マニュアルを公表いたしました。原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請されております。

そこで現在、本市ではどの程度まで、この統一的な基準による財務書類の作成が進んでいるのか、そして今後、どのようにこの財務書類を活用していくのか、当初の財務書類作成時にさかのぼって質問をいたします。

まず1点目ですが、当初、多くの自治体は総務省方式改訂モデルを採用しました。近隣市町村においても、稲沢、愛西、あま、津島、飛島が採用し、蟹江と弥富市だけが基準モデル方式を選択したわけですが、本市が基準モデルを選択した理由と、当時、この固定資産台帳の整備は具体的にどのようにして行われたか。そして、この固定資産台帳の整備は、統一的な基準による新公会計マニュアルの基準に適合したものが現在整備されているのか、その進捗状況について伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず当初、基準モデル方式を採用した理由でございます。

まず当初、総務省方式改訂モデルを採用いたしましても、次年度以降に段階的に基準モデルへの移行が要求されておりました。そのため、最初の負担は大きくなりますが、当初から基準モデルを本市は選択いたしましたところでございます。

次に、どのように固定資産台帳の整備をしてきたかということでございますが、平成21年の5月から9月に、各課施設・財産管理担当を交えながら打ち合わせを12回開催して進めて

まいりました。固定資産の評価に関しましては、同年6月に担当者向けに説明を行い、整備を行ったところがございます。現在は年度ごとの増減について適宜更新をいたしております。

次に、新公会計への台帳の適合性ということでございますが、統一的な基準による新公会計のマニュアルにつきましましては既に総務省のほうから参っております。しかしながら、固定資産の資産計上の方法につきましましては、従来の基準モデルの場合と一部違いがありますので、新基準に適合できるように修正していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 当初は、これを先送りせず、当時、苦勞して作成したほうが良いという判断で行われたということですね。

それで現在、新公会計の基準に沿ってやっているわけですが、今から整備を始めるという理解でよろしいですね。

じゃあ次に、公会計担当者は複式簿記の知識が不可欠であります。本市において簿記資格2級以上の有資格者は何名いるのか。また現在、公会計担当のグループはあるのか。そして、今後その人材育成はどのようにして行うのか。この3点を伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在把握しておりますのは3名でございます。また、公会計担当のグループといたしましては、財政課の財政グループが事務を行っております。

次に、人材育成におきましては、複式簿記の資格の取得まではいかないにしても、公会計の理解を深めることができる研修には積極的に参加していきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これからの地方自治においては、合併算定がえによる国からの地方交付税の減収、それから施設の老朽化対策等、行財政改革の重要性が増すとともに、財政課の果たす役割は非常に重要であります。現在、財政課は、今、渡辺課長を初め優秀な職員の方ばかりで安心はしておりますが、公会計担当者を育成する上でも、職員採用に当たっては、簿記資格2級以上の職員の確保が必要であり、財政のスペシャリストとして育てなくてはならないと思います。また、今、答弁がありましたように、関係ある研修にはどんどん参加させてレベルアップをしていっていただきたいと思います。

じゃあ、次の質問に移ります。

財務分析の上で、いろんな数値が発表されておりますが、まず平成25年度における弥富市民1人当たりの資産、負債、純経常行政コストについて、その数値を伺います。

そして、年度が進むにつれて、これがどのように変化をしてきたのか、また他市と比較してどうなのか伺います。単体会計にてお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答え申し上げます。

特別会計を含めました単体会計で申し上げます。

平成25年度における市民1人当たりの資産、負債、純経常行政コストでございますが、資産におきましては262万9,438円、負債におきましては44万8,660円、純経常行政コストにおきましては40万1,537円でございます。

次にまた、年度が進むにつれ、どのような変化があるかということでございますが、本市におきましては、ほぼ横ばいの状況でございます。

また、他市との比較ということでございますが、公表されている県内の本市と同じ基準モデルで財務4表を作成しているところの平均と比較いたしますと、純経常行政コストは平均に近い数値でございましたが、資産、負債はいずれも平均より低い数値でございました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、お伺いしましたが、資産や負債については少ないと。しかし、経常行政コストは他市と比べてやや少なくなっているということで、市民に対して正常な行政運営が行われているという報告ですね。わかりました。

それでは、弥富市のホームページ上には、財政課より弥富市の財務4表が掲載されております。その中で、純資産比率、負債比率、社会資本形成の世代間負担比率等の数値が解説を交え報告されております。しかし、現在、全国どの自治体でも公共施設の老朽化対策が大きな課題であり、資産の老朽化の程度の指標となる老朽化比率、あるいは財政計画の上で、使用料の見直し、施設の統廃合、施設使用料の適正化、適正な施設建設を考える上でのさまざまな指標、例えば歳入額対資本比率、受益者負担比率、行政コスト対公共資産比率、行政コスト対税込等比率、債務償還年数等の公表はありませんが、これらの財務指標の活用についての考えを伺います。

弥富市の施設全体の老朽化比率を、二、三年ほどどのように進んでいるかお答えください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

一般的に御指摘の指標につきましては、公共施設等のマネジメント、資産管理やセグメント、いわゆる事業別・施設別の分析に活用できると言われております。現在、本市におきましても公共施設等総合管理計画を策定中でございますが、今後はその方針のもとに、各施設の老朽化比率も参考に個別計画を策定してまいります。

また、今後、施設の建設の際には、建設費用だけでなく、ライフサイクルコストも踏まえて財政計画を策定していく必要があると考えております。

さらに現在、各施設の使用料の適正化ということで、施設の運営、維持管理にどれだけの費用がかかっているのかコストを調査しております。そうしたことで、受益者にどれだけ負担していただくのか積算することによりまして、使用料の適正化も図っていきたいと考えております。

次に老朽化比率、これは単体会計、市全体ということでお答えをさせていただきます。

平成23年度が49.67%、24年度が50.74%、25年度が52.17%でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今の平均的な老朽化比率というものは大体35から50%ですね。今お聞きしましたところ、弥富市の場合、23年度が49.67、25年度が52.17ということで、大変老朽化が進んでいるということでございます。

次に、施設にもいろいろ、新しくつくったところ、古くから建てられているところがありますので、つくってからの経過年数ですね、経過年数に従って、二、三、個別的に数値を伺わせていただきます。

まず、建設して2年経過した日の出小学校、それから7年経過しております弥富中学校、27年経過しております南部コミュニティセンター、これについてそれぞれお答えいただきます。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、日の出小学校でございますが、こちらは24年度ということでございますけれども、2.1%でございます。

次に、弥富中学校につきましては、平成19年度ということでございますが、これは施設の種類によって若干違ってまいります、おおむねは12.7%でございます。

次に、南部コミュニティセンターでございますけれども、こちらにつきましても、倉庫とか、その他自転車小屋とか、それぞれ違いがありますが、本体につきましては63.1%でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） やはり日の出とか弥富中学校、新しいものですから比率は低いということになっておりますが、南コミなんかにつきましては27年経過ということで、0.63ですか、高い数字になっております。

どうしてこういうことを聞いたかといいますと、この日経新聞ですが、政府が出しました老朽化対策で新指標ということで新聞に出ております。ちょっと読ませていただきます。老朽化対策で新指標。総務省ですが。公共施設の統廃合を促すということで、総務省は地方自治体が持つ公共施設の老朽度合いをはかる新しい指標をつくると。小学校や公民館などが、

あと何年使えるかを明らかにして、自治体に計画的な施設の補修、統廃合を促すのが目的だと。同省がつくるのは、毎年の減価償却費の累計額を施設の取得額で割った資産老朽化比率、2015年度決算からの導入を目指す。高度成長期に各地で急増した公共施設は更新時期を迎えつつあり、自治体財政を一段と圧迫する懸念が大きい。きめ細かな計画があれば、施設ごとに優先順位をつけて対策を打てる。更新時期をならして負担を和らげることが可能になると見ていると。今は、健全性をはかる指標として、収入に対する赤字の規模を示す実質赤字比率や借金の返済額の規模を示す実質公債費比率などが地方財政健全化法で定められている。単年度のお金の流れをつかむものが中心で、公共施設で将来発生する負担を盛り込めていないと。

こういうようなことが述べられておりますので、本市としてもいろんな施設をつくっておりますので、老朽化のことを十分考えていかなければならないということで質問をしているわけでございます。

次に、受益者負担比率について伺います。

まず、受益者負担比率とはどのようなものか説明をいただきたい。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

受益者負担比率につきましては、自治体のコストのうち、行政サービスの受益者が直接的に負担する割合をいいます。おおむね2%から8%が平均と言われておりますので、弥富市については平均的な数字であると考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 弥富市は何%……。先ほど言われましたね。25年、5.3。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

受益者負担比率につきましては、23年度から3年間申し上げますけれども、23年度が5.3、24年度が6.3、25年度が5.3でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今の数字で、大体5.3かなというところで、平均の中に入っているということでもありますね。

それでは次に、行政コスト対公共資産比率、行政コスト対税収等比率について、23年度から25年度にかけての数値をお答えください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

行政コスト対公共資産比率で、単体会計で年度ごとでよろしいでしょうか。

23年度が16.98、24年度が16.57、25年度が16.74。

もう一つ、行政コスト対税収等比率でございますが、これは23年度が105.29、24年度が101.55、25年度が101.81でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 行政コスト対公共資産比率ですが、行政コストの公共資産に対する比率を見ることで公共施設がどれだけ効率的に運用されているかを分析することができる数値であります。全体では大体10から30%と言われておりまして、弥富市では25年度におきましても16.74と今説明がございまして、効率的に行われているということが言えます。

そして、行政コスト対税収等比率におきましては、純経常行政コストに対して、どれだけ当年度の負担で賄われたかがわかる数字でありまして、平均的な数値は90から110%程度でありまして、これもこの中に本市はおさまっているということでもあります。

今いろいろ答えていただきましたが、弥富市においては施設の老朽化対策が一番の課題ではないかと思われまして。それで、これからの取り組み方として、新公会計制度を活用した取り組み方、どのように考えておみえでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

ただいま申し上げましたような数値でございますが、こういったものは公会計を取り入れて初めてわかってくる数字でございます。こういったものの数字につきましては、例えば予算編成のときとか、例えば施設を建設するときのコスト計算とか、そういったことの参考にもしていかなければならないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今まで報告されておりますが中期財政計画ですね、この中におきましても、使用料とか手数料の見直し、アセットマネジメントの導入、民間委託等の推進が上げられております。熊本県宇城市においてはセグメント分析による施設の統廃合が行われ、また千葉県の浦安市においては、受益者負担の適正化ということで、セグメント分析による施設使用料の適正化がなされております。また、浜松市においては、セグメント分析によって図書館の行政評価等により、これを予算編成に活用し、アウトソーシング化を検討したりしてコストの削減と市民サービスの向上に努めております。本市においても、これら先進市町の取り組みを参考にして行財政改革に取り組むべきだと思います。

それでは、次の質問に入ります。

これら財務書類の議会への報告について伺います。

決算書、財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書等は、監査委員による審査に基づき議会への報告が義務づけられております。先日も全員協議会の場で平成26年度の健全化判

断比率の報告が行われまして、実質公債費比率7.0%で問題ないとされております。しかし、この財務書類に関しては、議会への報告が義務づけられているわけではありません。決算委員会、予算編成において、あるいは議会において、財務書類に基づくさまざまな指標を活用することが望ましいと思います。

そこで、これらの財務書類を議会にも報告すべきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） 財務書類につきましては、本年度作成ができましたら、また御報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これからは行財政改革に取り組んでいかなければなりません。現在、こういった行財政改革に向けた全庁的な組織はあるのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） 行政改革の取り組みにつきましては、行政改革推進委員会、10名で組織されておりますが、行政改革大綱や、その推進状況等をお諮りし、取り組んでまいりました。庁内での推進組織につきましては、平成22年3月に弥富市行政改革推進本部、これは本部長を副市長として組織で取り組んでまいりましたが、今年度9月に組織を変更いたしまして、本部長を市長といたしまして、各部長及び作業部会から成る弥富市行政改革推進本部を設置し、なお一層の行政改革を積極的に取り組んでまいります。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それじゃあ最後の質問になりますが、この新公会計制度を踏まえて、行財政改革に向けた全庁的な取り組みについて、市長の考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

今までのお話の中においても、私たちのこの行財政改革ということにつきましては積極的に推進をしておるところでございます。今後もそれを継続していかなきゃならないわけでございます。今、社会環境といたしましては、少子・高齢化、あるいは人口減少社会、あるいは社会保障費の増大というような形で、大きく社会構造が変革してきておる状況でございます。こういったことに対応するためにも、行財政改革の取り組みを継続していかなきゃならないと思っております。

具体的には、その行財政改革を進めるに当たっては、引き続き事務事業の見直しをしていきたいと思っております。また、組織の見直しであるとか、そして経費の節減に努めるとともに、仕事の進め方等においても見直しをしていかなきゃならないと思っております。

そういった形の中から財源を捻出したしまして、その経営資源を行政運営、あるいは行政サービスのほうに向けていくということが正しい方向性であろうとも思っております。しかしながら、財源にも限りがあるわけでございます。また、行財政改革そのものについても、どこまでということに対してもあるわけでございますので、その辺は注視していかなければならない。

そういう形の中においては、市民の皆さんに安心して暮らしをしていただくという形、あるいは次の世代に負担を先送りしないというようなことも考えていかなきゃならないわけでございます。そうした形の中においては、市民の皆様方に提供するサービス水準の見直しというようなことも視野に入れていかなきゃならないと思いますし、必要に応じた費用負担を市民の方にもお願いしていかなければならないということも、これは行財政改革の一環であろうとも思っているところでございます。

そして最後には、地方創生事業ということが今言われておる状況でございます。我々は、それぞれの事業に対して、どの事業がどういう起債が起こせて、どういう形で運営できるかというようなことを今まで中心的に公共事業等においてはやってまいりました。しかし、この地方創生という状況の中で、枠組みとして産官学金という形の中で、金融界が入っていただいております。我々のメンバーの中にも三菱東京UFJ銀行というような形の中で、この地方創生の策定メンバーに入っていただいております。我々としては、従来の起債ということの発想から、もう一つは金融機関のお金を利用するような形で行政運営をしていくということも、これからも一つの方法だろうと思っております。

そうした形の中で、川瀬議員のほうからも御質問の中にありますけれども、金融業界とどう協定を進めながら、どういう事業をしていくかということにつきましては、これからの地方創生の時代においてやっていかなきゃならない事業になってくるかなあと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、行財政改革の手を緩めることなく推進していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 財務書類活用の目的は、人口減少が進展する中、限られた財源を賢く使うことにつなげることであります。予算編成や行政評価等に積極的に活用していかなければなりません。そのためには、わかりやすい財務書類を作成し、市民への説明を行いながら、各施設の使用料の見直しや施設の統廃合、あるいはライフサイクルコストを踏まえた施設の建設の検討を行っていくことが大事であると思っております。中期財政計画を見ても、平成33年度からは合併算定がえの特例がなくなり、地方交付税も弥富市単独の一本算定になります。これにより現状より5億円から6億円、普通交付税の歳入がなくなると思っております。このような歳入減少の中で、施設の老朽化が進む中で、効率的に施設の更新をしていかなければなりま

せん。そういった中で、この公会計制度の活用が大事になってくることを私たちは理解しなければなりません。

現状においては、財政に関しては財政健全化審査意見書、そして経営健全化審査意見書が監査委員から報告されておりますが、いかんせん難しくて市民の皆様には理解しにくいものとなっております。また現在、ホームページに掲載されている財務4表は、丁寧に説明はされておりますが、お役所的でかたい説明書です。わかりやすい弥富の予算のような財務書類を作成して、これら財務書類を活用し、市民への説明を十分行い、理解を得て、市民と行政が一体となって行財政改革を行い、市政運営を行って、きらめく弥富をつくり上げていくべきだと申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、引き続きということで、最後の多分1人だと思っておりますので、最後までよろしくお願ひしたいと思います。

それでは通告に従いまして、まず最初に1点目、木曾川の河川整備計画と筏川の整備状況についてお伺ひしたいと思います。

これについては先週、茨城県や、そして栃木県、そして宮城県におかれましては、堤防が決壊し、相当の方が行方不明になられました。一刻も早い不明者の捜索が順調に進むことを私からもお祈りしたいと思います。

それでは、本番に入りまして質問させていただきます。

木曾川の河口部においては、昭和34年の伊勢湾台風の高潮災害により流域で甚大な被害が発生しております。また、明治24年10月の濃尾地震では、木曾三川の堤防においても亀裂・沈下の被害が発生しており、昭和19年12月の東南海地震、昭和20年1月の三河地震においても、木曾三川下流部の堤防で亀裂・沈下の被害が発生しております。さらに、昭和19年12月の東南海地震、昭和21年12月の南海地震においては大津波も発生しております。明治29年の7月、9月の低気圧では堤防が決壊して、流失家屋919戸、9月においては8,738戸の被害を出しており、昭和13年7月の台風と梅雨前線により浸水戸数は3,802戸の被害があるとなっております。

このように、木曾川下流部では、甚大な災害に対しての堤防の強化が必要不可欠なものとなっております。また、この地域は我が国でも最大規模の海拔ゼロメートル地帯であり、広域的な地盤沈下により堤防の機能が低下しており、決壊時などで災害の可能性が高くなっております。また、東海地震に関する地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、地震による津波への対応及び堤防や基礎地盤の液状化による堤防

の変形・沈下による2次被害の防止対策を実施する必要があります。木曾川左岸堤の弥富市部分の現状についてお伺いしたいと思います。

堤防の高さや幅は不足していないか、洪水などによる侵食から堤防や河岸を保護するための対策はとられているのか、浸透に対する安全性を確保するための対策はとられているか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） それではお答えします。

木曾川下流の河川事務所に、この木曾川左岸堤防のことを確認しましたところ、弥富市における木曾川左岸堤防について、堤防整備及び浸透対策については、構造物付近を除き実施済みであると確認しております。現在、構造物付近としまして、鍋田川上水門の上流部について、今、改修等の整備を実施中でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際のところ、私も現場を見せていただきました。そして、今現在工事を行っているのは弥富市部分ではなくて、愛西市部分の上流部で行われております。ちょうど1号線から名阪の高速道路下までのあたりについて、かなりまだ工事が必要な箇所が残っていると思いますので、ぜひともこれからもお願いしたいなと思っておりますので、次の質問に移りたいと思います。

木曾川の河川整備計画について、今度お伺いします。

地球温暖化に伴い、地球規模の気候変動と海面上昇がある。気候変動に関する政府間パネルの第4次報告書が出されております。熱帯低気圧の強度が強まり、激しい降水の頻度が増大し、海面も今世紀末には18センチから59センチも上昇すると予測されております。

日本学術会議の答申によると、地球規模の自然災害の増大に対する安全・安心社会の構築において、温暖化に起因する海面の上昇は、特に海拔ゼロメートル地帯においては、高潮や高波及び津波の災害の危険性が増大すると指摘されております。木曾川流域は平成6年洪水において、海拔ゼロメートル地帯を含む広範囲な地域で地盤沈下をしております。海面上昇も懸念される中、地盤沈下は破堤時の被害を増大させるだけではなくて、当地域の存続に致命的な影響を与えるおそれもあります。木曾川の河川整備計画において、洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関しての目標はどの程度のものになっているのか。

また、弥富市小島町から五明町にかけての木曾川左岸堤の堤防の安全性の強化をどうされるのか。

今後は、破堤した場合を想定した対応も準備しておかなければならないと思います。減災対策はもちろん、復旧・復興まで視野に入れ、災害を克服できる仕組みや対応、そして克災対策を講じていくことも重要であると思います。克災対策についてはどう取り組まれるのか、

河川環境の整備にはどう取り組まれるのか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） ではお答えします。

木曾川下流河川事務所に、この件も確認しましたところ、平成20年3月に木曾川水系の河川整備計画を策定し、これに基づきまして、洪水については戦後最大となる昭和58年9月の洪水と同規模の洪水が発生しても安全に流下させること、高潮については満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に高潮による災害の発生を防止すること及び伊勢湾台風後に整備した高潮堤防が広域な地盤沈下の影響を受けたため、高潮堤防の機能回復を目標としていると聞いております。

また、現在未改修であります尾張大橋、近鉄木曾川橋梁、JR木曾川橋梁付近の高潮堤防整備予定は、木曾川下流河川事務所に確認したところ、今後も管理者と調整していくという御返事でした。

また、今後の克災対策はどう取り組まれるかという件でございますけれども、災害発生時における堤防等の河川管理施設の復旧については、木曾川下流河川事務所に確認しましたところ、河川防災ステーションの整備や橋梁と堤防天端間の通行対策などのハード整備に加え、中日本高速道路株式会社との災害時の河川堤防等の復旧のための高速道路区域の一時使用に関する協定の締結や高潮・洪水時における広域避難の実現に向けた検討などのソフト対策についても推進しているところでございます。

また、河川環境の整備についてはどうかということでございますけれども、木曾川下流河川事務所に確認しましたところ、ヨシワラや干潟の再生及び再生箇所モニタリング調査を行う総合水系環境整備事業を実施していると聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 先ほど部長のほうから説明がありましたように、伊勢湾台風後に緊急的に整備された堤防があると伺っております。そうすると、その堤防については、しゅんせつ土により築堤されているために、全体が砂質土壌で構成されている、どちらかというところ脆弱な堤防になっているという疑いがあるところが多いと聞いております。どうかこの堤防の脆弱なところについて、一刻も早い堤防の整備をよろしくお願ひしたいと思います。特に先週の豪雨災害による栃木県、宮城県の被災状況を見るにつけても、私も記憶に残っているんですけれども、伊勢湾台風のことを思い出してばかりおりますけれども、どうかこれから先もこういう災害が二度と起きないためにも、堤防の強度についてはこれからも取り組んでいただきたいなあと考えております。

次に、筏川の現状についてお伺ひしたいと思います。

筏川については、木曾川の派川の一つであります。そして、現在は鶴戸川と河道で接続し

ております。しかし、鶴戸川の水は、実際のところ立田輪中逆水どめ樋もんでせきとめられており、非常時を除けば筏川に流れ込むことはないとされております。この河道は、小島町、五明町周辺あたりでは木曾川左岸堤に沿って走っており、その後、筏川に接続しております。

以前、このあたりの木曾川の堤防が決壊すれば、浸水した水がこの河道を走り、筏川に入り込み、筏川が決壊するおそれがあるのではと、木曾川左岸堤、筏川の堤防の強化がぜひとも必要だと質問させていただいたことがあります。筏川も伊勢湾台風で流域に大きな被害をもたらし、昭和36年の台風6号でも深刻な浸水被害をもたらしています。さらに、現在では地盤沈下が進み、流下能力、排水能力も低下しております。現在の筏川の現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） ではお答えさせていただきます。

現在の筏川流域におきましては、高低差が約10メートル、平均勾配が3,000分の1程度で、流域の大部分が海拔ゼロメートル地帯となっている非常に平坦な地域を流れる川となっています。現在は、地下水揚水規制など各種の地盤沈下対策が講じられたことによりまして、地盤沈下はおおむね鎮静化していますが、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて急速に地盤沈下が進行してきました。現在、筏川流域は、流域全体が内水ポンプによる強制排水区域となっております。筏川は木曾川の派川であったことから、基本的に河道が広く、河川自体の流下能力が高いため、これまで河口の樋門や排水機場を初めとする治水施設の整備、護岸工事を中心に行ってきました。また、流域においては、湛水防除事業等による内水ポンプの設置及び増強が行われています。そのため、治水上の問題はおおむね解消されつつある状態まで来ていますが、近い将来発生が予想されます東海・東南海・南海地震等への対策など、その治水機能を確保するための対策が今後も必要であると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際、筏川の河川整備については、いろんな面で要望も出ております、地元のほうから。

それで、河川整備について具体的にお伺いしたいと思います。

筏川の氾濫危険水位というのは、東京ポイントではマイナス1.2メートルとされております。流域全体は、先ほど部長のほうから説明がありましたように、排水機による強制排水が必要となっており、以前、過去に2度、伊勢湾台風、そして昭和36年の台風6号においても、流域に大きな浸水被害をもたらしております。筏川の河川整備は大変重要なものとなっております。特に筏川右岸の整備がややおくれているように思うのですが、今後の整備計画についてどのように取り組まれるのか。また、洪水や高潮等による災害発生の防止または軽減に

関する目標があると思われるんですが、その辺はどうなっているんでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） ではお答えします。

筏川右岸の整備につきまして、今年度、平成27年度の県の単独土地改良事業予算を活用しまして整備を進めるということで、本年度の6月議会で補正予算をお願いしました。本年度の整備箇所及び内容につきましては、森津橋から海南橋の区間1,670メートルの筏川右岸堤防の舗装とともに水路側ののり面のコンクリート張り及び防草シートの設置を行い、堤防の補強及び雑草の繁茂の抑制を行い整備していきたいと考えております。

また、平成28年度以降におきましても、本年度同様に県に対しまして予算要求を行い事業推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） もう3点ばかり、地元の要望についてちょっとお伺いしたいと思います。

特に筏川の右岸において、堤防が中山部分から海南橋までの部分は2重堤防になっていると思います。その筏川の側というか川の中側については矢板工法で整備されていると思いますが、反対側の陸地側については、実際にその整備はほとんどされておりません。そのところについて、こちら側についても、先ほどお話がありましたように、東南海地震等があった場合、液状化等が起こるのではないかとということで堤防の決壊が心配されます。その辺について、こちら側も矢板と一緒に整備するということはできないものでしょうか。

それからもう1点、筏川下流部、特に末広、東末広のあたりでは、見るからに堤防の高さが低いように見えるのですが、実際のところこのあたりの堤防の高さとか堤防というのは、安全面で大丈夫なんでしょうか。

そしてもう1点、先ほど部長のほうから話がありましたように、筏川堤防沿いを舗装するという話がありました。これについて地元の方から、本来は通れる堤防ではないのですが、自分の畑に行くのに便利がいいということで通ってみえる方があるらしいんです。舗装していただくと大変便利なんですけれども、実際のところ一般の人が入れば、ガードレールもないために危険なところになっていると思います。ただ、橋のところではせきとめられておりますので、その部分において、実際地元の方が、そこまで行ってバックで下がってくるので、すごい危険だと言われているんですけれども、そのちょうど橋の部分でUターンできるようなスペース、舗装されるときに、それをせめて一緒にやっていただけないかというような要望がありますけど、どうでしょうか。この3点についてお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） ではお答えします。

まず、1点目の筏川右岸堤防の川側には矢板が打ってあるけれども、内側にも堤防の崩れを予防するために矢板を打っていくことをございますけれども、堤防の内側に矢板を施工することにつきましては、工事としては余り例がないと。ただ、もし施工する場合においても、堤防の延長が長い、要は区間が結構長くあるということで、工事費用も膨大になるということで、その点についての施工自体、今のところ市としては考えておりません。

それと、2点目の末広地内になりますけれども、右岸堤防の高さがほかの場所と比べて低くないということの御心配だと思います。平成19年11月に愛知県が策定しました筏川水系河川整備計画の中に筏川の縦断図が掲載されております。それによりますと、議員御指摘の筏川右岸堤防末広橋の上下流部付近で、他の場所と比べて堤防の高さが40センチほど低い場所がございます。この場所での堤防の高さは、海拔でプラマイゼロということになっております。堤防の高さにつきましては計画高水位を対象に築造されておりますが、一般的には堤防は土砂でできているため、越流や浸透に対して通常考えられる安全性を確保した余裕高を配慮した計画となっております。さらに、沈下相当分を所要の余裕高に高さを増して施工する余盛りを施工上の配慮として行われております。一般的に河川水位が計画高水位を多少越えただけなら、堤防の高さには余裕がありますので、すぐに堤防からあふれ出すことはありません。

余裕高は、計画高水流量に応じた基準で決定されております。筏川の計画高水流量は毎秒20トンですので、この基準ですと余裕高は0.6メートルとなります。筏川の計画高水位は海拔マイナス1.01となっておりますので、計画上の堤防高としましては海拔マイナス0.4となります。したがって、この場所においても計画上の堤防高をクリアしているということで、越水になることはないと考えております。

それと、3点目の今年度施工します舗装する場所における車どめが設置してある付近にすりかわれるような幅をとということでございますけれども、今現在の堤防におきましても、通常、一般車両が通っていただくような堤防じゃない管理用の堤防ということで施工しておりますので、そういった耕作において車がすりかわれるようなところをとということでございますけれども、一応、管理用の道路ということで、今の現状のままの幅で、一般車両の通行は御遠慮いただきたいと。緊急時における車両の通行ということで車どめも施工して、ふだんは通れないという形で施工させていただきますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 1点ちょっと誤解があるようですので、先ほどのまずすれ違える舗装のところの件ですけれども、実際、すれ違えるんじゃないかと、そこまで行って、橋のたも

とでちょうどせきとめられておりますので、その道が、そこへ行って、そこでUターンできる余裕の空間をつくってほしいということなんです。ただ本来が、先ほど部長が言われるように、通れるための安全面についても相当多分難しい面もあると思いますけれども、ただ地元の方で通られる方が、どうも畑へ行くのに近いという方で、その方たちが、その上を歩いていくと畑へ行くのが近いということになされているみたいなんですけれども、実際、例えば橋の部分である程度のひっくり返れる空間があれば、全体の幅を広くしてくれとか、そういう問題じゃなくて、結局、その縁の部分でUターンできるようにしてくれというような要望だったので、一応、それが難しいということでしたら、またあれですけれども、もし可能でしたら、そういうことも考えていただきたいなあと思います。

そして、先ほどの筏川の末広の部分なんですけれども、低いということ。私も資料をいただいている、実際の場所について写真までいただいていますので。実際多分、近くの方は御存じだと思うんですけれども、この地域、私もよく通らせていただくんなんですけれども、水位が相当ふだんから高いんですよ。それで、例えば60センチの余裕があるという先ほどの説明でした。ただ、この60センチという水位が、果たして60センチだけで、あの水位からして、流入する水がないということはあるとは思いますが、ただ排水機場の中には、これから先、かえ出すところも出てくると思います。ある程度そういうところを考慮していただいて堤防の高さを今後検討していただけないかなあと思います。これはあくまでも要望ですので、よろしく願いいたします。

それでは、筏川については質問はこの程度にさせていただきます。

そして次に、2つ目の質問をさせていただきます。

食料の安定供給から見た農業の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、食料自給率の現状と今後の目標についてお伺いしたいと思います。

平成27年8月に農水省から、平成26年度の食料自給率が公表されました。内訳を見ると、カロリーベースでは平成25年度と同じ39%で、これは平成22年度から同じであります。生産額ベースでは64%で、平成25年度から1ポイントの減少であります。平成26年度の内訳をカロリーベースで見ると、米については98%、畜産物については17%、ただしこれも輸入飼料部分を除いた部分です。実際、輸入飼料部分で育った部分については47%あります。油脂類についてはわずか3%、小麦13%、砂糖類31%、魚介類67%、野菜76%、大豆28%、果実37%、その他として25%あります。このその他の部分というのは、キノコとかそういうものだそうです。実際のところ総供給熱量は1人1日当たり日本人が食う量です。2,415キロカロリーだそうです。そして、国産でその供給熱量が賄えるのが、1人当たり1日947キロカロリーです。それによって総合食料自給率は39%となっております。

これを諸外国の食料自給率と比べてみると、カロリーベースで見ると、平成23年度におけ

るデータではありますが、アメリカ合衆国では127%、カナダは258%、ドイツ92%、フランス129%、イギリス72%、温暖な地中海に面しているイタリアでも61%、園芸大国のオランダでは66%、スイスでも57%、北欧の国であるスウェーデンでも71%、そして南半球のオーストラリアでは205%となっております。隣国韓国においては日本と同じく39%、参考数字ではありますけれども、台湾はわずか34%であります。

平成27年基本計画では、新たな食料自給率目標が設定されました。目標年度として平成37年度を目標として、カロリーベースで現況39%を45%に、生産額ベースでは現況64%を73%に、現在、飼料自給率が現況26%を40%と設定されております。

さらに、農地面積の見通しも設定されました。延べ作付面積及び耕地利用率についても目標が設定されております。農地面積では、平成25年、454万ヘクタールは、平成37年には減少で440万ヘクタール、ただし延べ作付面積では417万ヘクタールのものが443万ヘクタールに、実際、耕地利用率は現況92%を、その増加部分に当たる101%に設定されております。耕地利用率が100%を超えるということは、これは二期作、二毛作が絶対に必要だということにもつながります。この現況の食料自給率、平成37年の目標とされる自給率、作付面積などから、弥富市における現状についてお伺いしたいと思っております。

特に農産物の出荷量の推移、販売額の推移について、どう把握してみえるのかお伺いしたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

本市の状況でございますが、農林水産統計調査によれば、平成26年の水稲は作付面積が1,110ヘクタール、収穫量が5,730トンとなっております。続きまして麦、こちらは小麦でございますが、作付面積が332ヘクタール、収穫量が1,750トンとなっております。大豆でございますが、作付面積が299ヘクタール、収穫量が643トンとなっております。ほかの作物でございますが、平成25年のナスにつきましては作付面積が6ヘクタール、出荷量が621トンとなっております。トマトでございますが、作付面積が25ヘクタール、出荷量が3,030トンとなっております。

なお、販売額につきましては、申しわけございませんが、把握のほうができてございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ナスの出荷量まで調べていただきまして、ありがとうございます。

実際のところ私が聞きたいのは、その推移なんです。過去から現在、その収穫量が減っているのか、販売金額はちょっと把握できなくても、出荷量がふえているのか減っているのかについてお伺いしたいんですけれども、わかればお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 水稻の関係でございますが、平成26年度は、先ほど申し上げまし  
とおり収穫量5,730トンでございますが、平成20年につきましては6,560トンという数字にな  
っております。ですので、毎年若干ずつ減っておるとい感じになっております。

麦でございますが、麦は平成26年度が1,750トンと先ほど申し上げましたが、平成20年  
は1,050トン。年によって多いときと少ないときが、天候のぐあい等もございませ  
ますが、麦につ  
きましてはふえておるとい状況でございます。

大豆でございますが、大豆が平成26年、先ほど申しました643トン、平成20年度が636ト  
ンとなっております。こちら天候によりまして毎年推移のほうが、ふえたり減ったりとい  
うふうにございませ  
ますが、平成20年度と比べますと、同じような収量といような推移にな  
っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際、収量はやや落ち込んできているような感じも受けますけれど  
も、小麦、大豆については年度によって相当変動が、作付面積が変わりますので、相当変わ  
っているように思います。その辺を実際把握していただいて、次の質問をしたいと思  
います。

実際、食料自給率が平成9年度以降17年間、40%前後で横ばいで推移している中で、食料  
自給力、食料の潜在生産能力は近年低下傾向にあると思  
います。将来の食料供給能力の低下  
が危惧される状況であります。国際的な食料需要に不安定要素が存在する中では、食料の安  
定供給の確保に向けた取り組みがまさしく必要となっております。

仮に、小麦の主要輸入相手国が大不作となって、我が国の輸入量が大幅に減少した場合は、  
備蓄の活用、代替国からの輸入、翌年産における緊急増産などの対策を講じ、小麦の安定的  
な供給の確保に努めなければなりません。食料の安定供給の確保に向けた市の考え方につ  
いてお伺いしたいと思  
います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 現在、農地中間管理事業のほうを、国、県、市という形で推進を  
させていただいてお  
ります。農地の担い手への集積を進めることによりまして生産コストを  
減らし、作業効率を上げ、収量の増加を図れば、食料の安定的な供給を確保することがで  
きるものと考えてお  
ります。

また、本年5月でございますが、操出の農業生産法人の有限会社古江トラクターさんが、  
大豆経営の部門で全国豆類経営改善共励会生産局長賞という賞を受賞されました。これは、  
大豆作付面積が16.6ヘクタールで作付をされてみえますが、単収が272キロと高くなってお  
ります。こちらは県の平均より103キロも多く収穫をされまして、県平均の1.6倍の収量をさ  
れたといこと  
でございます。また、過去3カ年を通じても多収量であったといこと、ま

た品質のほうも上位等級比率が83%で高かったことが評価されたものでございます。

このような優秀な担い手農家の存在も、今後の食料の安定供給にとっては大変重要なことと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 表彰されるような立派な農家の方、結構たくさん見えると思います。そういう方のこれから先も指導のほうをよろしくお願いしたいと思います。

そして、次の質問に移りたいと思います。

全てがそのような農家の方ばかりならよろしいんですけども、実際、農村部においては、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行しております。農業就業者が高齢化、減少するとともに、集落を構成する人口も減少しております。高齢者のリタイヤなどによる農地の荒廃や担い手の不足などによる生産基盤の脆弱化などが進行しており、農業就業者が著しく減少し、農業経営が次の世代に継承されずに、貴重な資源や技術の伝承が途絶えてしまうおそれがあります。農村の集落人口の減少が、農地、農業用水などの地域資産の維持管理や生活サービスの提供等の継続に支障を及ぼすことも懸念されております。

現在の弥富市の農業就業者の現状はどうでしょうか。今後、高齢化の進行に伴う1人当たりの食料消費量の減少及び人口減少の本格化が食市場の縮小をさせる可能性もあります。介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービスなど、今後増加していく高齢者をターゲットとした新たな市場の創出も期待されております。

弥富市のこういう方の新たな農業就業者の取り組みについてどう現状を把握してみえるか、お聞かせ願います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

まず、現在の農業就業者の現状でございますが、2010年の農林業センサスによれば、弥富市の農業就業者数は1,498人、男性が724人、女性が774人でした。本年は2015年の農林業センサスが実施をされておりますが、まだ集計数値のほうは出ておりませんので、残念ながら最新の数値というものは不明でございますが、高齢化、または後継者不足という影響によりまして、農業就業者数は減っているのではないかと推測をさせていただいております。

また、弥富市の農業就業者の新たな取り組みについてという御質問でございますが、市内の農家では、自分のところで収穫されましたお米や野菜を直接地元のスーパーで販売されている農家もございますし、米を米粉やおにぎりに加工してJAで販売してみえる農家もございます。また、バラを使ったアイスクリームやドレッシング、ジャムをつかって販売してみえる農家もございます。

以上のように、新たな販売策の開拓や農産物を加工して販売するという6次産業化に取り組みられているというような新たな取り組みをされてみえるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 就業者のうち、半数が女性なんです。日本の農業は、ある程度女性がいないといけないのかなあと私もつくづく思うときがあるんですけども、女性が支えているというところが強いと思うんですね。

それで、これから先、女性が活躍できるような市としての支援も、これは要望です。市長さんに特にお願いしたいんですけども、女性農業者というのはなかなか表に出てこれないんです。私も、よく頑張って旦那さんがよそへ行っているときでも働いてみえる方を見ます。女性農業者の方は真面目にこつこつやってみえるし、いろんなことについて熱心にやってみえます。そして、先ほど課長から話がありましたように、6次産業化で熱心にやられてみえる方もあります。そういう方のためにも、女性の活躍の場をこれから広げていただきたいし、そういう意見を取り入れていただきたいなと思っております、施策について。どうか、これについては私のあくまでも要望ですので、女性についての施策をこれからよろしく願いたいと思います。

それでは、最後の質問にしたいと思います。

今後、世界の食料や飼料等の需要の増大が続くと見込まれております。地球温暖化等の気候変動の進行により、食料供給面への影響も懸念されております。社会構造、ライフスタイルなどの変化を反映して、家庭での調理を要しない加工食品や総菜、少量サイズの商品、ネット販売による食品購入など、食品の質、サービス形態等の多様化や高度化が進んでくると思います。今後、こうした動きはさらに進展すると考えられております。消費者と食のかかわり方が多様化する中では、地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の衰退、そして食卓と生産現場との距離の拡大によって、農業や農村についての消費者の理解の希薄化が進むと思われる。このような懸念も考える中、食料自給率、食料自給力の維持向上のためにも、今後とも力強い農業を支えるためにも市の支援をよろしく願いたいと思います。

最後に市長のほうから、御支援のほうをよろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員に御答弁申し上げます。

武田議員の御質問と違う観点からの答弁になるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

今、農業を取り巻く環境というのは大きく変化しつつある。三浦議員のところでも、農地中間管理機構に対する農地の集約化の話が出てまいりました。そういった構造的な側面から

少しお話をさせていただくわけですが、今、弥富市全部で水田という形は全てで1,650ヘクタールぐらいでございます。そういった形の中で60%から70%ぐらいが利用権設定をされて、担い手さんがやっただいておるということでございます。そして、この集約という形の中で、10年計画で80%まで持っていくということを計画しておるわけですが、私はもっとスピードは速まるだろうと思っております。

そういった形の中で、高齢化がますます進んでいるわけでございますので、そうした形の中においては、担い手、あるいは利用権設定されたという形の中での農業運営については、相当なコストカットができるんだろうと、あるいはマスのメリットが追求できるだろうということも一方ではあるかと思っております。それが集約の大きな目的でもあるわけでございます。国際競争力に勝てる日本の農業という意味において、そういう方向で持っていかないと、もたないということが言われているわけでございます。

そういう形の中で、今後の構造的な側面として国のほうでは、米の直接支払交付金というのが、一昨年以前までは1万5,000円支払われておった。いわゆる生産調整に対する奨励金でございますけれども、それが昨年度から7,500円になってしまったという形の中で、10アール当たり7,500円になったということでございます。これを29年まで継続して、30年からはもう撤廃しますよというのが米の直接支払いの政府の交付金でございます。我々としても市の単独という形の中で、生産調整に対する推進対策事業補助金という形で、減反政策に対しては10アール当たり3,000円を支給してまいりました。これは平米3円という単価で計算をさせていただいております。

また、2つ目として、市単独の補助金としては、生産調整の推進対策事業集団化補助金、いわゆる麦・大豆に転作していただきましたら7,000円の補助金を出しましょうという形の中で推進させていただきました。反当たり7,000円、1平米当たり7円という単価で計算をさせていただいております。

また、減反したところに対して、麦・大豆をつけなかった、ほかの野菜であるとか、あるいは飼料米という形につきましては、10アール当たりの3,000円の補助金を出させていただいております。これも平米当たり3円という形の中で、奨励金を市単独の補助金として、生産調整にまつわるさまざまな形で展開をしてきたわけでございます。

これの一定の目的は、私は生産調整を含めて果たされたのではないかと思っております。そして、担い手の人に対して第1回の会合を持ったわけでございますけれども、これが今までどおりの計算という形ではなくて、少し減額をさせていただきたい。そして、その財源を農家の方の経常賦課金、土地改良事業を含めたところの経常賦課金が大変大きな負担となっているわけですね。そのような財源に回していきたいというふうな考え方をしておるわけでございます。最初から全てゼロにするということはなかなかできません。

そういう状況の中で、一方では担い手という形の中で農地の集約化ができてくる、マスのメリットも追求される、コストカットもされてくるという状況があるわけですね。そして、土地改良等の賦課金について全て農家の負担持ちだと。これでは農家の方がますます厳しくなるだろうと思うわけでございます。こういうような状況の中で、担い手農家の方たちと協議を進めることにおいて、市単独の補助金をどうしていくかということについては大きな転換期に来ていると思っております。また、これから協議を継続しながら、この問題について農家の一つの大きな取り組みだろうという形の側面からお話をさせていただきました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長のほうから先ほど御説明がありました。市の単独補助金、私も以前から長い間やっていただいてありがたい補助金だと思っております。そして、今それがちょっと転換期に来ているというお話でしたが、私からの要望としては、できるだけそれは継続していただきたいというのが要望です。実際のところ、ある程度農家自身のところ、米も確かにことし、1,000円ほど高くなりました。ただ、まだ実際、それが十分な金額であるかどうかについては、今後の検討の課題になるかもしれませんけれども、少しでも上がってきた、夢ができてきた状態ですので、さらにこれを継続していただきたいなということを最後に要望としてお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時57分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 鈴木 みどり

同 議員 那須 英 二

